

令和7年第3回定例会審議予定表

会期日程（会期3日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第 1 日 本 会 議	9月10日	水	午前10時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・委員会報告・議案上程・提案理由の説明・特別委員会の設置・議案審議・討論・採決
第 2 日 本 会 議	9月11日	木	午前10時	一般質問・議案審議・討論・採決
第 3 日 本 会 議	9月12日	金	午前10時	議案審議・討論・採決・閉会

# 令和7年第3回五木村議会定例会

## 目 次

第1号(9月10日)		頁
1. 議事日程	.....	3
2. 出席議員	.....	4
3. 欠席議員	.....	4
4. 説明のため出席した者の職氏名	.....	4
5. 事務局職員の職氏名	.....	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	.....	6
7. 日程第2 会期の決定	.....	6
8. 日程第3 諸般の報告	.....	7
9. 日程第4 委員会報告	.....	15
10. 日程第5 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について	.....	16
11. 日程第6 報告第3号 令和6年度財政健全化判断比率について	.....	17
12. 日程第7 報告第4号 令和6年度公営企業資金不足比率について	.....	17
13. 日程第8 議案第44号 教育委員の選任について	.....	17
14. 日程第9 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	.....	17
15. 日程第10 議案第46号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第2号)	.....	18
16. 日程第11 議案第47号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算(第2号)	.....	18
17. 日程第12 議案第48号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算(第1号)	.....	18
18. 日程第13 議案第49号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算(第1号)	.....	18
19. 日程第14 議案第50号 令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	.....	18
20. 日程第15 認定第1号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(一般会計)	.....	18
21. 日程第16 認定第2号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)	.....	18

22. 日程第17	認定第3号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (ダム対策事業特別会計)	18
23. 日程第18	認定第4号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)	18
24. 日程第19	認定第5号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (代替地上下水道事業特別会計)	18
25. 日程第20	認定第6号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)	18
26. 日程第21	認定第7号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (墓地公園特別会計)	18
27. 日程第22	認定第8号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (情報通信事業特別会計)	18
28. 日程第23	認定第9号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (簡易水道事業特別会計)	18
29. 日程第24	認定第10号	令和6年度五木村歳入歳出決算認定について (農業集落排水事業特別会計)	18
30. 日程第25		決算認定審査特別委員会の設置について	43
31. 日程第26		川辺川ダム対策再建特別委員会の設置について	43
32. 日程第27		質疑	43
33. 散 会			55

## 第2号(9月11日)

1. 議事日程	59
2. 出席議員	59
3. 欠席議員	59
4. 説明のため出席した者の職氏名	59
5. 事務局職員の職氏名	60
6. 日程第1 一般質問	61
(1) 西村久徳	61
(2) 黒木一秀	80
(3) 園田 久	104
7. 日程第2 質疑(議案第46号から)	114
8. 散 会	124

### 第3号（9月12日）

1. 議事日程	127
2. 出席議員	127
3. 欠席議員	127
4. 説明のため出席した者の職氏名	127
5. 事務局職員の職氏名	128
6. 日程第1 質疑（議案第47号より）	129
7. 日程第2 討論	132
8. 日程第3 採決	132
9. 日程第4 要望について	134
10. 日程第5 議員派遣について	134
11. 日程第6 閉会中の継続審査・調査について	134
12. 閉会	134

# 第3回五木村議会定例会会議録

令和7年9月10日（水）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和7年第3回五木村議会定例会（第1号）

令和7年9月10日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 委員会報告
- 日程第5 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について
- 日程第6 報告第3号 令和6年度財政健全化判断比率について
- 日程第7 報告第4号 令和6年度公営企業資金不足比率について
- 日程第8 議案第44号 教育委員の選任について
- 日程第9 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 令和7年度五木村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第47号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第48号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第49号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第50号 令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 日程第16 認定第2号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- 日程第17 認定第3号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（ダム対策事業特別会計）
- 日程第18 認定第4号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- 日程第19 認定第5号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（代替地上下水道事業特別会計）
- 日程第20 認定第6号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について

(後期高齢者医療特別会計)

日程第21 認定第7号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
(墓地公園特別会計)

日程第22 認定第8号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
(情報通信事業特別会計)

日程第23 認定第9号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
(簡易水道事業特別会計)

日程第24 認定第10号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
(農業集落排水事業特別会計)

日程第25 決算認定審査特別委員会の設置について

日程第26 川辺川ダム対策再建特別委員会の設置について

日程第27 質疑

日程第28 討論

日程第29 採決

日程第30 議員派遣について

日程第31 閉会中の継続審査・調査について

2. 出席議員は次のとおりである。(8名)

1番 田山淳士君

2番 黒木一秀君

3番 西村久徳君

4番 中村弘信君

5番 園田久君

6番 中村俊也君

7番 豊永勝彦君

8番 早田吉臣君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(10名)

村長 木下丈二君

総務課長 竹村文秀君

ダム対策課長 土肥整二君

政策調整監 山下俊彦君

保健福祉課長 高 田 孝 浩 君  
住民税務課長 大 岩 留 美 君  
産業振興課長 土 肥 博 司 君  
建設課長 黒 木 光 重 君  
会計管理者 大 岩 留 美 君 (兼務)  
教 育 長 西 龍三郎 君  
教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (1名)

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 起立、礼、おはようございます。着席をお願いします。

本日は、五木村議会議員の改選後、初めての定例会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

改めてでございますが、今回、議員選挙で村民の付託を受けて議席を得られて、議員の方々、身の引き締まる思いであると思います。

さて、五木村の人口は、熊本県で一番少ない自治体であります。半世紀以上にわたります川辺川ダム建設計画に翻弄されてきました。その課題をしっかりと理解し、解決に向けていかなければならない時期に来ていると思います。議会は、役場執行部の提案を吟味し、議論、精査を行い、判断をする場であります。議会のチェック機能、提案機能を発揮されることを念願して9月の定例会の挨拶といたします。

それでは、これより令和7年第3回五木村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 園田久議員、6番 中村俊也議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、中村議会運営委員長。

○6番（中村俊也君） おはようございます。先ほど議長が申されましたが、改選後初めての議会であります。また、今回も議会運営委員長としてやっていく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、報告をいたします。

去る9月2日火曜日午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。今回の9月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明を受けております。

執行部の提出案件につきましては、報告2件、人事1件、条例の一部改正1件、補正予算5件、決算認定10件の計19件でございます。

令和6年度歳入歳出決算認定につきましては、執行部からの説明を聞き、決算認

定審査特別委員会を設置の上、閉会中の継続審議を行うことで議会運営委員会で決定をしております。

また、川辺川ダム対策調査特別委員長の総括報告を受けた後に、地域振興や川辺川ダム問題を審議する川辺川ダム対策再建特別委員会を設置し、閉会中の継続審査を行うことを議会運営委員会にて決定をしております。

令和7年6月議会において、総務常任委員会に付託されました請願、本議会に総務常任委員長から報告をいただき御審議をいただきたいと決定をしております。

次に、村内の住民から、村民投票条例の設置を求める要望が出ております。この件は、本定例会に設置される予定の川辺川ダム対策再建特別委員会に付託をすることで議会運営委員会では決定をしております。

一般質問につきましては、3名の方から通告書が提出をされております。第2日目の9月11日を予定をしておりますので、質問及び答弁につきましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

以上の案件を議会運営委員会で検討をした結果、お手元に配付をした会期日程がありますが、第1日目を本日9月10日に開会をいたしまして、諸般の報告、委員会報告、請願の審議の後、議案の上程に伴う提案理由及び議案内容の説明、特別委員会の設置、議案審議、討論、採決を決定をしております。第2日目の9月11日には、一般質問、議案審議、討論、採決を予定、第3日目の9月12日には、議案審議、討論、採決、閉会という3日間の会期で当委員会では決定をしております。

以上、会期の決定につきましては議会運営委員会で決定をしたとおりお取り計らいいただきますようお願いを申し上げまして、議長に報告をいたします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） お諮りします。委員長報告の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、会期は本日9月10日から9月12日までの3日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（早田吉臣君） 日程第3 諸般の報告を議題とします。

例月出納検査の報告を求めます。7番、豊永監査委員。

○7番（豊永勝彦君） おはようございます。それでは、例月監査の報告をいたします。まずは、一般会計及び特別会計です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年7月末日。

3、検査実施日、令和7年8月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、すべて符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金7,781万217円、一時借入金1億円。基金31億4,586万7,610円、歳計外現金4,779万1,392円、現金現在高32億7,146万9,219円でございます。

次のページに令和7年度収支計算書、さらに、その次のページに歳計内現金管理状況の資料があります。

また、次のページには基金の保管状況調があります。保管状況では最終的に合計額を申し上げますが、31億4,586万7,610円でございます。

それから、次のページに令和7年7月中の基金増減の明細が付しております。御覧いただきたいと思えます。

さらに、その次のページには、歳入・歳出外現金保管状況調があります。こちらにも合計を申し上げますが、4,779万1,392円でございます。

それと、最後の2ページに、6月と7月に行われました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

次に、公営企業会計の簡易水道事業です。

五木村長 木下文二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

簡易水道事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について  
地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、  
同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金  
の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年7月末日。

3、検査実施日、令和7年8月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、  
預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合  
した結果、すべて符合し誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照  
合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けら  
れず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金5万6,166円、一時借入金ゼロ。基金ゼロ、預金残高1,421万9,690円で  
ございます。

次のページに五木村簡易水道事業会計収支表、さらに、その次に現預金残高表が  
あります。

それと、最後の2ページに、6月と7月に行われました例月水道検査の結果が添  
付してございますので、御覧ください。

次に、公営企業の農業集落排水事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

農業集落排水事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について  
地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、  
同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金  
の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和7年7月末日。

3、検査実施日、令和7年8月21日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、すべて符合し誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は次のとおりである。

歳計現金 1万3,000円、一時借入金ゼロ。基金ゼロ、預金残高577万1,844円、現預金現在高578万4,844円でございます。

次のページに令和7年度収支計算書、さらに、その次のページに歳計内現金管理状況の資料があります。

また、次のページに五木村農業集落排水事業会計収支表、さらに、その次に現預金残高表があります。御覧ください。

それと、最後の2ページに、6月と7月に行われました例月出納検査の結果が添付してございますので、御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（早田吉臣君） 続きまして、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） それでは、令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和7年8月27日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

五木村村議会議員の任期満了に伴い、議長が決定するまで、田中哲副議長が議長の職を行いました。

日程第1、仮議席の指定では、議長選挙が終わるまで、着席の席を仮議席と決定をされました。

日程第2、議長選挙では、指名推選で行うことが決定し、8名の選考委員により推選された田代利一議員（球磨村）が全員一致によって議長に当選されました。田代利一議員により、議会運営委員会委員の辞職届が出され、追加日程として審議されることが決定をいたしました。

新たに、追加日程第1号の追加1を配付し、議事日程に従い審議しました。

追加日程第1、議会運営委員会委員の辞職では、まず、田代議員が退場をした後、辞職について審議し、許可することに決定をいたしました。

新たに、追加日程第1号の追加2を配付し、議事日程に従い審議しました。

追加日程第1、議席の指定では、五木村から新たに選出された議員の議席を、16

番、西村議員、17番、園田久議員に議長から指名をされました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名では、4番、西信八郎議員（人吉市）、6番、早田和彦議員（錦町）が指名をされました。

日程第3、会期の決定では、宮崎保議会運営副委員長（人吉市）の報告の後、会期を8月27日の1日間と決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、五木村の改選及び議長選挙によって欠員となっている委員2名を下球磨地区の議員から選出し、18番、中村龍喜議員（山江村）、及び21番、永椎樹一郎議員（球磨村）が選出、議長から指名されました。議会運営委員会が開催され、委員長に中村龍喜議員（山江村）が互選されました。

追加日程第5、行政報告では、理事会代表理事から令和7年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

追加日程第6、議案第10号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます、追加日程第7、議案第11号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、追加日程第8、認定第1号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この3件を一括して、理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。

続けて、執行部から、議案第10号及び11号の2件の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決をしました。

続けて、会計管理者から、認定第1号の補足説明を受けた後、続けて、代表監査委員から決算審査意見書の報告を受けました。日程第1号の審査については、委員を8名とする令和6年度決算特別委員会を設置し、特別委員会へ付託することに決定をいたしました。

新たに、議事日程第1号の追加3を配付し、日程に従い審議をいたしました。

追加日程第1、令和6年度決算特別委員会の設置については、各地区から、川上紗智子議員（人吉市）、宮崎保議員（人吉市）、前田文議員（多良木町）、遠坂道太議員（湯前町）、杉野久志議員（水上村）、川邊一徳議員（相良村）、本田りか議員（山江村）、永椎樹一郎議員（球磨村）の8名が選出され、議長から委員に指名されました、

直ちに、第1回令和6年度決算特別委員会が開催され、委員長に遠坂道太議員（湯前町）、副委員長に宮崎保議員（人吉市）が互選されました。議長から報告されました。

追加日程第9、同意第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについてで

は、不在となっている議会選出監査委員について、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、原案どおり同意され、議会選出監査委員として新たに源嶋たまみ議員（多良木町）が選任されました。

追加日程第10、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長報告書については、第5回委員会の調査内容及び正副委員長協議結果について委員長から報告を受けました。これは、新たにあさぎりに造る予定が執行部では提案されております。そのことで特別委員会をつくっておるわけでございます。新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会並びに令和6年度決算特別委員会の各委員長から申出書が提出され、申出のとおり了承しました。

最後に、組合議会会議規則第43条の規定により、議決された事件についての条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することが決定されました。

すべての審議を終了し、閉会しました。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） それでは、報告をいたします。

人吉下球磨消防組合議会臨時会の結果でございます。

日時、令和7年8月25日月曜日。開会、閉会は次のような時間で行われております。

場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

出席者は全議員、また、執行部は管理者5名、管理者代行1名、職員7名、事務局2名、計23名でございます。

会議の結果。日程第1、議席の指定では、1番、私から、2番、相良村選出、黒木議員、3番、人吉市選出、松村議員、4番、人吉市選出、平田議員、5番、山江村選出、西議員、6番、球磨村選出、東議員、7番、人吉市選出、村上議員、錦町選出、竹田議員でございます。

日程第2、会期の決定、令和7年8月25日（1日間）とすると決定をされております。

日程第3、会議録署名議員の指名、7番、村上恵一議員、1番、私でございます。

日程第4、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連しておりますので日程第5、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この2件は法改正によるものでございます。両議案とも、令和7年10月1日施行。両議案とも原案どおり可決をしております。

日程第6、議案第3号、令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）について。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億3,170万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,791万9,000円とするものでございます。歳入歳出は以上でございますが、歳出では3款18節負担金補助及び交付金、163万6,000円の減額。人吉下球磨消防組合指令事務協議会デジタル無線機器ネットワークの更新費用の減額によるものでございます。

また、14節では工事請負費の8,282万5,000円の増額は、消防本部中央消防署庁舎建設予定地の試掘調査に伴う伐開費用の増額でございます。

また、消防本部中央消防署造成に伴う積算単価の変更により、17節の備品購入費では4,700万円の増額は寄贈高規格救急自動車に伴う購入費用によるものでございます。

以上のようなことで、3号はいろいろ説明を受けまして、原案どおり可決しております。

日程第7、議案第4号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、知識経験者の高瀬久人監査委員の任期満了に伴い、新たに山江村出身の平山辰也氏を監査委員に選任することにつきまして同意を求められ、原案どおり同意をいたしております。

日程第8、議案第5号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、前議員選出監査委員の川邊正美議員の任期満了に伴いまして、新たに人吉市選出の平田清吉議員を監査委員に選任することについて同意を求められ、原案どおり同意をいたしております。

日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告で、令和7年6月6日に第19回目、8月12日に第20回目の消防庁舎建設に関する特別委員会を開催をしましたので、概要については、以下のように説明をされております。本文が長うございますので、皆さんの一読をよろしくお願いを申し上げまして、議会閉会中においても必要に応じ、特別委員会を開催することを確認をいたしまして閉会となっております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 次に、行政報告を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） おはようございます。

本日、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

まず初めに、8月10日から11日にかけての記録的な大雨による県内の被害状況及び本村の対応について御報告いたします。

県内では、死者4名、安否不明者1名等の人的被害や7,000棟を超える床上浸水等の住家被害が発生しており、八代市をはじめとした多くの市町村に甚大な被害をもたらしました。発生から一月が過ぎますが、今でも多くの方が不便な生活を強いられている状況です。

村内では、11日午前8時5分に土砂災害警戒情報が発表されたことから、午前9時に災害対策本部を設置し、午前8時半に福祉避難所、午前9時に指定避難所を開設しました。

その後、午前11時に土砂災害警戒情報が解除されたため、災害対策本部を解散いたしました。避難者は数名あったものの、幸いにも本村においては人的、住家等の被害はございませんでした。

本村では、被災地支援として県町村会等と連携し、被災市町村への職員派遣を行っているところです。

また、五木村社会福祉協議会では、8月31日に、美里町において災害復旧支援ボランティア活動も行われ、現在は上天草市へ職員派遣が行われております。今後も、被災地の復旧・復興の一助となるよう、引き続き積極的な活動を行ってまいります。

また、五木村の災害対応についても、気を緩めることなく防災体制の整備や災害の備えに万全を期してまいります。

それでは、8月5日臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

8月5日、川辺川における流水型ダム建設に関する国土交通省への要望を、川辺川ダム建設促進協議会及び県と合同で行ってまいりました。

8月7日、全国過疎地域連盟熊本県支部総会及び全国山村振興連盟熊本県支部総会へ出席してまいりました。

8月12日、川辺川砂防促進期成会総会を本村役場庁舎で開催し、令和7年度の砂防事業促進に向けた活動計画が承認されました。

8月13日に北分館、14日に平沢津地区、西地区でそれぞれ夏祭りが開催され、参加してまいりました。

8月16日、17日は、リバーサイド山里の会主催による恒例の宮園林間学校が、村外から70名近くの参加者を招いて開催され、自然を満喫するとともに、参加者と地域住民との交流会が賑やかに開催されました。

8月19日、義務教育学校施設整備事業に係る要望を、西教育長と共に県の越猪教育長へ、翌20日には、地元選出国會議員及び文部科学省に行ってまいりました。

8月28日、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会総会及び肥薩線利用促進・魅力発信協議会総会へ出席してまいりました。

8月29日、人吉球磨日本遺産活用協議会総会へ、また、9月3日、熊本県治山林道協会総会へ出席してまいりました。

9月4日、人吉高等学校五木分校生への通学支援金贈呈式を行いました。本支援金により、就学環境向上や学生確保等、関係人口の増大につながるものと期待しております。

9月5日、6日、国土交通省主催のもと、一級河川球磨川水系川辺川ダム建設事業に係る公聴会が開催をされました。

以上、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

#### 日程第4 委員会報告

○議長（早田吉臣君） 次に、委員会報告を求めます。ダム対策調査特別委員会の報告でございますが、私がダム対策調査特別委員会の委員長ですので、この場で報告をいたします。

それでは、報告いたします。

五木村議会議長 岡本精二様

令和7年7月31日

五木村川辺川ダム対策再建特別委員会委員長 早田吉臣  
委員会調査報告について

出納検査の結果に関する報告の提出について

調査事件について、調査結果を次のとおり、会議規則第72条の規定により報告します。

調査結果、期日、令和3年8月10日から、令和7年8月31日。

出席した委員、全員の議員でございます。

事務局長、土肥整二です。

説明のために出席した委員、村長、木下文二、五木村役場職員です。

経過については、文章のとおりでございます。

最後に、まとめの報告をいたします。現在、川辺川に建設計画されている流水型ダムは、世界的に見ても類例がないほど巨大なものであり、その影響がどの程度に及ぶのか未知の部分が多い。そのため、国は巨大な模型を五木村久領地区やつくば市に建設をして、その影響評価を研究中であります。

よって、本委員会としては、洪水調査の後に生ずるであろう堆砂の問題を含めて、想定外の事態が生じる懸念を持っており、その対応を国や熊本県が完全な形でダム建設前の環境状況に回復する確約書を取るよう求める。

また、熊本県と執行部は、水源地地域対策特別措置法の五木村の振興事業を追加

することを、法改正を含めて粘り強く国に要望し、地域振興のため、さらなる財源を確保するように求める。

以上、調査報告でございます。

-----○-----

**日程第5 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願について**  
○議長（早田吉臣君） 次に、日程第5、請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援を求める請願についてを議題とします。

本事件は、総務常任委員会に付託がなされております。総務常任委員長の報告を求めます。

中村総務常任委員長。

○6番（中村俊也君） それでは、報告をいたします。

五木村議会 早田吉臣様

五木村議会総務常任委員会委員長、中村でございます。

委員会調査報告について、調査事件について調査結果を次のとおり、会議規則第72条の規定によりまして報告をいたします。

調査期間、期日、令和7年8月18日、1日間でございます。

出席した委員は、全員でございます。また、議会事務局長も出席をしております。第3は、出席がなかったものでございます。

4、調査の経過、令和7年5月19日付で提出をされました請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援について（人吉医師会、球磨郡医師会）でございます。令和7年第2回五木村議会定例会に総務常任委員会へ調査審査が付託されたため審議を行いました。

請願の概要、請願書によると、人吉球磨准看護学院は、少子化と過疎化を原因とした入学者の減少が続いており、学院運営に資する授業料収入など資金調達不足で、昨年度は1,300万円の赤字を計上し、この不足分は両医師会が負担をしております。この負担軽減のため、第1項目として、現在、球磨郡の各町村から補助金、年額41万円強を2倍から3倍程度増額することと、2項目として、各町村のふるさと納税の応援メニューに「人吉球磨准看護学院助成」を追加することを請願をしているためでございます。

なお、請願の紹介議員は、本委員会の早田議員でございます。

また、委員からは、それぞれいろんな御意見が上がっております。これは、皆さん、お読みいただければなと思います。

7番、まとめを申し上げます。本請願を趣旨採択とする。以下に、その理由を記す。

本請願の第1項及び第2項は、議会に対し予算の増額編成または執行を求めるものであり、地方自治法第149条第2項の規定から、議会にその権限がないことは明瞭でございます。しかし、請願では、議会のその権限がない事項でも、法第124条の規定により受理を拒むことができないため、本請願の第1項、第2項を合わせて、本委員会にて審査を行った。本請願に付された資料などから、人吉球磨准看護学院の経営状態が厳しいことが理解できた。また、人吉球磨における唯一の准看護師養成機関であり、地元の医療関係者の重要な人材育成、教育施設として今後とも存続させたいとの請願者の趣旨を各委員が十分理解したのは、委員の意見からも明白でございます。

しかしながら、前述したように、議会には法第149条第2項により予算編成権や執行権がなく、第1項と第2項ともに、それらを実行する権限がないため、単に請願の趣旨を理解するととどまっております。

以上の審査により、本委員会において趣旨採択とすることが適当であると判断をいたしました。

以上、調査報告のまとめをいたしました。ありがとうございます。

○議長（早田吉臣君） ただいまの委員長報告について質疑を行います。質疑は、総務常任委員以外の議員からで受けます。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで請願第1号の質疑を終わります。

引き続き討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで請願第1号の討論を終わります。

引き続き、採決を行います。

請願第1号につきましては、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択と決定しました。

-----○-----

日程第6 報告第3号 令和6年度財政健全化判断比率について

日程第7 報告第4号 令和6年度公営企業資金不足比率について

日程第8 議案第44号 教育委員の選任について

日程第9 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇

等に関する条例の一部改正について

- 日程第10 議案第46号 令和7年度五木村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第47号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算  
（第2号）
- 日程第12 議案第48号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第49号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第14 議案第50号 令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 認定第1号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（一般会計）
- 日程第16 認定第2号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（国民健康保険特別会計）
- 日程第17 認定第3号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（ダム対策事業特別会計）
- 日程第18 認定第4号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（介護保険特別会計）
- 日程第19 認定第5号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（代替地上下水道事業特別会計）
- 日程第20 認定第6号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（後期高齢者医療特別会計）
- 日程第21 認定第7号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（墓地公園特別会計）
- 日程第22 認定第8号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（情報通信事業特別会計）
- 日程第23 認定第9号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（簡易水道事業特別会計）
- 日程第24 認定第10号 令和6年度五木村歳入歳出決算認定について  
（農業集落排水事業特別会計）

○議長（早田吉臣君） 議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、議案名を朗読いたします。

日程第6、報告第3号、令和6年度財政健全化判断比率について、日程第7、報告第4号、令和6年度公営企業資金不足比率について、日程第8、議案第44号、教育委員の選任について、日程第9、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第10、議案第46

号、令和7年度五木村一般会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第47号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第48号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第49号、令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第50号、令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）、日程第15、認定第1号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（一般会計）、日程第16、認定第2号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）、日程第17、認定第3号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（ダム対策事業特別会計）、日程第18、認定第4号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）、日程第19、認定第5号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（代替地上下水道事業特別会計）、日程第20、認定第6号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）、日程第21、認定第7号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（墓地公園特別会計）、日程第22、認定第8号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（情報通信事業特別会計）、日程第23、認定第9号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（簡易水道事業特別会計）、日程第24、認定第10号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（農業集落排水事業特別会計）

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） これより、提案理由の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、報告案件2件、人事案件1件、条例等の一部改正案件1件、補正予算案件5件、認定案件10件の計19議案であります。

報告第3号、令和6年度財政健全化判断比率について及び報告第4号、令和6年度公営企業資金不足比率については、監査委員の意見を付して報告いたすものであります。

議案第44号、教育委員会委員の選任については、教育委員の任期満了に伴い、委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、令和7年1月に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児時間の取得パターンの多様化及び仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行う必要があるため、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第46号、五木村一般会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1億2,340万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を42億3,743万7,000円

とするものであります。

主な歳出といたしまして、林道及び村道の災害復旧工事に要する経費などを計上しております。

議案第47号、五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ402万3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を647万円とするものであります。

下手公会堂建物売払収入分をダム対策基金に積み立てることとし、増額しております。

議案第48号、五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ1,613万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2億2,732万7,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、国県補助金・支払基金交付金返還金を計上しております。

議案第49号、五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）は、既決予算に歳入歳出それぞれ271万2,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を4,423万1,000円とするものであります。

主な歳出といたしまして、ケーブル施設等の修繕料を計上しております。

議案第50号、五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出を191万4,000円増額するものであります。

松本給水ポンプ修繕費などを計上しております。

認定第1号から認定第10号までは、令和6年度の一般会計並びに七つの特別会計、及び2つの公営企業会計の決算認定について、監査委員の決算審査意見書を付してお願いするものであります。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（早田吉臣君）　ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開したいと思います。

-----○-----

休憩　午前10時55分

再開　午前11時10分

-----○-----

○議長（早田吉臣君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第3号から報告第4号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君）　それでは、報告第3号と4号ですけれども、続けて御説明

を申し上げます。それと同時にですね議案のほうはタブレットに入っておりますけれども、お手元にA4の横の令和7年度9月定例会総務課と書いてある資料も併せて御覧いただければと思います。

それでは、まず、報告第3号からです。

報告第3号、令和6年度財政健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するというので、中身のほうに移らせていただきますが、これは毎年9月の議会で報告しているものでございます。私の記憶では平成20年度ぐらいから、これを報告しなさいという法律です。この法律について、地方公共団体の財政状況を客観的に表して、財政の早期健全化などの必要性を判断するもので、四つの指標が決められているところでございます。

中央の表を御覧いただきたいと思いますが、まず、実質赤字比率でございますけれども、一般会計における赤字の大きさを表しております。本村においては、赤字はございませんので表示しておりません。横線でございます。なお、括弧書きで書いてありますけれども、これが基準でございます。これ以内であればいいということでございます。

次に、連結実質赤字比率については、全会計を含んだところでの赤字比率です。こちら赤字はございませんので、表示しておりません。横線でございます。

次なんです、次に、実質公債費比率でございます。本村の借入金の返済額の大きさを、財政規模等に対する割合を示しているところでございます。令和6年度につきましては12.5%ということでございますが、令和5年度が11.9%でございました、0.6ポイント上昇した状況になります。分析した結果、令和3年度に借り入れたしました過疎対策事業債とか、通称、私たちは緊防債と言っておりますが、緊急防災減災事業債などの元金据置期間が終わった結果で令和6年度から償還が始まりました。よって、ポイントが悪化しているものでございます。

最後になりますけれども、将来負担比率でございますけれども、これは地方債などの将来負担すべき負債の大きさ等を、標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。この割合もマイナスとなっておりますので、表示はしておりません。横線でございます。

以上で、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号でございます。

報告第4号、令和6年度公営企業資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年

度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告するという事です。こちら9月の議会で、毎年報告しているものでございます。この公営企業資金不足比率というのも財政健全化に関する法律により表しているものでございます。本村の公営企業は、簡易水道事業と農業集落排水事業でございます。表のほうを見ていただくと、内容的には料金収入と比較して指標化しております。経営状態の悪化の度合いを示すもので。結果、表に書いておりますとおり、いずれも資金不足が発生していないということで、横線を引っ張っているところでございます。

ちなみに、先ほど申し上げたこちらの資料の一番最後のページ、8ページになります、お開けいただきたいと思っております。新しい議員さん、お見えですので、若干、参考資料2と書いてありますけれども、財政健全化比率とはということで書いております。先ほど申した四つの指標でございますけれども、この法律によって規定で定められております。3行目ですけれども、地方公共団体の長は、うちでいうと村長ですね、毎年度、会計管理者から前年度決算の提出を受けた後、健全化判断比率とその算定基礎書類を監査委員の審査に伏さなければならないということで監査委員さんにこれの審査を行っていただいているところでございます。

下の表に四つの指標ということで、これは簡単にと申しますか説明しております。一番最後の資金不足比率は、公営企業会計のことでございます。

ちなみに、監査委員さんに出す資料でございますけれども、数えてはおりませんけれども、いろいろ細かい計算式がありまして、ページ数でいくと50ページぐらいありますか、それにこういうふう判断比率、先ほどの12.5%とかゼロですよという計算式が入っている資料を監査委員さんに見せているところでございます。

以上で、報告第3号及び第4号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第44号の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） それでは、議案第44号について説明を申し上げます。

教育委員会委員の選任についてでございます

教育委員会の委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、山本豊さんでございます。

住所、生年月日等については議案書に記載のとおりでございます。

提案の理由、教育委員の任期が令和7年9月21日に満了することに伴い、新たに教育委員を選任する必要があるというところでございます。

山本委員については、現在も教育委員として活動いただいております、常に積極的な活動をいただいております。私どもも教育委員として適任という判断をしておりますので、どうか議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願

いをいたします。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第45号から議案第46号までの説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、まず、議案第45号の御説明から行いたいと思います。

先ほど示しました総務課の資料をお手元においていただきますようよろしくお願いいたします。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。タブレットのほうで、4ページ、一番最後のところをめくっていただきたいと思います。附則等を申し上げます。

まず、附則なんですが、第1条、この条例は令和7年10月1日から施行する。

提案理由でございますけども、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児時間の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等勤務環境の整備を行うことになりました。この条例を改正するものでございます。

中身につきましては、条例文を読んでも正直わかりませんので、それと、まず、先ほどの広域行政組合の報告、それから消防組合の報告にもありましたけども、同じ内容のものでございます。内容につきましては、簡単にまとめておりますので、こちらのペーパーのほうを御覧いただければと思います。

1ページをめくっていただきまして、左側に原案番号と書いております。議案第45号というところです。内容につきましては、繰り返しになりますが、国の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の改正に伴う、本村条例の改正を行うものでございます。部分休業と申します。①で、これは現行ですが、1日につき2時間の範囲で勤務しないことを認める。これについては、前からありました現行と変わりません。②で、今回新設されたのが、1日単位で10日の範囲で勤務しないことを認める。これが追加されまして、先ほど申した①と②をどちらか選択できるということでございます。ここには書いておりませんが、うちの職員の該当者、若い職員ですけども、5人ほどおります。それから、すみません、ここには書いておりませんが、該当する子どもさんたちは小学校に上がるまでの子どもさん、五木でいいますと保育園までになります。

それから、この条文にも若干書いてありますけども、これを職員に対して周知を、しなさい、勧めなさいという条文も入っているところでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号です。予算です。令和7年度五木村一般会計補正予算（第2号）になります。

1 ページ目をお願いしたいと思います。令和7年度五木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,340万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,743万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

もう1ページおめくりいただきまして、2ページになります。第1表、歳入歳出予算補正です。まず、歳入です。補正予算額のみ申し上げます。款項になるんですが、国庫支出金の国庫補助金、委託金、合わせまして1,952万9,000円、県支出金の県補助金で1,295万8,000円、財産収入の財産運用収入、財産売払収入、合わせまして1,922万6,000円、その下、中央付近ですけれども、繰入金で2,013万5,000円、その下、繰越金で1,900万8,000円、諸収入で雑入、貸付金元利収入、合わせまして178万2,000円、最後になりますが、村債です、3,077万円です。歳入合計、まず補正前の額ですけど、41億1,402万9,000円から、今回の補正です1億2,340万8,000円、合わせまして42億3,743万7,000円となります。

次のページ、歳出になりますが、3ページをお願いします。こちらも補正予算のみ申し上げます。総務費の総務管理費、徴税費、合わせまして3,314万3,000円、民生費の社会福祉費、児童福祉費、合わせまして124万5,000円、衛生費の保健衛生費で298万3,000円、中央付近、農林水産業費の農業費、林業費、合わせまして86万6,000円です。商工費で320万円、7款になりますが、土木費の土木管理費で2万9,000円、その下が消防費の2,080万9,000円、ページがまたがってしまいますが、教育費の中学校費から、次のページをお願いします、4ページになりますが、歴史文化交流館費、合わせまして3万3,000円です。

最後になります、災害復旧費で農林水産施設災害復旧費と公共土木災害復旧費、合わせまして6,110万円となっております。歳出合計が、補正前の額が41億1,402万9,000円、補正額が1億2,340万8,000円、合わせまして42億3,743万7,000円となります。

次のページ、5ページになります。第2表の地方債補正です。補正額のみ申し上げ

げます。まず、過疎対策事業債が210万円、災害復旧事業債が1,780万円、消防債が1,090万円、最後になりますが、脱炭素化推進事業債が減額の3万円でございます。合計しますと、補正前の額が2億5,763万円、補正額が3,077万円、合計しまして2億8,840万円となります。

次に、歳出のほうを申し上げたいと思います。13ページをお願いします。歳出です。かいつまんででございますが、中央付近の総務費の総務管理費、一般管理費ですけれども、右側の説明のところを見ていただきたいと思いますが、社会保障等中間サーバー・プラットフォーム利用負担金、こちらも総務課の資料に書いておりますけれども、いわゆるマイナンバーカードを利用したもので、中間サーバー・プラットフォームという、いわゆる機械と思っていただきたいと、これは国の機関です、それにアクセスする利用の負担金です。

次に、財産管理費、中央付近ですけれども、NHK受信料（公用車）と書いております、85万8,000円。こちらも資料に書いておりますけれども、今年3月、これは全国的な話なんです、公用車にナビゲーションですね、テレビが映るナビゲーションが付いているものが受信料を払わなければならないというのが言ってきております。定例議会後の3月にですね、全国的なものです。資料のほうに2ページを御覧いただきたいと思います。財産管理費の一番上に重要と書いておりますけれども、NHK受信料（公用車）先ほど申した、全国的に3月に受信の未契約ということで遡及して請求が来ております。本村の場合、10台、古いもので平成26年度車両登録となつてございますけれども、よそのところですけど、例えば福島県庁が87台分が600万から700万、鹿児島県のさつま町も16台、170万円。八代と熊本県もありまして、まだ、これは金額は出ていないです。球磨郡でもこの問題が取りざたされていろいろ調査をした結果、やっぱり50万円から60万円のお支払い予定ということです。

最後に、※で、放送法により支払い義務がございます。なお、本村は、正直、村内はテレビは映りません。テレビが見られないように受信を切ると申しますか、電波が入らないようにすることを今考えて、見積り等を取っているところでございます。12月の補正予算に計上を予定しておるところでございます。

ちょっと長くなりましたが、予算書のほうに戻っていただきまして、中央付近の財政調整基金費で林業振興基金積立金です、1,140万8,000円。その下に、ずっと財政調整基金利子積立金とありますけれども、こちらのほうは金利が御存じのとおり上がってきております、補正をするものでございます。

13ページの企画費でございます。右側の先進地生活再建実態調査謝金から、ページがまたがっておりますけれども、14ページの五木村特定地域づくり事業推進交付金

まで、合わせまして914万6,000円です。14ページの諸費になります。こちらが、FM中継局の管理負担金、これは工事をやったもののFMに払わなければなりませんでしたが、入札不調の残により150万円減になっております。その下の村有林立木売払い地主支払金360万5,000円、合わせまして諸費が210万5,000円、提示をしております。

続きまして、15ページをお願いします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費から障害者福祉費まで、補正額が113万2,000円です。

それから、次のページ、16ページをお願いします。衛生費の保健衛生費で保健衛生総務費から環境衛生費まで、補正額が298万3,000円でございます。

次の17ページをお願いします。農林水産業費の農業費の農業振興費でございますが、委託料で特産品加工施設体制整備調査業務委託料ということで160万円です。その下が、農林水産業費の林業振興費になります。普通旅費から椎茸生産産地が、補助金まで、合わせて補正額が減額の73万4,000円です。

次に、17ページの一番最後ですが、商工費の観光費と道の駅管理費、合わせまして320万円の補正額です。

18ページをお願いします。中央付近の消防費でございます。消防費、まず、消防施設費がデジタル防災行政無線非常用蓄電池更新工事ということで、こちらも資料にも書いております。ちょっと高額になりますが、983万9,000円です。それから、災害対策費でJ-アラート受信機更新、これも更新でございます、440万円。その下が、地域衛星通信ネットワーク整備負担金ということで657万円です。こちらも、後ほど、資料に書いておりますので御覧いただければと思います。

19ページをお願いします。中央から下の災害復旧費でございます。林業施設災害復旧費で、災害復旧工事測量設計業務委託料が500万円、工事請負が2,500万円です。こちらも建設課で場所等の資料を出しております。一番最後になりますが、こちらも災害復旧で道路橋梁災害復旧費、いわゆる村道でございます。村道災害復旧工事の設計委託料が1,110万円、工事費が2,000万円となっております。

20ページから給与費明細書を付けておりますので、これも後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、歳入に移りたいと思っております。8ページをお願いします。こちらも若干かいつまんで申し上げます。8ページの国庫支出金の中の7目になりますが、災害復旧費国庫補助金、先ほど歳出で申し上げましたが、その補助金ということで1,334万円上げております。総務費の国庫補助金ということで社会保障・税番号制度システム整備補助金、いわゆるマイナンバーカード関係です、から一番下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ガス料金の補助金になりますけども、総務費の国庫

補助金が合わせまして422万1,000円の補正です。

次に、9ページをお願いしたいと思います。県支出金の県補助金で、目が総務費補助金から災害復旧費補助金まで、合わせまして1,295万8,000円の補正です。

次に、10ページ、次のページです。利子及び配当金ということで、先ほど若干申し上げましたが、利子が上がってきております。歳入ももちろん上がってきますので、財政調整基金利子から森林環境譲与税利子までございますけども93万8,000円の補正でございます。

その下が財産収入で物品売払収入から生産物売払収入まで1,828万8,000円、計上しております。

次に、11ページになります。繰入金でございます。いろいろな事業をするのにどうしても基金からの繰り入れを行わなければならないということで、一番右端の説明のところ公共施設整備基金繰入金が1,246万4,000円、林業資金基金繰入金が113万3,000円、五木村振興基金繰入金が653万8,000円ということで、合わせまして2,013万5,000円となります。

一番最後のページ、12ページをお願いしたいと思います。村債、いわゆる借金でございます、起債でございます。右の方に説明書きを書いておりますが、観光債から教育債まで、合わせまして3,077万円となっております。

以上が、歳入でございます。

以上で、議案第46号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第47号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、議案第47号の説明をさせていただきます。

議案第47号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1 ページ目を御覧ください。令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ647万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお願いします。2ページです。第1表、歳入歳出予算補正。歳入の部のほうを説明させていただきます。款項と補正予算額を読ませていただきます。

2 財産収入、1 財産運用収入、補正予算額2万3,000円。4 繰入金、1 繰入金、補正予算額400万円。歳入合計、補正予算額402万3,000円、補正後の歳入予算ですが、

647万円です。

続きまして、3ページ、歳出のほうをお願いします。こちらも款項、補正予算額のみ読まさせていただきます。1総務費、1総務管理費、補正予算額402万3,000円、歳出合計ですけれども、補正予算額のほうが402万3,000円、補正後の歳出予算のほうが647万円となります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。まず、6ページの歳入のほうをお願いしたいと思います。2財産収入の財産運用収入、目のほうが1利子及び配当金ですが、補正予算額のほうが2万3,000円、こちらは基金利子でございます。こちらは先ほど一般会計でもございましたけれども、金利の上昇により2万3,000円追加で補正をさせていただくところでございます。

続きまして、下の繰入金の補正額のほうが400万、一般会計繰入金として400万でございます。こちらは、先ほどの一般会計の補正予算のほうでも歳入歳出組ませていただいておりますが、こちらは水没予定地内にあります下手公会堂の建物の補償金の収入でございます。こちらにつきましては、ダム対策課の補正予算の説明資料のほうにも詳しく説明させていただいておりますけれども、下手公会堂の建物分につきましては、こちらはもともと下手地区の持ち物になっております。しかし、水没するということで移転をしなければならないと。建物分については村のほうに寄附をして、その補償金で下手、田口、久領の集会所を1つにまとめて伝承館ということで整備をさせていただいております。それに充てさせていただくということで、建物分は村のほうに寄附をしていただいたというところでございます。その分の国に売り払いました補償金を、今回、一般会計のほうで受け入れまして、特別会計のほうに、またそれを受け入れるところでございます。

7ページをお願いしたいと思います。こちらは、歳出になりますけれども、1総務費の1総務管理費、3基金費になります。補正額のほうが402万3,000円になります。こちらは、積立金として、利子として先ほどの基金利子の積立のほうが2万3,000円と、先ほど言いました補償金のほうが入ってきますので、こちらもダム対策事業基金のほうにそのまま積み立てをさせていただくということで、400万計上させていただいたところでございます。

議案第47号につきましては、以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第48号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第48号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

1ページ目をお開きください。令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,732万7,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページ目をお開きください。歳入歳出予算の補正でございます。まず、歳入でございますが、こちらのほう、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきたいと思っております。保険料、介護保険3万3,000円、国庫支出金、国庫負担金、国庫補助金、合わせまして5万5,000円、支払基金交付金、支払基金交付金が4万8,000円でございます。県支出金、県負担金2万2,000円、財産収入、こちらのほうが2万8,000円です。繰入金20万円、繰越金1,013万4,000円、諸収入、雑入ということで561万円です。歳入合計1,613万円です。歳入の総額は2億2,732万7,000円でございます。

次に、歳出でございます。こちら、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費17万8,000円、保険給付費、介護サービス等諸費18万円、基金積立金が563万8,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金が1,013万4,000円です。歳出合計1,613万円、歳出総額は2億2,732万7,000円でございます。

次に、歳入歳出補正予算の事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出から説明をさせていただきます。歳出、9ページをお開きください。中ほどにございますけれども、居宅介護住宅改修補助金についてでございます。これにつきましては、要介護認定者が住宅改修の折、手すりの取付や段差の解消、滑り止め等を行う際に、介護保険事業から補助金が出るものでございます。1件分ということで18万円を計上させていただいております。

次に、下のほうになりますけれども、介護給付費等準備基金積立金ということで、こちらのほう、561万円を計上させていただいております。こちらのほうは、全協でも説明をさせていただきましたが、球磨病院の介護医療院の介護報酬の不正受給ということがございましたものですから、返還金を受け入れまして介護給付費準備基金へと561万円を積み立てるものでございます。

次に、10ページ目でございますけれども、保険料還付金ということで、令和6年度の還付金でございます、15万6,000円ということで、こちらは11件分を計上させていただいております。

最後に、国県補助金・支払基金交付金の返還金ということでございます。こちらのほうにつきましては997万8,000円ということで、国・県、そして支払基金の返還金というところになっております。内訳につきましては、保健福祉課の資料という

ことで、介護保険特別会計（第1号）保健福祉課資料ということで、一番最後のページ、3ページにこの内訳については載せさせていただいているところでございます。介護給付費の負担金、国庫から支払基金、これの形で内訳を計上させていただいておるところです。介護保険事業における国県補助金、交付金は、当該年度に概算交付を受けまして、その翌年度に精算をする仕組みとなっております。この補助金の実績においては、翌年度の5月末になって実績を報告しておりまして、9月の補正予算後に還付するという制度設計になっておるところでございます。このような形で予算997万8,000円を計上させているところでございます。

次に、歳入について説明をさせていただきます。まず、6ページをお開きください。こちらのほうは、保険料から調整交付金まで、歳出に合わせて予算のほうを計上させていただいております。

次に、7ページ、8ページをお開きください。7ページについても、こちらのほうは歳出に合わせて予算を計上させているところでございます。

次に、8ページでございますけれども、繰越金1,013万4,000円ということで計上をさせていただいております。この1,013万4,000円につきましては、歳出の保険料の還付金、そして国県補助金、支払基金への交付金の返還金に充てさせていただく財源となっております。

最後に、介護給付費返還金でございますが、561万円ということで、こちらのほうは球磨病院の介護医療院の不正受給というところで、こちらの返還金のほうを雑入として受け入れるものでございます。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君）　ここで、議案の説明ではございますが、昼食のため暫時休憩いたします。1時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩　午前11時54分

再開　午後1時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第49号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君）　それでは、議案第49号の御説明を行います。情報通信の補正予算です。

1ページ目、おめくりいただきたいと思っております。それから、午前中にお示ししました総務課の資料も御用意いただければと思っております。

令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ271万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,423万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページ目をお願いしたいと思います。第1表の歳入でございます。補正予算額のみ申し上げます。諸収入の雑入で122万5,000円、繰入金で125万3,000円、繰越金で23万4,000円です。歳入合計が、補正前の額4,151万9,000円、補正予算額271万2,000円、合計しまして4,423万1,000円です。

次の3ページです。歳出になります。こちらも補正予算額のみ申し上げます。総務費の維持管理費、施設費、合わせまして271万2,000円です。歳出合計が、補正前4,151万9,000円、補正予算額271万2,000円、合わせまして4,423万1,000円です。

次に、事項別明細ですが、まず、歳入からお願いしたいと思います。6ページをお願いしたいと思います。歳入です。諸収入の雑入です。ケーブル移設に係る補償金です、122万5,000円。中央付近、繰入金で一般会計繰入金125万3,000円、一番下になります、繰越金で23万4,000円です。

次のページが歳出になります。総務費の維持管理費でケーブル施設等修繕料で262万8,000円です。一番最後になりますが、総務費の施設費で自営柱番号看板設置業務委託料ということでちょっと説明をさせていただきます。まず、ケーブル施設等修繕料ということで、先ほど申し上げた総務課の資料の5ページをお願いします。写真付きのやつです。実は、これは何度か起こっているんですが、初めて聞かれる方も多と思います、マイマイガという蛾の幼虫が、こんな感じで線を溶かすという事象でございます。実際、ケーブルの異状は椿橋の下、旧国道445号のところがこういうふうにやられたんなんですが、実際は光ケーブルがいっぱい入っておりますので宮園地区の四、五軒が、長いところで1週間程度テレビとか見れない状況になりまして、この原因追及にちょっとかかりました。大変御迷惑をおかけして、テレビが見れないとですね、皆さんも一緒でしょうけどやっぱり寂しいです、1週間ぐらいは御不便をおかけしたところでございます。

それから、下の6ページは参考資料として付けております。これも2年に1回ほど事象が起きるんですが、これは過去に起こった事象です。ヤマネという小さい、ここに大きさも示しておりますけども、体長が五、六センチで、これが写真の左上が全体的です、右上がこういうふう、白いところが光ケーブルファイバーなんで

すが、それをかじるという、これも断線に関わってきますので、こういうものを、ヤマネというのは今回のやつではなくて、上の5ページのやつが今回、この幼虫が液というものを垂らすというか、穴を開けて光ファイバーケーブルを切ってしまうという、今回がその事象でございました。

以上をもちまして、議案第49号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第50号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第50号の説明をいただきます。令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1 ページ目をお願いします。

（総則）

第1条 令和7年度五木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の補正額は、次のとおりとする。

支出

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用167万6,000円でございます。

第4款資本的支出、第1項建設改良費23万8,000円の補正でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。今回の補正に当たりまして予定貸借対照表を付けております。これは、補正をした令和7年8月26日時点の財政状況を明らかにするものでございます。少し御説明します。

まず、貸借対照表の資産の部でございます。こちらにつきましては、資産の固定資産合計でございます、1 ページの一番下に書いてあります、4億38万8,943円。

それと、次ページをお願いします。流動資産の合計1,717万5,893円、これを合計しまして簡易水道の資産の合計、この時点ですけれども、4億1,756万4,836円でございます。

続きまして、負債の部でございます。負債の合計が4億1,694万5,506円、次のページでございますが、負債の合計が、先ほどの額で資本の部の合計が61万9,330円ということで、負債の部と資本の部の合計が4億1,756万4,836円となりまして、資産の合計と負債の資本合計が必然的に同じ額になるところでございます。

最後のページでございます。こちらのほうが今回の補正の事項別明細書でございます。今回の修繕についての御説明をしたいと思います。建設課の資料4ページになります。この修繕費についてですが、場所は頭地代替地でございます。頭地代替地の図面と一緒に、その上に箇所の説明の写真を貼り付けているところでございますけれども、右上に松本給水ポンプ修繕と書いて、通称でございまして、便宜上、松

本給水ポンプと、管理上、言っているところでございます。場所につきましては、頭地の簡易水道の位置図の上に浄水場と配水池がございまして、こちらでろ過した水が自然流下で代替地の各戸に行っているわけでございますけれども、今回、①の図です、左の部分、こちらが松本給水ポンプの場所でございます、ここから民家1軒、あとアパート、こちらのほうに加圧する場所でございます。①、②がその場所でございます、矢印で地図上で落としております。3番の写真でございますけれども、上の浄水池、配水池から自然流下で落ちてきた水を、ここに一時、タンクにストックして、そのタンクの下に、ポンプ設置状況というふうに1号ポンプ、2号ポンプと書いてございます、こちらのポンプで先ほどの地区に加圧するポンプでございます、いわゆるポンプアップというところでございますけれども、この1号ポンプ、2号ポンプの中の2号ポンプが、今回修繕ということになるところです。

1号ポンプ、2号ポンプ交互に稼動して送るわけでございますけれども、今回の修理の状況でございますけれども、資料に書いておりますとおり、2号ポンプの絶縁不良により漏電遮断機が作動したということで、ポンプが動かない状況になりました。地区にお住まいの方から水が来ないよということで、調べた結果がこういう状況でございます。

原因としましては、やはり経年劣化による絶縁不良で、今現在、2号ポンプが動いていない状態ですので、1号ポンプで加圧して送っているところでございます。この1号ポンプも故障になれば全然水が行かないということですので、早急に修理をするということでございます。

備考にも書いてございますけれども、1号ポンプは20年2月に同じような症状で取り替えているというところでございます。修繕の内容は、以上のとおりでございます。

これで、議案第50号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、日程第15、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について一括説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、決算認定でございます。決算認定第1号から第10号までの説明を申し上げます。

認定第1号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（一般会計）。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度五木村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというので、次に、認定第2号になっていくわけですが、認定第2号から認定第10号までは、特別会計名を除きまして同一文言でございますので、表題の部分だけを申し上げます。

認定第2号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会

計)、認定第3号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(ダム対策事業特別会計)、認定第4号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(介護保険特別会計)、認定第5号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(代替地上下水道事業特別会計)、認定第6号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(後期高齢者医療特別会計)、認定第7号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(墓地公園特別会計)、認定第8号、令和6年度五木村歳入歳出決算認定について(情報通信事業特別会計)、認定第9号、令和6年度五木村公営企業会計決算認定について(簡易水道事業特別会計)、認定第10号、令和6年度五木村公営企業会計決算認定について(農業集落排水事業特別会計)。

以上でございますけども、内容につきましては、会計管理者と建設課長から説明を申し上げます。

○議長(早田吉臣君) 続いて、認定第1号から認定第10号までの説明を求めます。大岩会計管理者。

○会計管理者(大岩留美君) よろしくお願ひします。それでは、決算認定につきまして、私のほうでは、公営企業会計の決算以外の認定第1号から第8号、一般会計並びに特別会計の決算につきまして、一括して御説明させていただきます。

地方地自法第233条の3の規定により、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算書は、一般会計と特別会計で2冊ございます。それと、監査委員さんからの意見書、それと説明資料のほうを御用意しております。タブレットのほうで中身も確認できますが、説明資料のほうを今回は御用意していただければと思います。資料は、こちらになります。資料の1ページをお願いいたします。こちらには、一般会計から特別会計の情報会計まで、決算額を一覧にしております。それぞれ、決算書でのページも起債しておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

認定第1号、一般会計でございます。歳入歳出の予算現額は60億5,172万9,000円でございます。

歳入決算額です。収入済額44億227万9,254円、不納欠損額0円、収入未済額31万2,530円でございます。収入未済額の内訳は、法人税が23万円、固定資産税が2万6,400円、住宅使用料2万6,400円、督促手数料1,500円、土地貸付料2万8,230円でございます。

歳出の決算額です。支出済額41億6,896万4,185円、翌年度繰越額17億3,864万円、不用額が1億4,412万4,815円でございます。歳入歳出差引残額は2億3,331万5,069円、このうち翌年度へ繰り越すべき財源5,051万4,000円を差し引きしますと、実質収支額は1億8,280万1,069円となりました。決算書では167ページになります。

このうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして財政調整基金へ9,200万円を繰入し、翌年度へ繰り越しております。

次に、資料②をお願いします。歳入決算状況でございます。単位は千円単位でございます。令和6年度決算額の合計は、令和5年度に対して対前年度比7億6,176万2,000円、14.8%減、44億227万9,000円でございます。

主なものを申し上げますと、上から、地方譲与税は森林環境譲与税の増により対前年度比18.4%増の9,450万4,000円でございます。

次に、地方特例交付金では、新型コロナウイルス減収補てん交付金の増によりまして358万4,000円でございます。

地方交付税につきましては、令和5年度より4,656万8,000円の増の13億3,122万4,000円でございます。

国庫支出金につきましては、令和5年度より7,916万2,000円増の7億4,734万2,000円。増えた要因としましては、新型コロナウイルス予防接種負担金及びへき地診療所設備整備補助金、物価高騰（定額減税等）ですが、支援地方創生臨時交付金、災害復旧地すべり事故繰越分補助金、デジタル田園都市国家構想交付金及び小水力発電調査業務委託補助金等がございました。減ったものとしては、令和4年度公共土木災害復旧事業補助金でございます。

県支出金につきましては、対前年度比63%の減、6億5,055万1,000円でございますが、令和5年度では振興交付金を受け入れておりましたので、大幅な減となっているものでございます。そのほか、物価高騰（低所得者世帯）支援交付補助金、地籍調査費補助金及び間伐等森林整備事業補助金なども減っております。

財産収入でございます。旧診療所用地補償の不動産売払収入もございましたが、令和5年度においては村有林素材生産売払収入が大きかったことや、ダンプやミニショベルの売払収入により、対前年度比83.5%減となり、決算額が1,903万4,000円でございます。

繰入金でございます。振興基金、公共施設整備基金及び財政調整基金の繰入が増となり、対前年度比65.6%増の5億9,307万5,000円でございます。

また、村債につきましては、令和5年度で行った庁舎非常用発電機改修事業やケーブルセンター機器更新事業及び告知放送システム改修、保健センター空調改修等の完了、また、学校LED照明導入、過疎債や緊防債、教育債が減とはなりましたが、令和6年度はタブレット端末の導入、またEV車の導入、物産館改修及び北分署高規格救急自動車導入による過疎債、脱炭素債の増によりまして、対前年度比17.5%増の4億9,024万1,000円でございます。令和6年度の歳入予算執行率は72.7%でございます。

続きまして、資料3ページをお願いします。歳出決算状況でございます。単位は千円単位でございます。主なものを申し上げます。

まず、令和6年度決算額の合計は、令和5年度に対しまして対前年度比15.8%減の、41億6,896万4,000円でございます。

総務費では、歳入決算状況でも申し上げましたが、振興交付金の交付により、令和5年度基金積立金がございましたので、令和6年度は基金積立が大幅に減となっており、そのほか、システム機器更新委託の完了や地籍調査委託費が減でございました。全体的には減ではございますが、増えたものにつきましては資料に記載してあるとおりでございます。決算額は7億7,483万6,000円でございます。

次に衛生費ですが、診療所空調設備改修他工事費、及び歯科用備品購入費、保健センター空調設備改修工事費、公用車購入費、下谷地区簡易給水施設改修費など、対前年度比75.9%増の2億2,238万4,000円ございました。

次に、農林水産業費では、くねぶ加工施設関連事業費、農業集落排水事業、企業会計への繰出金の増はございましたが、村有林素材生産（間伐）事業委託費や作業道繰越分の改良工事の減によりまして、対前年度比16%減の2億9,940万7,000円ございました。

次に、商工費でございます。コロナ対策商品券補助金の減はございましたが、物産館改修工事関連経費の大幅増によりまして、対前年度比78.5%増の2億8,173万8,000円ございました。

消防費は、消防組合負担金、行政無線子局新設工事関連費、WEB版ハザードマップ整備委託費の増によりまして、対前年度比61.2%増の1億4,222万2,000円ございました。

次に、教育費ですが、夢フロンティア事業委託費、高校就学支援金等子育て定住支援事業の関連費、東小学校LED照明及びトイレの洋式化工事費、五木中学校校舎改修設計委託費及びLED照明工事費、そのほか伝承館舗装工事、歴史文化ヒストリアの展示変更委託費の増によりまして2億4,796万4,000円ございました。

令和6年度の歳出予算執行率は68.9%ございました。

このほか、決算書には一般会計の地方債の現在高の状況、182ページから201ページにつきましては主要な施策の成果、202ページからは公有財産、物品、各種基金などの財産に関する調書などを記載しているもので、後ほど御確認いただければと思います。

一般会計の決算につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。資料1のほうに全体的に金額を載せておりますが、資料の4ページのほうで説明させていただきます。

では、認定第2号、国民健康保険特別会計です。歳入歳出の予算現額は1億2,693万4,000円でした。歳入決算額です。収入済額1億293万6,273円、不納欠損額0円、収入未済額はありますが、還付未済額が600円ありましたのでマイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額1億282万853円、不用額が2,411万3,147円、歳入歳出差引残額11万5,420円は、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額と比較した場合、令和6年度決算額の歳入では、保険料の改定、また、普通交付金が減となっております。歳出では、システム改修委託費の増や療養給付費、高額療養費の減がございました。

次に、認定第3号、ダム対策事業特別会計です。歳入歳出の予算現額は864万9,000円でした。歳入決算額です。収入済額864万6,709円、不納欠損額0円、収入未済額は0円でした。歳出決算額です。支出済額864万4,216円、不用額が4,784円でした。歳入歳出差引残額2,493円は、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額と比較した場合、令和6年度決算額が増となっておりますのは、旧診療所用地補償金関連でダム基金へ積み立てしているものでございます。

次に、認定第4号、介護保険特別会計です。歳入歳出の予算現額は2億4,345万円でした。歳入決算額です。収入済額2億4,155万9,769円、不納欠損額は0円、収入未済額はありますが、還付未済額が11万3,400円ございましたので、マイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額2億2,854万9,334円、不用額は1,490万666円でした。歳入歳出差引残額は1,301万435円、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額と比較した場合、令和6年度決算額は、歳入が保険料改定による増、歳出が介護給付費負担金の増によるものでございました。

次に、資料の5ページをお願いします。代替地上下水道事業特別会計でございませぬ。歳入歳出の予算現額は1,748万6,000円でした。歳入決算額です。収入済額1,594万2,927円、不納欠損額は0円、収入未済額はございませぬでした。歳出決算額です。支出済額1,494万7,405円、不用額は253万8,595円でした。歳入歳出差引残額は99万5,522円、このうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして90万円を代替地上下水道特別会計基金に繰入し、翌年度へ繰り越しております。令和5年度の決算と比較した場合、決算額は減となっておりますのは、令和5年度に行った頭地下水処理場非常用発電機の修繕が完了したものであるものでございませぬ。

続きまして、認定第6号、後期高齢者医療特別会計でございませぬ。歳入歳出の予算現額は3,259万6,000円でした。歳入決算額です。収入済額3,207万7,389

円、不納欠損額が0円、収入未済額はございませんが、還付未済額が1万700円ございましたので、マイナス表記としております。歳出決算額です。支出済額3,191万697円、不用額が68万5,303円ございました。歳入歳出差引残額は16万6,692円、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額と比較した場合、6年度の決算額は、歳入のほうは被保険者が増えたことによる保険料の増、支出が負担金及び健診委託費の増でございました。

続きまして、認定第7号、墓地公園特別会計でございます。歳入歳出の予算現額は28万2,000円でございます。歳入決算額です。収入済額46万7,081円、不納欠損額0円、収入未済額は0円でございます。歳出決算額です。支出済額25万1,732円、不用額が3万268円でございます。歳入歳出差引残額21万5,349円は、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額より令和6年度決算額が減となりました理由は、令和5年度に頭地地区墓地公園防護柵の設置工事を行ったことによるものでございました。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。最後になります。認定第8号、情報通信事業特別会計でございます。歳入歳出の予算現額は2億88万9,000円でございます。歳入決算額です。収入済額1億9,834万9,649円、不納欠損額0円、収入未済額は1,200円でございます。歳出決算額です。支出済額1億9,806万5,116円、不用額が282万3,884円ございました。歳入歳出差引残額は28万4,533円、全額を翌年度へ繰り越しております。令和5年度決算額より令和6年度決算額が減となりました理由につきましては、令和5年度にケーブルセンター機器の更新及び告知放送システム改修を行ったことによるものです。また、令和6年度ではタブレット端末導入設置工事を行っているところです。

大変簡単ではございますが、特別会計の決算について説明をさせていただきました。

以上で、令和6年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 続いて、認定第9号から日程第10号までの説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、認定第9号、認定第10号の御説明をいたします。

令和6年度五木村簡易水道事業会計決算書でございます。1ページをお開きください。横になってございますけども、令和6年度の五木村簡易水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明いたします。1ページの令和6年度決算報告書から御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出を表す簡易水道事業収益及び費用について、収入の予

算額6,540万4,000円に対し、決算額は6,855万543円、支出の予算額、下段でございますが、予算額5,601万3,000円に対し、決算額は4,743万6,353円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

続いて、2ページをお開きください。2ページの資本的収入及び支出について、収入の予算額5,620万7,000円に対しまして、決算額が5,187万3,094円でございます。また、支出の予算額、下段でございますが、6,084万5,000円に対しまして、決算額6,052万8,765円となっております。

次に、2ページの一番表の下に、小さくて見えづらいとございますけれども、タブレットの大きくしていただきたいところですが、資本的収入が資本的支出に不足する額865万5,671円につきましては、引継金335万4,959円、損益勘定留保資金166万726円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額306万8,602円、当年度純利益57万1,384円で補てんしてございます。

続きまして、3ページでございます。これは令和6年度の決算に伴う令和6年4月1日から令和7年3月31日までの損益計算書でございます。これにつきましては、簡易水道事業の企業会計の経営成績を表す書類でございます。金額は、消費税抜きの金額となっております。損益計算書、下から3行目を御覧ください。当年度純利益というところがございますが、1年間の事業の成績を表す当年度純利益は1,804万5,588円となっております。内訳につきましては、それぞれ上から書いてございます。営業収益5,069万3,269円、営業外費用が335万8,010円、特別利益が496万7,710円、特別損失46万7,871円となっております。

続いて、1ページめくっていただいて4ページをお願いいたします。4ページは令和6年度の剰余金計算書及び剰余金処分計算書となります。剰余金処分計算書におきまして、令和6年度に発生しました未処理分の利益剰余金1,028万3,059円を、減債積立金及び建設改良積立金として処分しようとする旨を記載してございます。これは、議決事項となりますのでよろしく申し上げます。

以上が、令和6年度五木村簡易水道事業会計の決算書の処分及び決算認定についての概要でございます。

なお、その他剰余金計算書、貸借対照表、その他明細書などを添付しておりますので御覧いただければと思います。

認定第9号については、以上でございます。

続きまして、認定第10号、令和6年度五木村農業集落排水事業会計決算書について御説明いたします。こちらも、先ほどの簡易水道と同様の説明ではございますけれども、数値を報告したいと思います。

まず、1ページでございます。こちらも、収益的収入及び支出を表す農業集落排

水事業収益及び費用について、収入の予算額2,499万9,000円に対しまして、決算額2,796万8,715円でございます。

次、下の表でございますが、支出の予算額、予算が2,251万3,000円に対しまして、決算額が2,084万1,082円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

続きまして、2ページでございます。資本的収入及び支出について、収入の予算額751万7,000円に対しまして、決算額が431万875円、支出の予算額751万6,000円に対して、決算額が726万8,220円となっております。この表の下に、すみません、また字が小さく大変御不便しますけども、こちらのほうに資本的収入が資本的支出に不足する額295万7,345円については、引継金71万4,605円、当年度損益勘定留保資金224万2,740円で補てんしております。

続きまして、3ページでございます。3ページの損益計算書でございます。これは令和6年度における農業集落排水事業の経営成績を表すもので、金額は消費税抜きの金額となっております。これにつきましても、下から3行目、1年間の事業の成績を表す当年度純利益、下から2行目です、733万2,912円となっております。内訳につきましては、上のほうから記載してございますけども、営業収益が261万2,312円、営業費用1,829万3,266円、営業外収益が2,279万6,506円、営業外費用が208万1,210円、特別利益229万9,025円、特別損失が455円となっております。

続きまして、4ページでございます。先ほどもあったように、剰余金、利益が出た分の処分の方法でございますが、剰余金処分計算書でございます。令和6年度に発生しました未処理分利益剰余金733万2,912円を、減災積立金及び建設改良積立金として処分しようとする旨を記載しており、これは議決事項となります。よろしくお願いたします。

簡単に申しますと、先ほどの簡易水道と同様に、利益をどういうふうに分するかの旨でございます。

以上が、令和6年度五木村農業集落排水事業会計決算書の処分及び決算認定についての概要でございます。

その他剰余金計算書、貸借対照表、その他明細書などを添付しております。御確認いただきたいと思っております。

以上で、認定第9号、認定第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（早田吉臣君） それでは、ここで、監査委員より決算審査意見書の報告をお願いいたします。7番、豊永監査委員。

○7番（豊永勝彦君） 7番、豊永です。それでは、決算審査意見書について御報告いたします。

決算審査の意見書につきましては、一般会計及び特別会計、また企業会計がござります。それぞれ、意見書のまとめを記載しておりますので、その部分を報告に代えたいと思います。

決算意見書の31ページを御覧ください。まとめ。令和6年度一般会計及び特別会計については、決算審査の結果、適正であると認めた。

一般会計においては「ひかり輝く新たな五木村振興計画」の実施に伴う、熊本県から五木村振興交付金が令和5年度はあったが、本年度はないため、決算総額は歳入44億227万9,000円、歳出41億6,896万4,000円で2億2,331万5,000円の余剰金が出ており、翌年度繰越明許額の5,051万4,000円を差し引いた実質収支は1億8,280万1,000円となった。前年度の実質収支から令和6年度の実質収支を差し引いた単年度収支はマイナス1,203万2,000円であり、積立償還金取崩額を加除した実質単年度収支はマイナス5億8,322万円で、マイナス決算となった。

また、前年度と比較して歳入は14.8%の減となった。歳出も15.8%減少しているが、これは県支出金11億788万7,000円、マイナス63%、五木村振興交付金の減によるものである。自主財源比率は23.9%、依存財源比率76.1%であり、自主財源の増加の原因は、繰入金的大幅増のためである。しかし、依然として依存型財源となっているため、財源計画を見据えながら予算化を行い、より一層効率的な歳出が望まれるところである。自主財源の一つである村税では、村民税の滞納は、法人で現年分、滞納分ともに1件ずつ。一般会計のうち、村民税個人は完納、固定資産税、軽自動車税、住宅使用料は滞納となった。

また、特別会計のうち、国保、介護、代替地上下水道、後期高齢者、墓地の5会計が完納。情報通信事業は、使用料が滞納となり残念な結果となった。担当課には、税負担の公平性の観点から完納を目指し、情報の共有化を図り、なお一層の奮闘をお願いしたい。

特別会計の国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険については、高齢化が進む中で、住民の健康に対する意識改革を図り、地域社会に密着した介護予防事業を推進し、さらなる住民の健康増進に取り組んでいただきたい。特に、国民健康保険については、引き続き、県と連携を図りながら円滑な事務を進めていただきたい。

予算執行率は、前年度より8.4%低い68.9%であった。これは、世界的な要因による資材不足、資材高騰、地域の要因による入札不調などがあり、また、令和2年7月集中豪雨及び令和4年9月の台風14号による災害復旧の査定や国との協議に時間を要するなど予期できない原因のため、工事請負費等の繰越明許費が増加しているためと思われるが、執行不用額が毎年多く発生しているため、予算編成には慎重に取り組んでいただきたい。

最後に、村民が安全で安心して住める「ひかり輝く新たな五木村」の実現に向けて、振興基金の事業計画の着実な遂行がなされることを期待して結びとする。

次に、36ページを御覧いただきたいと思います。簡易水道事業です。

まとめ。簡易水道事業については、一時的に料金回収率が低下しているが、現在のところ、良好な経営状況である。しかし、給水人口や給水量が減少傾向にある現状においては、使用料の大幅な増加は見込めない。また、上記記載のとおり、経営課題が山積しており、これらの課題を解決し簡易水道事業を健全に運営し、村民に安心・安全でおいしい水を安定的に供給していくためには、今まで以上にコスト意識を持って支出削減を図っていくことが重要である。併せて、令和7年3月31日時点の水道使用料の滞納未納が21件、5万7,563円あり、費用負担の公正性からも完納を目指して努力してほしい。また、水道使用料については、企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式であることを考慮し、適正な料金設計を図られたい。

最後に、厳しい事業運営の中、今後も村民に安全・安心でおいしい水が安定的に供給されることを切望して、総括としたい。

次に、40ページをお願いします。農業集落排水事業です。

まとめ。令和6年度の農業集落排水事業の収支決算は733万3,000円の黒字であるが、収入面で五木村一般会計からの負担金に依存している状況にある。また、施設面では5年以内に処理場の設備などの更新が予定されている。併せて、令和7年3月31日時点で使用料の滞納未納が10件、4万8,000円生じており、費用の負担公平性の観点から完納を目指して努力してほしい。現在、起債残高も、計画的な償還により減少傾向にあるが、設備更新時期を間近に控え、設備更新の際には一般会計から多額の負担金や企業負債を受け入れざる得ない状況が生じると推測される。

このような状況下、長期的な事業運営に当たって、一般的には使用料の改定を含めた農業集落排水使用料の増収及び支出の抑制に努め、一般会計からの負担金への依存を下げしていく必要があるが、地域現状や設備更新などの費用維持管理費を捻出するだけの使用料の改定や支出抑制ができるとは現実的に考えにくい。よって、今後、本事業の経営は一般会計への依存度をますます強めていくと考えられ、事業の継続も含めた地域の下水処理方法の新たな方向性を検討する必要があると考えられる。

最後に、地域の居住環境や自然環境の維持のため努力することを切望して、総括としたい。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） それでは、ここで暫時休憩いたします。それでは、2時15分まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時14分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第25 決算認定審査特別委員会の設置について

○議長（早田吉臣君） 日程第25 決算認定審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長の報告にもありましたとおり、令和6年度歳入歳出決算認定の10件については、議員全員による決算認定審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審議としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、決算認定につきましては全議員による決算認定審査特別委員会を設置し、閉会中に審査を行うことを決定しました。

引き続きお諮りします。さきに全員協議会にて決算認定審査特別委員会の正副委員長の選考を行った結果、委員長に1番、田山議員、副委員長に2番、黒木議員が選出されました。つきましては、1番、田山議員を委員長に、2番、黒木議員を副委員長に決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、委員長に1番、田山議員を委員長に、2番、黒木議員を副委員長がそれぞれ決定しました。

-----○-----

#### 日程第26 川辺川ダム対策再建特別委員会の設置について

○議長（早田吉臣君） 日程第26 川辺川ダム対策再建特別委員会の設置並びに選任を行います。

お諮りします。議会運営委員長の報告にありましたように、五木村の再建対策に関する件について、全議員で構成する川辺川ダム対策再建特別委員会を設置し、これを付託して調査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。したがって、五木村の再建対策に関する件については、全議員で構成する川辺川ダム対策再建特別委員会を設置し、これに付託して、調査することに決定しました。

引き続きお諮りします。川辺川ダム対策再建特別委員会の正副委員長につきまし

ては、先日行われました全員協議会で決定されましたとおり報告したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。

それでは、報告します。川辺川ダム対策再建特別委員会委員長に、1番、田山議員、副委員長に、3番、西村議員。

以上です。

ここで、田山議員、西村議員がおられますので、御挨拶をお願いしたいと思います。まず、委員長、田山議員、1番。

○1番（田山淳士君） ただいま委員長に指名されまして、ありがとうございます。

いよいよダム問題も大詰めになってきまして、大きな問題がいろいろたくさんあると思いますので、今までの経験を生かして一生懸命また頑張りますので、議員の皆さん御協力もよろしくお願いいたしまして挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） それでは、今、議長からの御指名でございますが、60年経ちます川辺川ダム問題というのは五木村の大変な苦難の道のみでございます。これから皆さんのお知恵を拝借しながら、五木村の再建に取り組んでいきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

-----○-----

## 日程第27 質疑

○議長（早田吉臣君） 次に、日程第27 議案の質疑を行います。報告第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで報告第3号の質疑を終わります。

次に、報告第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで報告第4号の質疑を終わります。

次に、議案第44号の質疑を行います。質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） これは何年されておられますか、ちょっと反対するものではございませんので、今、何年されておるのかなと思ひ、この方が。お聞きいたします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

山本豊さんの任期ですけれども、今現在で2期を終えております。平成28年からなられておまして、今回3期目ということになっております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 本来ならばですね、これは村長提案ですので、この人が五木村の教育委員として適当であるということで、本来は村長が答弁をすべきではないかと、交渉も村長に権限があるわけですが。この人は私としてはいいと思います、立派な人だと思います。今後、提案者というのは村長ですよ、教育委員会じゃないですよ、過ちがないようにひとつ。本人は了解をいただいておりますね。それも村長がやるべきです、これは、教育委員の選任。村長、それが本来の姿ですが、よそでも問題になっておりますね、職員が交渉に行つてどうかこうとか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） 答弁申し上げます。

今御指摘の今回の教育委員の選任ということで議会の同意を求めていますけれども、これは過去に遡ってみましても村長の提案ということで、実質、教育委員ということになってまいりますと、現場担当のやっぱり教育委員会が所管をしております、それを私のほうから提案をするということになっております。これはいろんな質疑等についてもですね私のほうで提案をして、すべて私の提案で、細部については職員のほうから説明ということになっておまして、今回の教育委員についても、当然、その現場等については教育委員会のほうが周知をしておりますので、一緒に人選については協議はしますけれども、具体的なものは、今の御質問については課長のほうが答弁されたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第44号の質疑を終わります。

議案第45号の質疑を行います。ここからは予算の質疑ですので、歳入歳出分けて行います。まず、歳入の13ページから質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 13ページの下の方ですね、副業型地域活性化企業人報酬費というのが100万ずつ2つ出ておりますが、この内容について少し、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今、御質問がありました企画費の中のですね報償費に副業型地域活性化企業人報酬費100万円と、8の旅費の中で副業型地域活性化企業人費用弁償ということで100万円組まさせていただきます。

ダム対策課のこちらの説明資料のほうの3ページを御覧いただければと思います。こちらにも、副業型地域活性化企業人制度というところで、3ページの下の段に書かせていただいておりますが、よろしいでしょうか。こちらはですね総務省の事業になるんですけれども、副業型地域活性化企業人制度は、都市部の企業人材の社会貢献というニーズに加え、副業型の経営形態により企業人材が個人として地域活性化の取組を展開することも地域の関係人口の創出・拡大に資する有益な方策として積極的な推進を図っておられます。

現在、五木村においてもですねひかり輝く新たな五木村振興計画の推進、地域活性化について、これは昨年、小さな村スモールg7サミットにおいても公開討論というかですね御紹介しましたけども、越境学習に携わった方々がですね、現在も村内の若い方々と五木村の振興についてですね取り組んでされております。その活動としての経費、旅費を支援したいということで、今回、報償費100万円、費用弁償100万円ということで組まさせていただきます。

こちらについてはですね実働に応じて支給をさせていただきますけども、上限がどちらとも100万円までとなっております。財源につきましてはですね地方交付税、特別交付税の措置があるということで、今回計上させていただきます。

また、次の4ページのほうにですね、こちらは総務省のホームページから抜粋させていただきましたところですけども、今年度からですね企業派遣、もともと企業から派遣する事業がありましたけども、今回から社員個人ですね副業型という形で企業ですね了解を得て、その企業に現在勤めていらっしゃる方が地方に行って、地方の活性化、そういったものに取り組んでいただくと。この表の下の方に、副業型というところで要件がありますけども、企業に所属する個人と自治体が協定を締結し、勤務日数はですね月4日以上、かつ月20時間以上、受入自治体における滞在は月1日以上滞在していただければ、その分に対して報酬、あるいは旅費を使ってこられた場合は旅費を支払うことができるということで、下のほうには国の措置ということで、先ほど申しました報償費が上限100万円、旅費については上限100万円と、合計200万円、1人につきですね。これを交付税措置で対応するという形になっております。

こちらの制度をですね今回活用したいというようなことで、今回予算のほうを計上させていただいたところです。

現在、数名の方が越境留学をですね五木に数日間滞在されて、そういった活性化

についての若い人たちと勉強会をやったり、あるいはいろんなイベントをされたりしております。そういった方の支援を行いたいというところで、今回計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） なんかよくわかったようなわからんような話だったんですが、もうちょっと具体的にですね何名の方がこういった関係があるのかですね、一人でやるのか、あるいは新しく、またこういったことを今からやるのか、実際やっているのか。やっているのであれば、具体的にですねどういうものを行っているということでやってもらわないと、今のような話ではなんかよくわからないんですね。具体的にもうちょっと説明してください、よくわかるように。村民にわかるような説明をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 先ほどの副業型地域活性化企業人制度を具体的にということでした。

実際にはですね現在、ちょっと企業のほうはまだ申し上げられませんが、東京のほうの企業に属されている、企業のほうで働かれている方がですね、五木のほうで越境学習ということで人事研修ですね、五木の中小企業に來られて地方のどういった働き方をされているのか、地域の実情などを学ぶ研修をされたところです。その方は実際に企業に歸られたんですけども、その後もですね地域の方々と交流がありまして、若い方々が現在グループを結成されてですね村の活性化、観光であったり、産業、林業とかですねそういったものに特化して村の活性化にどうつなげていこうかという話し合いであるとか、あるいは昨年まで秋祭りのイベント、若い方々が1日担当されてやりましたけど、そういった内容等とか、当日の準備、運営とかもそういう企業の方も一緒になってですね取組をされているところです。

來られているのはですね、今現在、ボランティアで來られて自己負担で旅費を出して手弁当で來られています。そういういった方に対する支援がこういった総務省の支援がありますので、それを使って、ぜひ関係人口を増やしていきたいなど。今回予算化させていただいているものは、今、企業のほうから内諾をいただいているお一人の方なんですけども、實際來ていただいている方はほかにも二、三人いらっしゃいますので、今後、もしよければ企業のほうとお話をさせていただいて関係人口のほうを増やしていきたいなどというふうに考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今の説明でもよくわかったかわからんような感じですが、今後、

いいのか悪いのか私もはっきりわかりません、ものが見ていないものですからね。ですから、やっぱり今後ですねこの件は次の定例会でもですね報告をしていただけるのかどうかですね、内容について、こういう内容、具体的なこういうことをしましたということを約束できますか、実績の説明を。今回は無理でしょうから、次でも約束していただけるかどうかお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今ありました副業型の地域活性化企業人制度、こちらにつきましては、今回予算のほうをお認めいただきましたらですね、そういった方々と村のほうで協定を締結することになっております。村のほうもですねこういった取組をやってほしいというようなこともありますので、そういった話を詰めさせていただいてですね、今後また、取組状況そういったものは随時報告させていただきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） ほかに。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私は、13ページの一番下、総務費の企画ですけども、企業誘致に伴う関連調査業務委託料というのがございます。また、説明ではですね本村の製品や商品の生産、流通、販売などに関わる構築及び、それに伴った企業拠点の誘致を目的にするために調査をするという委託料でございますが、ざっくりいえばコンサルタントにそういう業務を委託するのか。

また、現在までに五木村は企業誘致をしようというようなことがいろいろ言われてきたと思いますが、今までそういう事例が、多分、私の記憶はありませんが、今からどういう、目的は今ちゃんと説明にはありますが、どういうコンセプトとか、ただ、そういうもろもろを調査するために、実際、五木村でそういう企業、五木村は多分魅力はあると思います、でも、やっぱり村によそから来たいというような何かないと、おいで、おいでだけでは多分、どの企業さんでもなかなか可能ではないと思いますが、今回550万ですので、どういうところに調査を委託して、どういう考えで、これの説明よりももっとちょっと進んだお答えというか、お伺いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました企画費の委託料の中で、企業誘致に伴う関連調査業務委託、こちらのほうで550万計上させていただいております。

これにつきましては、先ほど6番議員さんのほうからも内容について少しありましたけども、企業誘致につきましては、これまで東地区まちづくりグランドデザイン協議会が3月に提案がありましたけども、平場を造成するのであれば企業誘致を

したらどうかという、そういった企業誘致に対する御提案もいただいたところでございます。

平場の確保事業に関連してくる、それ以外の地域もあると思いますけど、今現在です。ね幾つかの企業誘致に関する御相談をいただいているところです。まだ詳しくお話しできる段階ではございませんけど、そういったことがありますので、そうした場合に村としてです。ねどういった支援ができるのか。現在、企業誘致関係では、村では税のですね優遇措置あたりはありますけども、今後、村にそういった企業が入っていただけるのであれば、どういったインフラ整備が必要なのか、あるいはほかの市町村ではです。ね工業団地を整備して、そこに入ってきていただくというような取組もされておりますが、村のほうではまだそういったことがなされておきませんので、そういったものを含めてです。ね調査をしたいというふうに考えております。

先ほどありましたように、コンサルに委託するのかどうかという、どこに委託するのかという御質問でしたけども、そこも含めてです。ねコンサルタントのほうがいいのか、もしくは企業、入って五木のほうでやりたいというお話をいただいているところあたりにです。ね調査経費として委託したほうがいいのか、そのへんは今後、協議させていただきながらです。ね検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、説明を受けましたが、企業誘致というのは、先ほども申し上げましたが、五木の魅力、五木にぜひ来たい、平場でも土地も切り開いてくれというような逆の強い要望で、多分成り立つものじゃないかな。今回、平場を造りますから、どうぞこういう広場を利用してくださいというようなことでは、なかなかインパクトが弱いんじゃないかなという感じがするんですよ。

私が前に研修に行きました和歌山県で、大阪にも近いし中部にも近いというところで工業団地的な造成をしてあったんですけど、かなり広い。そこにはなかなか企業が入ってくれないという、そういう事情もそのときに、多分20年近くなると思いますが、そういう事例もあるし、なかなかいろいろ整備をしても、これが駄目じゃないんですけど、そういう希望は持ってしていただかないといけないんですけど、それぐらいの村がやれるかどうか。このお金に対しての本当にそういう企業が、五木の魅力を、またさらにアップしたような五木の魅力、私も五木にずっと住んでおりますからです。けれども、ここ何十年、そういう企業誘致ということが叫ばれながら、なかなか可能でなかったの、そのへんももうちょっと、村長でもいいんですけど、課長、そのことが本当に実になるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） 今お話がありました企業誘致の件ですね、今回の予算計上の中の1つとしてですね、今、直近考えられているものがございます。これにつきまして御説明をさせていただきたいと思えます。それによって、企業の方が五木に何を求めて五木に来られるかといったようなことを考えているのかというのが今後調査していきたいというのが、今回の1つの案でございます。

これにつきましては、夏秋イチゴ、今、子別峠ですね行っております。こちらにつきましては、農業分野での後継者を今、募集して、指導をしていただくということで協定も結んで進めているところでありますけれども、なかなか後継者になり得る方が集まっていけないというのが現状でございます。

ただ、そういった中でですね、今、農業に関係する企業の皆様がですね五木村でしかできない夏秋イチゴ、これをですね会社として農業分野に参入できないかというようなお話が来ております。それにつきましてはですね、今、3社にこのお話が来ておまして、やっぱり共同ですね協力し合ってやりたいと。1社、1社が企業参入するのではなく、今お話があるのが、流通の会社、また農業資材の会社、こういった会社がですね実際に農業に参入することで、自分の本体の仕事による影響を及ぼすのではないかとということで計画をされているんですけども、なかなか、やっぱり会社としていきなり入るためにはハードルが高いということがありまして、その数社が五木をメリットをちゃんと得られるか、また、そういったものが五木と何を協調しながら一緒にやっていくことが一番振興にもつながるかといったことまでも含めてですね協議をしていきたいということで、先日、初めて全社集まってお話をいただいたところでございます。

今後はですね、他の県でですねこういった企業誘致の取りまとめ等をしたことがあるようなところを紹介いただきましたので、こういったところと話を進めながらですね、各会社がメリットをちゃんと見込めるように、五木に来てよかったというような事業計画をまずつくりたいというふうに思って、ひとつはこういった案があるということでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ちょっとお尋ねをさせていただきます。また繰り返しになりますが、申し訳ないです。アバウトにぼやっとしておるところがあったものですから、再度私なりに確認したいと思ましてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目が、先ほど1番議員さんから質問があった副業型地域活性化企業人制度ということで、これに書いてありますように地域活性化ということで、これについては企業人材の社会貢献というニーズで地域活性化の取組を展開すると書いてあるんですけど、例えば普通の企業、会社というのがどういう地域活性化というこ

とに当てはまるのか。例を言うと、例えば土木会社を経営している中の職員の方がこれをしたといったときに、自分の今している仕事とまた別のような形態になるのか。地域活性化というのは例えばイメージでいうと、例えば観光振興とか特産品開発とかそういう、あと村おこしとかそういうものに限定されるような話になると感じておるものですから、これでいく、個人でいく場合には自分が今働いている職種と違うような仕事で社会貢献するというので、そこに例えば、先ほど言った土木の仕事をしている人が手を挙げてそういうのをしたと、それについては会社のほうも了解しますよ、行っていらっしゃいという話になると思うんですけど、そういった場合に、例えば企業経営者の人もそれを認めたということで、人がいなくなるとその分の補てんとかはない、会社と従業員の人の話し合いでそこは了解の上で行くということで、そういう感じでいいんですか、イメージとすれば、いまいち、わからないところが、社会貢献とか地域活性化とかいう話になるものですから、イメージとすればそういうイメージで捉えていいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 48 分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました副業型地域活性化企業人制度についてなんですけども、まず、これに村のほうで協定を結ばせていただくためには1つ条件がありまして、東京とかですなそういう都市圏に勤めていらっしゃる企業の方が対象になると、が地方のほうに行かれるという形になります。

もちろん、企業のほうからそういう派遣型というの、先ほどのこの4ページにもありますけども、もちろん企業と自治体が協定をして派遣していただくという取組もございます。ただ、今回は、現在ですな、企業においても社員の副業を認める傾向が加速している中でですな、自らのスキルを地方のほうに行って地方の方々と一緒に地域の活性化に取り組んでいきたいという思いの方も多いうようなことで、今回、総務省のほうでこういった制度をつくられたところでございます。

それについては、これまで自分のノウハウを地域のいろんな活性化につなげていただこうというような取組で、これまで、先ほどありましたように企業への理解を得た上で個人的に来ていただくという形になりまして、これまで自分のプライベートで自費で旅費を出されて、来ていただいたところでございますけども、大変あり

がたい活動をいただいているんですけども、なかなか、それだけ自己負担がかなり負担になりますので、そういったところを今回、この制度を使って支援をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

職種についてはですね、いろんな方がいらっしゃるかとは思いますが、会社の中で人事をされている方とか、事務をされている方、あるいはいろんな会議で会議を進めるにはこういうふうに進めたほうがいいよとか、いろんなノウハウがあるかと思えます。そういったものを、地方の地域活性化に取り組む中で一緒にそういったノウハウをいただきながら、よりよい活性化に向けて取り組んでいただくというようなことを期待して、今回、こういった制度を取り組ませていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 例えば自分の能力とか技術とか持っておられて、それが例えばほかのところでそれが生かして、その地域で自分の能力とか知識が結果的にその地域の活性化につながるという話でよろしいのか。五木におられる方がよそに行って、このお金を活用して、行った先の地域で自分の技術だったり能力だったり知識だったりを生かしながら、その地域を活性化につなげていくとかそういうイメージということではよろしいですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今の御質問の件ですけれども、この地域活性化企業人制度につきましては要件がございまして、都市部から地方に来られる方に対する支援となっております。ですので、村から自分のノウハウを持って、五木のほうからよそに行かれるという場合にはこれは該当しないというところになっております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 大体イメージとしてはわかりましたので。

次にですね、業務委託、企業誘致の。先ほど御説明がありましたけれども、具体的に、五木で企業誘致ということで、こちらから例えばここに土地がありますよ、こういうものがありますよ、これを活用して五木で起業してみませんかという、こちらから向こうのほうにお願いして来てもらうという形の企業誘致の仕方、五木に来て起業してみませんか。先ほどのお話だと、もともと五木で何かをされていて、こっちのほうに来るときに、いきなり来たいけれども五木で起業するにはちょっとリスクがあるとか、成功するんだろうかという不安があるから、その部分について村が調査を、企業の代わりに村が調査をすると、その委託料というイメージでよろしいでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほど説明しました夏秋イチゴの件につきましてはそういった場所があると、生産もしているということはおわかりになっている方々が企業参入したいと。ですので、あとは企業が参入が本当にできる状況、条件、こういったもの、リスクが何があるのかを一緒に話ながらですね1つ1つ潰して行って、もちろん最終的には企業も投資をしてこられますので、そこをどういうふうに会社の中でですね説明がついて、しかも数社がやはり肩を並べてなるべく参加したいということに併せて、そういった条件の把握を皆さんで把握しながらですね1つ1つ条件をクリアしていくといったことを今回、この夏秋イチゴについてはそういった数社が入りますので、そういった肩を並べるような調査も含めてですね行っていくということになります。

もちろん、村としましては土地であったりインフラであったり、そういったものがどういうことが現状がどうであって、将来どうなるんだというようなところも一緒にになって検討する必要が出てくるとは思います。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 確認なんですけど、委託業務ということでどこかのコンサルタントかそういう専門の方に、五木で何かをしたいという人とコンサル的な会社と話し合いながらリスクを探るとか、できるかできないかというのを調べていくということですかね。要は、五木で何かをしたいといったら、本来はその企業が五木で起業できるのか、これで収支が合うのかというのを多分調べると思うんですね。それがやっぱり企業自体がするのがちょっとリスクがあるから、それを業者の人に間に入れてもらって、その人と五木を何かをしたいという企業の方が話し合いながらどういうリスクがあるのか、五木でうまくいくのかというのを探っていくという話になるための業務委託なのか、そういう感じで受け止めて。来たい企業の代わりに村がそういう専門の業者の人に企業誘致の委託をするという、そういうことでなのかどうか、ちょっともう少しお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

夏秋イチゴの件であれば、先ほど言いましたように他の県でやはり団地化ということをして、団地化ですので1つの企業がやるわけではございません。数社の企業であったり、生産者が集まるわけですので、結局、この地域の会社だけのメリットを探すのであれば、もちろん会社の方がされると。じゃなくて、ここを団地化にすることのメリットですね、こういったものを含めて、地域振興とかを含めてですねどういうふうに複数の会社に来れるのかとか、そういったことを村が委託をして、先ほども言いましたけども、その中ではいろんな会社が自分のところの会社の条件

をクリアするにはどうするかもひとつ話ながらですね、一対一でなくて複数の会社と一緒に協議をしていきたいということで村がこういった音頭を取ってですねしていきたいというふうに、これは他の県でやっている会社に、一応、今相談をしているところです。

○議長（早田吉臣君） ほかに13ページ、ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 一般管理費の中で社会保障中間サーバーのプラットフォーム利用負担金279万1,000円、これは新たに出てきたものなのか、それとも補正なのか。今、わかったからこれが出てきたのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

当初予算にも組んでおりました。結構な額を組んでおりました。総務課資料の1ページの一番下に書いておりますけれども、地方公共団体情報システム機構、私たちは通称J-L I Sとっておりますけど、ここにアクセスするための利用負担金ということで、こちらから幾ら必要ですよというのが今回入ってきたものでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 新たに向こうからこれだけ必要ですよと言われてきたから予算を組んだということによろしいですか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかに13ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、次、14ページ総務費お願いします。6番、中村議員

○6番（中村俊也君） 私は14款の諸費で負担金、補助及び交付金がありますが、五木村のFM中継局の管理負担金が150万円減額になっております。FM局というのは五木村をちょっと見回したときに、テレビ等は村がケーブルで設置をして視聴されるわけですが、いざ災害とかマイマイガとかヤマネとかというので、線が切断した場合にラジオというのは非常に貴重な情報源だと思います。また、防災無線もしかりですけども、こういった場合に、FMは五木管内は多分まあまあ聞こえるところが多いと思いますが、今度、AMがFMに移行するというので、私が聞いた情報では熊本管内でいろいろな中継局があって、私の記憶違いかしらないですけど、五木局はそれに入っていなかった気がするんですよね。

それで、もし、AM局がそういうことでFMに移行した場合に、五木管内の今ま

でのAM局が聞こえないというのはまずないんですが、そのあたり、もうちょっとわかればですね、わかる程度で詳しく、よろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 情報は持っておりません。多分、議員おっしゃるとおり、ある住民の方が、五木村内全部AMに入るようできないかという話は受けたことがあります。そのとき調べたのが、AMはなくなると、FMになると。この予算を組んでいるのはまた別な話ではございますけども、今、FMを聞いていますとですね81.3ですかね五木は、81.3メガヘルツなんですが、人吉は何点何、水上は何点何ということで、2つの局はですね、八代を越えるとまた何点何で、要はR K Kラジオが聞こえると。冒頭申したとおり、五木がどうなるかというのは、ちょっとまだ情報は入っていません。

○議長（早田吉臣君） ほかに14ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、14ページまで終わったということで、本日は散会したいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、本日は散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時07分

# 第3回五木村議会定例会会議録

令和7年9月11日（木）開会

（第2日）

五木村議会

## 令和7年第3回五木村議会定例会（第2号）

令和7年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- 日程第5 要望について
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 閉会中の継続審査・調査について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総 務 課 長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君

建設課長 黒木光重君  
会計管理者 大岩留美君(兼務)  
教育長 西龍三郎君  
教育課長 山尾浩二君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(1名)

議会事務局長 木野徹也君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（早田吉臣君） 日程第1 これから一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 3番、西村でございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。

その前に、まず、先般、五木村議会議員の改選がございました、選挙がありました。今、全国的に議員のなり手がいない。大変、自治体も悩みであります。しかしながら、本村では定数8名に対し、新人6名、現職ですが5名、計11名の立候補がなされまして、その勇気ある新人の皆さん、感銘をいたす次第でございます。今後の五木村の発展のためにさらなる御活躍を期待するものであります。

では、質問に入ります。

都市と山村の格差についてということで質問をいたします。我が日本は、戦後80年となりました。国民の勤勉と努力によって世界の中でも豊かで平和な国家となつてまいりました。五木村のような山村においても、テレビ等で世界中の出来事がわかるようになって、文明が開かれてまいりました。ありがたいことであろうと思います。

しかし、時代の進展とともに、今、ひずみも出てまいっております。特に若者が都会へ流れ、山村では高齢化と過疎化が急速に進んでおります。これは、村の存亡が危ぶまれるという時代まで差し迫っております。その要因は様々ありますが、1つは、他の町村にない村の存亡といわれてきた60年にも及ぶダム問題を抱えて、いまだに苦難の道のりであります。

そこで、令和5年5月、国・県・村による新たな振興計画策定が5か年のロードマップもできております。いろいろと苦心をされて新しい村づくりに向けて協議がなされております。これは私ども、しょっちゅうダム対策特別委員会いろいろで議会でも論議をし、執行部もいろいろと頭を悩ませておることと思いますが、このひかり輝く新たな五木村の実現に向けてのロードマップについて、現在、令和5年5月に策定されておりますが、村長はいつも、村の振興は待たなしと言われておりますが、特に若い者のですね移住・定住、これは村の繁栄のためには必要不可欠な

ものでございます。その取組と現状をお伺いをいたします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） おはようございます。

それでは、ただいまの西村議員の御質問にお答えいたします。

今、都市と山村の格差ということの中でですね五木村の少子高齢化、人口減少についてということで御質問があったかというふうに思っております。私も、基本的には西村議員の思いと同感でございます。特に昭和56年のダムの一次補償の締結によってですね、その3年間で急激に人口が減少したと、村外に流出したということは非常に村政史上始まっての極端な人口減少があったということは認識をしているところであります。そういうものも踏まえまして、今、御紹介をいただきました令和5年5月に、国・県・村におきましては、人口減少や少子高齢化が進む本村の振興は待たなしという共通認識のもとに、今、ひかり輝く新たな五木村振興計画を策定したところでございます。

振興計画の基本的な理念につきましては、誰もが安全・安心に住み続けられて、特に若者が集まっていただく、ひかり輝く新たな五木村をつくろうということで、基本理念を掲げているところであります。それを実現するために、4つの大きな目指す姿を掲げているところであります。この実現に向けて、それぞれ令和5年、令和6年、そしてまた本年度、令和7年度もありますけれども、そういうものを議会の皆様とも協議をしながらですねしっかり、国・県・村三者で取り組んでいるところでございます。

特に、今どういうことが行われているかという具体的な御質問がございましたけれども、私も3年前を振り返ってみますと、例えば、今、村外からのいろんな企業経営者が五木に来ていただいて、いろんな事業を今展開していただいております。例えば、ヤマメの養魚場に、今、熊本の業者も来ていただいて、ウナギの養殖も始めていただいたところでございます。また、キャンプ場についても、なかなか公的なものでは管理が行き届かなかったところも、今、民間の方が来て一生懸命キャンプ場の管理もやっております。

また、昨日も予算の質疑で出てまいりましたけれども、今まで総務省の都市から地方へという1つの地方創生の一環としましては、特定地域づくりの協同事業体、協同組合が、五木村、熊本県で最初につくっていただきまして、9つの事業所が登録をいただいて、今、村外からの人、また村内の方を雇用していただいております。特に、昨日の質疑の中でありましたように、国におかれましては、総務省は、今までは企業と自治体が提携をしまして人材派遣ということでは企業の、例えば社員を送り込んでいただいておりますけれども、企業においては、今、雇用体系が変わり

まして副業が認められるということになりますので、企業の中でも個人、個人と自治体が協定・調定を結びまして、そういう意欲のある方がこういう地方に来ていただいて、これまでのスキルを生かしていただきながら、村もよくなるし、企業人の方も非常に勉強になるという取組がございまして、それに向けては、五木もですねしっかりそういうものを外部人材を受け入れながら地元の若い人たちと交流いただいて、しっかりお互いが成長していただいて五木村の発展に寄与していただくよう、そういう取組を現在行っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 村の再生については、大変厳しいものがある。特に若者がいない。村おこしの原動力になる者は若者だと思います。

しかしながら、若者がいないということ、高齢者だけが村に残っておるということは、力がなくなっているということでございますが、このハザードマップのように、外部から若者が入るような施策を考えておる。ヤマメの話も出ましたが、これは村の力だけでは村の再生というのは非常に厳しいものがあると思います。これは私どももわかっております。しかし、五木村の再生についてはですね、60年間という川辺川ダム下流域を守るために五木村は犠牲にならなければならない現状であります。

そこでですね国や県の五木村に対する温情は、気持ちはわかっております、しかしながら、やはり若者の職場、そして指導育成、そういう根本的なものが欠けておるんじゃないかと思っておりますので、村としてはですね、国や県に責任の一端があると思っておりますから、何か村の再生のために強く県や国に働きかけるべきではないかと私は思うわけでございます。村長、その点ですね、本当に県も一生懸命、あるいは国も一生懸命やるとはおっしゃっておりますが、なかなか目に見えない。60年間の間にどのような目に見えるものがあるかということを経験しながら、村の振興を急速に進めてほしいと強く思いますので、その点の覚悟はどうでしょうかと思ひまして質問をいたします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、西村議員のほうから御指摘いただきましたように、ダム建設問題というのは60年近くまいてまいりまして、いろんな紆余曲折の中に、振り返りますと、平成8年に、いよいよ本体の同意をしたということがございまして、それからいよいよ五木村の振興については、五木村ルネッサンソン計画というのをつくっていただきまして、一気に進むというふうに村民一同が思ったところでもありますけれども、そういう流れの中でいろいろな社会状況の変化等もありまして中止になったり、また、令

和2年の大災害を受けまして、また流水型ダムということで河川整備計画も策定をされ、そこに位置づけておられまして、それによっていろいろまた五木村の振興等については、議員の皆さんの御意見もいただきながら、また、住民座談会等におきましてもいろんな御意見をいただいて、しっかり前に進めていこうということで村としましても、昨年4月に村民集会等を開催しまして、流水型ダムを前提とした村づくりのスタートを切るということを表示し、また、同意をいただいたところだと思っております。

そういう中で、先ほども申しましたように、やはり村の力となりますのは、やはりどうしても若い、村を担っていく若い人たちの力だと思っております、先ほどおっしゃいましたように産業の担い手、また同時に各地域の担い手でもございまして、そういう若い人の数が減っていくということは、本当に各地域の活性も衰退してきますし、村全体の活性も衰退してくるというふうに私もそう思っております。そういう現状を踏まえながら、令和5年に策定をいたしました新たな五木村振興計画等につきましては、しっかりそこに視点を置きまして、国・県・村三者一緒になって、今やっているところであります。

特に私どもは、林業の村として、これまでも昭和30年来からの拡大造林をやって、やっと今、木が60年を経ちまして成木になってきたところであります。国においてはですね山村振興連盟という、これは超党派の国会議員の方々の会がございまして、そういうものについては昨年度から、地元の金子代議士が今、日本の会長ということで頑張っておられます。特に、これまで林業においては経済的な話ということで市場性の逆算性で、山のいろんな労働者の方の単価が決まったという流れがございまして、国全体の国土を守るという視点に立ったときには、国土のおよそ6割弱を山村という自治体、いろんな自治体がございまして、今、西村議員がおっしゃったように、その山村すべてが人口減少に陥っております。そうしますと、6割弱の国土を守り切れないということになってきますので、今、特に球磨川でいわれておりますような緑の流域治水ということで、今回、山づくりにも流域治水の中に入りますので、国におかれては、どうかですね経済的な林業というよりも、そこは一端はございまして、やはり国土を守る林業としての捉え方を山村振興連盟等には強くお願いをし、将来の日本の国土、また五木の豊かな森林がございまして、それを継続できるような国の政策等にはお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと、国土交通省所管になりますけれども、いろんな平場の造成とか右岸側の道路の付替道路の建設等においては、今、鋭意協議をしておりますので、それについては国のほうもしっかりやっていくということをお願いしておりますので、

そういう基盤整備も含めて、いろんなソフト人材の育成も含めて村全体が底上げができるように、これからはしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） なかなか日本全体の農山村、都市との格差が広がってまいります。先ほどから申し上げましたように、五木村は60年間という村の存亡といわれたダム問題を控えてですね苦難の道のりを歩いてきております。国や県は下流域を守るために、どうしても川辺川ダムは必要であるということで、それをてこととして村長は新しい流水型ダムを条件として新しい村づくりに方向転換をしている。村の再生は待たなしと常におっしゃっておりますが、その実現に向けて、目に見える方向でですね、この高齢化社会から若者社会へ、今日は中学生も見えておりますがですね、この人たちが五木村を起こしていただきたいというのが私の願いでもあります。これはそういう方向でですね、年寄りだけでは村おこしはできません、ですから、若者が魅力ある五木村に切り替えていただくような努力をしていただきたいと思ひまして、都市と山村の格差是正については肝に銘じてひとつ頑張ってもらいたいと思ひます。

次に、林業の振興についてを質問をいたします。五木村は、御承知のとおり、96%、もとは98%ありましたが、ダムの関係で96%、村の主産業であるのは森林林業であります。昔から山づくりを先輩たちが一生懸命やってまいりました。しかし、今、若者がいません。

そこで、特に山づくりには若者の力と技能が必要になってまいりました。現在、森林組合ですと育林等に携わっている人といわれる方が、聞いてみると六、七名しかいないということでもあります。この膨大な山林を立派に育成するには、少なくとも四、五十人は必要ではないかと思ひます。この点ですね、これは林業に携わる森林組合、いろいろ頭をひねっておりますが、五木のみならず全国的な問題でもございますが、五木には山の宝しか今のところないように見受けまます。また、これは大事に育てなければならぬわけであります。

そこでですね、担当課長、村に残って山を愛し、山を育てる陣容の整えというのはどのように考えておるか、ひとつ担当課長、お願いをいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） おはようございます。お答えします。

今、林業振興、こちらは森林を守ることにですね整備員の方々が伝承しているということで、これをどう考えるかということと思ひますけれども、先ほど村長からもありましたけれども、林業につきましては国土保全、こういった面もかなり強く現在

はうたわれておりますので、国・県、協力してですね整備のほうを今図っていると  
ころでございます。

制度としましては、造林補助事業とかそういったものをつくっておりますけども、  
それを使う整備員が減少しているということで、現在は熊本県ではくまもと林業大  
学校を今後拡充してですね、特に五木村で2年制学校をしていきたいということに  
しておりますので、こういったことで人材を育成して、今後の森林整備の担い手と  
なっていただきたい。また、村としましてはですね事業所が安定して事業をできる  
ようにということで担い手対策も行っておりますので、こういった面も引き続き支  
援していきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） この膨大な森林ですね、これは資源です、宝でもあります。こ  
れから先はですね林業に携わる人は非常に少なくなる。これは林業だけではござい  
ません、農業にしても工業にしても商業にしても、各業種、人手が不足してまいり  
ます。その取組と人員の確保が見通しはどうかということでございますが、努力を  
するというようなことだけではわかりません。

先日ですね森林組合の総会で、ネパールの国から2名の方が、これは研修生とか、  
あるいは実習生とか知りませんが、紹介されました。村内での人手不足となればや  
むを得ないと私は思っておりますが、仕事のことはもちろんですけども、外国の  
人が入ってきてまいりますと、地域の方々とのふれあいを大切に、立派な活躍と  
貢献ができる指導育成をしなければなりません。今後の増員の見通しはどうでしょ  
うかとお聞きをいたします。その指導育成の体制ができておるかどうか。やはり他  
国から来たならばですね、非常に言葉もわからず、通じず、生活習慣も違います。  
そういう体制ができておるか、せっかく来ていただく。今、球磨郡でもですねあさ  
ぎり町に400人近く来ておるそうでございます。また、八代では3,000人から4,000  
人の作業班員、研修生、いろいろと来ておられるそうでございますが、コミュニケ  
ーションが必要であります。そういう指導体制はできておるのかどうか。

それからもう1つは、今後、国内でそういう若者の作業班員がいなるとすれば、  
外国からそういう招致をする体制ができるのかどうか。その2つをお尋ねいたしま  
す。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

議員おっしゃられたとおり、五木村にですねネパールから林業の技能実習生とし  
て、現在2名の方が研修を行っておられます。こちらにつきましては、昨年度から  
ですね五木村の事業で技能実習生を村で林業として、今後、技能実習生として成り

立っていくかということを実証したいということで、村の事業で行っているところでございます。現在は、五木村林業活性化協議会を通しまして、森林組合ともう1つ事業体のほうにですね2名の方が配属されております。

こちらの方々につきましては、コミュニケーションの面でお話がありましたけども、これにつきましては、日本での活動に事前に6か月間、母国のほうで研修を行いまして、五木村に来られてからも日本の風土、また習慣に慣れるためにですね1か月間の研修を行っていただいて、その後配属という形を取っております。

また、今後でもですね、今、3年間を予定しておりますけども、そういった方々を管理される企業がございます、こういった企業のほうで管理をしながら、またコミュニケーションをしながら、なるべく五木村、日本の風土に慣れていただきたいということで、そういう体制も整えた上で現在行っているところでございます。

また、もう1点ですけれども、今後、林業としてどうなるかと、こういった実習制度がどう続くかということ懸念されているということですが、そういった面、これは誰もそういった面があると思いますので、五木村でもこういったことが今後可能なのかということ、今、実証実験をしているところでございます。こういった面も踏まえて、3年間。その後、本当に林業に従事できるとなりましたら、また事業体のほう、いろいろ考えられると思いますので、こういった面を五木村で、現在、熊本では五木だけだと思いますけども、まずはやってみたいということで現在行っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 今はどこに行っても、食堂に行っても、ホテルに行っても、あるいは農業にしても林業にしてもですね、日本の若者が足らずに外国から招致しております。

そこで、本当にこれが初めてのネパールから林業関係で来ていただくということは大変ありがたく思っております。そこで、受入体制をですね十分とられていただきたいというのが、そしてまた、五木村ならば行くよと、私たちも行って頑張るよという体制を取っていただきたいというのが私の願いでございます。

これからですね増員もしていきたいという担当課長でございますが、林業の大事さというのは集中的大雨が降って災害が、これは土石、流木、これが災害の大きな原因となって日本の安全・安心は脅かされております。ですから、林業の大事さということは、最近は特に注目を集めております。なおさら、そこで国もですね森林交付税を創設してですね再生林や間伐、育林の一端を地方自治体が担うようになっております、森林交付税ですね。この間、小鶴地区で座談会がありまして私も行きましたが、非常に山主さんたちも関心がないような感じがいたします。役場の職員

も一生懸命やっておるような感じがいたしますよ、やってないじゃないんですよ。やはり、国も自治体もですね林業に対する認識を住民に深めていただき、災害の起きない安心・安全な村づくり、さらには宝の山を育てて、立派な所得を林家に与える、地域を潤すという役目があります。よい森林を育てるためには、林家と行政と森林組合等に携わる方々の努力が必要であります。このコンセンサスをいかに図っていくかということが、山に今現在、価格が安いですから関心がないわけです。その関心を高める方向で進めてほしいと、担当課長、特にお願いしたいと思いますがどうですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今、議員が言われたとおり、今、森林の価値は以前よりも低くなっております。そういった面からも、所有者の森林離れが続いております。こういった面を見ましても、国のほうは危惧をしているところでありまして、森林経営管理制度というものを作りまして、森林を適切に管理しましょうということを市町村がそれを受けて行っているところでございます。

五木村におきましても、各地域、座談会を行いまして、地籍も関係しますので、地籍に合わせながら、今、11年間をめどとしましてですね座談会を行っております。そういった中でですね森林の所有者、必要性、管理の方法、こういったものを協議しながらですね、また、森林の活用の方法もですね以前とは変わってきておりますので、そういった面も、村としましては6つのゾーニングに分けまして、木材生産林だけではなくですね環境林であったり保全林と、そういったものの利用価値もありますよということを、現在説明をして回っております。

こういったことをしながらですね少しでも林業森林に関心を持っていただいて、今後、森林を整備していくことに皆さんの理解も得ていきたいと思っておりますので、今後も御協力のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私はですね前にオーストラリアに行きました。松の木をずっと、あの膨大な面積のオーストラリアに植えております。松の木は何にするんですかと担当に聞いたところが、これは日本に輸出するんだと、大きくして輸出するんだと。オーストラリアではですね松の木が1年に1メートル50から2メートル太ります。日本は紙の国だから日本の消費と、日本人はちり紙を使うのが得意だと。将来に向けてですね山に松の木を植える。日本は松は枯れてしまいます。そういう政府を上げて、協会も上げて、今そういう松の木を植えて日本に輸出すると。後進国が将来は紙を使うことになるだろうと、ちり紙を使うことになる。そうすると、原料は木

でないところビニールじゃいかんということで話を聞いて、私もびっくりしたわけですが。五木のような豊富な山林をですねやっぱり生かす方法で、外国でもやっておるわけですから、日本でもですね、先輩たちが一生懸命植林して、これだけの緑豊かな山になってきました。

そこで、やはり必要なのは間伐、除伐、そういうものを徹底的にですね、今、座談会を役場はやっておりますが、地域の方々が、なるほど、これはやはり山は大事にせないかんという認識を持って山づくりをするような座談会を徹底してほしい。これはA地区、B地区、C地区、いろいろ甲地区とか乙地区とかいろいろありますが、何年で終わるんですか、この説明会は。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

座談会につきましては、現在、6カ所回っております。予定しておりますのは、11年をめどに行っておりますので、あと5回程度と予定しているところではございますけども、先ほども申しましたように地籍調査にも関係してきますので、こちらにつきましては地籍と並行しながらですねなるべく早く調査を終わらせたいと。これによりまして林地台帳の整備をして、管理者が誰であるかということも示していきたい。併せまして、先ほどから申しますように、森林の必要性、こういったものも併せて地域で説明をしていきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 林業振興につきましてはですねこれだけ山、川のある中で、立派な、今大事なときでありますから、災害が起きないためにも、あるいは資源を増大するためにも森林の育成、空気の浄化、いろいろ大事なことでございますから一生懸命やっていただきたいと思ひまして、森林林業については終わりたいと思ひます。

次に、県道宮原五木線の根本的な改良についてを質問いたします。これは常に議会からも、あるいは村民からも、いつも強く申し上げていることですが、今どの程度話が進んでおるのか。なぜ、私がこれを質問するかというと、たびたび質問しておりますが、他の議員も質問しております、去る8月11日、12日ですね県内をおそった大雨により八代人吉間の高速道が通行止めとなりました。宮原五木線の県道が、人吉も含めまして大混雑をいたしました。熊本から私方まで友人が来られて、いつまでたっても来ません、4時間半かかったということでございます、国道を回って、大通を回って。私も当日ですね、夕方から多良木に要件がありまして、頭地橋から相良までの上下坂まで、291台の車と離合いたしました。これは大変だなというように思っておりますが、これはお盆前のドライバーの方も大変だったと思ひます。

こんなことがありますのでですね、また、昨日も高速道路は通行止めだったということでもあります。

宮原五木線は、トンネルを含めてですね早期の改良が必要と思います。国・県との話は、村長、どこまで今現在進んでおるのか。いつも質問、各議員がしておりますが、その見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

県道宮原五木線の抜本的な改良ということで、今どれぐらいの状況で進んでいるかという御質問でございますけども、これにつきましては、今、議員から御紹介いただきましたように、先日の高速道路がですね通行止めというときに、非常に私も見ておりまして、また道の駅全体もですね交通渋滞に入ったということで、また、うちの職員等も配置しまして交通整理をしたところでございました。

県道宮原五木線につきましては、今ありましたように、五木村と八代方面をつなぐ主要地方道として多くの方が利用をされております。生活、産業はもとよりですけども、今ありましたように、国道219号、また高速道路が被災した際のリダンダンシー（redundancy）の確保の観点からも重要な路線であると私どもも認識しているところでございます。

これまでの村民説明会と、また行政座談会等においても、村民からも要望がたくさん出ておりまして、村民の関心も高いことは十分承知をしているところでございます。そのため、議員の皆様ともですね一緒に、本年5月に、国・県に対して新たなトンネルの整備についてと、また道路改良等を含めて速やかな検証を行い、その結果を示してほしいという要望をしたところでございます。

本件について県の現状確認をいたしました。それによりますと、県道宮原五木線に関わる道路整備の状況等については、五木村の執行部、また議会の皆様へ説明に伺いたいという返事がございまして、閉会后でありますけれども、明日の12日午後、県から取組状況について、事業説明と同時に説明をしたいという回答でございまして、明日の午後にはトンネルも含めて、いろんな改良についての現況と今の状況等の報告はあろうかというふうに思っております。

また、実際、住民の方からもお話がありますように、今、道路改良も実際やっていただいております、それにつきまして樺工区、また大通越えで八代になりますけども、河俣工区で道路改良がされている現状であります。また、村内においては斜面对策、よく雨が降りますと沢から砂利があふれて通行止めになるということがございますので、斜面对策も県でやっていただいているところでございます。

今、西村議員御指摘のとおり、五木村の地域の振興、また安全・安心の確保もで

すね一日も早く実現するためにも、この道路改良が必要というふうに私も思っているところでもあります。

また、ほかの県道まだ3つございますけども、久連子落合線と原女木線と、あと五木湯前線、3つの県道がほかにもございますけども、県道等についてもしっかりとスピードを上げて改良等、また住民の要望等に添えていただくように、今、県のほうにはお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 先ほども申し上げましたようにですね県道というのは五木のみならず、人吉球磨地方の産業道として重要であるということは認識されておられると思いますが、大通トンネルから坂より上の間、難道であります。これを早く改良することが村民の方の望みでもあるように思います。見えるような形でですね進めてほしいというのが私たちの気持ちでありますし、村民の願いでもあります。やはり目に見える形で、今度、こういっちゃ失礼ですけども、八代も新しい市長さんに替わりました。県の副知事もされておりましたので、やはり早くこれに手がけてほしいと思いますので、よろしく願いをいたしておきます。答弁は要りませんので、このことは村民の願いでもあるし、球磨人吉の産業振興のためにも大事なことであるから、村長、待たなしということで頑張ってもらいたいと思って、この問題は終わりたいと思います。

次に、学校教育についてということで質問をいたします。来年4月から、本村もいよいよ小中一貫教育が計画されていますが、これにつきましてはですね一昨年より教育委員会が中心となり、関係者が一貫教育検討委員会を立ち上げて、閉校前で、委員会を含めて万全を期していることと思いますが、村民の中にはですね東小学校がなくなるげな、どういうことだろうかとか、あるいは実に寂しいとか言われる方がたくさんおられます。それは150年の歴史と伝統ある母校であります、学舎でもあります。明治8年開校以来、尋常小学校から東小学校卒業生は、聞いてみると3,334人が巣立っておられます。愛着のある母校でもあります。なくなることは、地域住民にとっては実に寂しいことであると思います。村民の方々にはよく説明すべきではないですか。一般の人とはわからない面がたくさんあります。これは内部だけで計画して、こういうふうに動いていきますよという住民の説明はなされたかどうかお聞きをいたします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

地域の説明会についてということで、されたかということでございますけども、

今回の義務教育学校の移行につきまして、具体的な説明会につきましては開催をしておりません。ただ、昨年からですね地域の座談会等の中で、五木村振興と併せまして小中一貫義務教育学校移行について触れさせて説明を行わせていただいたところでございます。今年度においてもですね同様の地域の座談会におきまして説明を行ってきたというところでございます。

また、学校関係者におきましても、PTA、保護者、教職員、地域の教育関係者等を対象にですね、検討が始まる前に、移行の概要とか、あとスケジュール等につきまして説明を行ってきたというところでございます。

また、現在、毎月、区長会や村のホームページ等で義務教育学校に関する進捗や決定した内容につきまして、随時情報誌を発行して情報発信に努めているというところでございます。

今後とも情報発信をしっかりと進めていきたいというところを考えているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 母校がなくなるということは、卒業生の皆さんにとっては非常に寂しいことであります。やはり、これはですね上層部だけで、関係者だけで協議するのではなくて、やはり丁寧にですね説明はされたほうがいいんじゃないですか。それが少し足りないような感じがいたします。その中にはですね、例えば子どもの数が少なくなったからやむを得ないという方も内部におられます。水上村や球磨村でもやっているから五木でもしょうがないということであるのかどうか。それをまず、この2つをですねお聞きしたいと思います。子どもが少なくなったからやむを得なく一貫教育に移行する、あるいは水上や球磨村でもやっているからそれに右に倣え、この2つのことでどう考えておるかお願いします。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） おはようございます。お答えします。

まず、子どもの数ですけども、今日は中学生が後ろで来ておりますけども、現在中学生が8名ということで、小学生が24名。数についてはですね年々減少傾向にありまして、皆さんにお渡ししてある資料のほうにですね小中児童・生徒の合計数の推移ということで1枚目にしてありますが、令和7年が合計32名ということで、年々30名前後を推移しているということで、そういった場合に小規模の効果的な教育手段として小中一環教育を移行するのがベストではないかという考えのもとでですね今まで検討を進めて、来年4月から五木学園という名称で小中一貫義務教育学校を開校するところでありまして。

先ほどありましたように、五木村の歴史を見ますとですね昔10校近く学校があっ

たと、年々統廃合を繰り返してですね、現在は小学校1校、中学校1校という形になっております。その時々の方々の、地域の方々の思いがその時々であったんじゃないかと思えます。今回もですねこういう1つになるということで、いろんな思いがあると思えますが、未来志向的な考えですけれども、やはり、今までやってきたような地域との取組をですね、今後、義務教育学校になっても、さらに向上するように、地域と一緒に学校を活性化しながら盛り上げていければと思います。

それから、水上、球磨村が2年前から義務教育学校に移行をしております。五木村もですね平成26年から教育振興基本計画を立てまして、今、第3期目に入っておりますが、平成28年度から義務教育学校が法制化されまして、五木村の教育振興基本計画の中に小中一貫連携という言葉を入れまして、できる範囲でですね様々な取組をやってきております。今、第3期の計画では小中一貫校を目指すということで取り組んでいるわけですが、やはり、水上とか球磨村も同じような形じゃないかと思えますが、水上の場合には、聞いた範囲では湯山小学校のほうが耐震化の問題と、それから湯山地区の住民の方の要望があったということです。それから、球磨村の場合には、令和2年7月の水害の後、渡小学校のほうがですね被害に遭いまして、急きょ的に義務教育学校になったということでございます。ですから、経緯は違いますけれども、五木村においては以前からですね義務教育学校、小中一貫教育についてはそういった取組を行ってきたという経緯でございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 学校教育、幼児教育、小学校、中学校、人間形成をつくるために大事な学校でございます。村も県も国も、教育には日本は優れた教育指針を持ってやっております。また、財政的にも惜しみなく教育にはつぎ込んでおります。立派な人間形成をするために、立派な日本を築くために教育というのはなされております。

そこでですね、一番大事な一貫教育でですね、私どももあまりわからないのですが、一貫教育の中でメリット・デメリットはどんなものでしょうか。メリットはどんなものですか、一番メリットのあるもの。デメリットはどんなものですか、ちょっと私もまだ聞いたことがありませんから、改めて、教育長、責任を持ってメリットとはどういうものか、だからこれでいかなきゃいかんとか、デメリットもしかしありますよ、ここはこう改善しなきゃならんとかということがあはずです。お願いします。

○議長（早田吉臣君） 西教育長。

○教育長（西 龍三郎君） お答えします。

義務教育学校のメリット・デメリットについて御質問かと思えます。資料の2ページのほうに、一般的に考えられるメリットとデメリットについては記載しております。たくさんありますけども、私が考える五木村の義務教育学校のメリット・デメリットについてはですね大きく3点考えております。1つはメリットについてはですね9年間の見通し、一貫した系統性のある教育計画ができるということでございます。9年生まで一緒の学校に入りますので、子どもたち同志のつながりとか活性化、そういうのがひとつ見込まれるということがあります。

それから、2点目に小中一貫義務教育学校になりますと、教科担任制とありますけども、小学校の算数の教科に中学校の数学の先生が行って小学生に教えると、そういう教科担任制、今、五木東小学校では複式学級が3年生・4年生、5・6年生があります。複式学級の大きな弱点といいますか、そういったところはですね1人の担任の先生が3年生と4年生を一緒の時間に教えるというのが複式学級でございます。非常に大変な、1人の先生が指導をします。これは義務教育学校になりますと、3年生と4年生が複式学級になった場合には、担任の先生もおりますけども、3年生は小学校の担任の先生が算数を教える、4年生については中学校から指導いただく数学の先生が4年生の算数を教えると、そういった教科担任といいますか、それができます。それが複数教科でできるということでもあります。ですから、その付近が学力向上にもつながるし、個別指導の充実とかそういったところもつながるかと思えます。

3点目に、義務教育学校の特例といいますか、教育課程の特例があります。普通の学校にはずっと教育教科とありますけども、義務教育学校では特例教科というのが学校独自にできるということで、今、よその学校でもいろんな義務教育学校でも考えられたのが、ふるさと科とか英語科とか、それから読書科とか、そういうのを特別につくることができるということで、今、五木のほうでも五木学ということでですね小学校も中学校も歴史やら文化を学ぶところがありますので、そういったところをですね系統的に、ふるさと科とかそういった形。それから、読書をするなら読書科というのを設けて、子どもたちに本を親しむ習慣をですね系統的にする。それから、英語を中心にできるとか、そういったのが特別にできるというのが義務教育学校のメリットです。ほかにもありますけども、一応3点申し上げました。

それから、デメリットについてはですね一般的には、9年間同じ学校で学習していきますので、1つには人間関係が固定化しやすいというのがあるんじゃないかと思えます。五木村のほうもずっと同じクラスでいきますけども、義務教育学校では一般的にそういうのがいわれます。

それから、リーダー性ですね、9年生までありますので、小学校の6年生が小学

校でリーダーを、児童会の役員とかリーダーをしますけども、9年間の中ではですね、今度は9年生がリーダーということで、その付近がなかなかリーダー性が育ちにくいとかですねそういうのが考えられます。

もう1つは、やはり小学校から中学校に上がる、6年生が中学校1年生になるときにですねちょっとちゅうちょすとかそういうところで考えが変わったりするので、中1ギャップといわれますが、そういうのがあると。そういうところが考えるところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 人間の教育というのは、ある程度、1学級が30名前後が望ましいと。それはお互いが切磋琢磨しながら人間形成をしていくのが教育でございます。今、英語とか、あるいはパソコンとかいろんな科学的な問題も、諸外国的な問題もありますが、私が聞いておるのはですね、村民にはメリット・デメリットがあるからですねこういうものを含めて村民には説明する。大体、総体的には人間が少なくなってきたから、こうやらざるを得ないという認識もあるわけですね。あまりくどくど言わなくてもいいです、ここは議会ですから。生徒におそえるようなことではなくて、デメリットはどのようなものがある、メリットはこういうことはメリットですよという、簡単でいいと思います。

それから、時間がないのでですね、現在、校舎のですね利活用はどうされて考えておられるのか、今現在ある校舎ですね。先般、議会の全員協議会で、林業大学との説明も受けました。これは教育委員会も知っておられるわけですか。もっとですね、もっともっと広く、今の現在の小学校の利活用の検討の余地はなかったのか。これは村長に聞いてもいいわけですが、教育長に聞いております。これは村の問題ですから村長も加味します。例えばですね全国に不登校の子どもさん、学校に行かない子どもさん、これが34万人おられるそうですよ。これはNHK、あるいは新聞で報道されておりますから間違いはないと思います。これはですね教育委員会も知っておられると思いますが、学校の先生方も親さんも大変ですね悩んでおられる。前も、いつか申し上げましたように、不登校の子どもをですね五木村に校舎があるとすれば受け入れて教育をされる考えはないか。これは相当難しい話ではありますが、里親学級と銘打ってですね、今の五木村の過疎が激しい中で、ここで人間形成を打ち込むと、不登校の子どもを正常な、正常という用語弊になりますが、するという、国や県に、校舎も新しくあるわけですから、やろうという意気込みはなかったのかどうか。

また、もう1つはですね、学校ではですね、今、世の中が老人社会でございます

ので、福祉、年寄りがですね空気のいいところで老後生活ができるような福祉施設ができないものだったのか。あるいは若者が集まるですね工場誘致とか幅広く検討されたことがあるのかどうか。この前、産業課長から林業大学と、これは説明ありましたが、もっと深く将来を見越した検討はなされたのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

まず、今回の義務教育学校の移行に伴いまして、小学校の学校施設機能につきましては中学校のほうに移転するという方向で、今現在、計画をしております。

そこで、小学校のほうの施設につきましては空きになるということで、施設の利活用の検討につきましては、今現在、庁内におきまして東小利活用情報共有会議という組織を作りまして、それぞれの課で受け持つ他分野の情報共有や、協議する場を設けて定期的に協議を行っているという状況でございます。

また、今後、他分野の団体、事業所等が、いつから、どのくらいの規模で、どのように活用するかなどを調整を図っていくということで協議を進めているというところでございます。

主な活用としましては、先ほどお話もありましたように、くまもと林業大学校を含めた4団体がですね施設の活用を希望され、検討を行っているというところでございます。

全体的な利活用の計画案というのはまだ全体的に詳細にはできておりませんが、今後ですね議会等にも相談しながら、東小学校施設の利活用につきましては進めていきたいというところで考えております。

また、利活用の時期につきましては、小学校機能が中学校へ移転するというところで、校舎の建設があります。校舎の建設が令和9年度中に完成するというところで計画を予定しておりますので、利活用の活用につきましては、令和10年度から移行という形で今のところは見込んでいるというところでございます。

また、先ほど不登校の件で利活用してはどうかというところでございますけれども、議員おっしゃられましたように、全国的に不登校の増加傾向というところは教育委員会も認識をしております。文科省の発表では、過去最多の約40万人というところで不登校の児童・生徒が現在いらっしゃるということでございます。

要因としましては、コロナ以降での生活の変化、人間関係が影響しまして増加傾向にあるということで、人吉球磨においても約200人ほどが不登校の児童・生徒がいらっしゃるということで、これは教育長、校長会議での報告でもあっているというところでございます。我々としては、中学生のほうが多くありますけれども、

近年、小学校のほうも増加傾向というところでございます。そういった不登校児童・生徒の受け皿としまして、五木村での自然資源や地域コミュニティなどを生かす学習、生活環境を改善する効果としまして、いわゆる山村留学ですね、そういった受け皿も1つの手段ではないかというところで考えております。

山村留学として子どもたちを受け入れるということになりますと、寝泊まりする場所が必要となってきます。また、寝泊まりをしたり食事などを提供する世話をする人も必要になってくるということもありますので、寮的な施設ですね、こういったものが必要になってくるかと思っております。そういった施設を、東小の校舎を利用して活用できないかというところで考えていきたいということで、今のところ考えております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 五木村の活性化のためにはですね限られた土地でありますし、限られた施設でもあります、大事な施設でもあります。

そこで、村の活性化にどう活用するか。この前、初めて林業大学の説明を受けましたがですね、村長、私はもっとですね、林業大学が駄目だというわけじゃないんですよ、もっと深く掘り下げて、将来の若者が集まる五木村ですから、書いてありますから、そういうことで幅広く検討はなされたのか。初めてこの間聞きましてですね、議会も勉強が足らなかったなというふうには私はそう感じたわけです。ですから、幅広く、学校が閉校するとすれば、その代わりに、村の再生のためにこれこれをやれば人も集まる、仕事場も増える、そういうことをもっと議会とも打ち合わせできなかったかどうか。あるいは、村民との御意見もできなかったのか。どう考えられますか、お尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

これまでの取組については、今、教育課長が申したように、1つの協議会をつくりまして、その中でいろいろ検討を重ねてきているところであります。これはあくまでもたたき台としての基礎をつくる会議でございまして、これについては大まか固まり、方向性が固まってくると、やはり議会の皆さんのいろんな御意見、また地域の皆さんの意見をいただきながら進めていきたいというふうには思っております。

まず思いますのは、五木村の林業大学校、今、1年課程でございすけども、これは2年生課程という県の移行でございす。それと併せてショート課程をつくりたいと。これは、半林半X（エックス）といいまして、1年でいいますと、半年間

林業をやって、あとの半年間はいろんな五木村に携わっていただいて、アウトドアのインストラクターとかいろんな木工とか、いろんなそういうものに携わっていただいて1年の所得を上げていくというコースがショートコースでございまして、2年生課程につきましては、林業の経営から入っていただいているいろんな理念も学んでいただいて、最終的に林業の技術を学んでいただくというようなことかというふうに伺っております、そういうことになってきますと、五木村の土地の中にですね保育園、今回、義務教育学校がございまして、保育園、義務教育学校、それと人吉高等学校五木分校、18歳を卒業しますと、それから2年間、林業大学校、二十歳まではですね五木の土地中でしっかり教育、子育て、また学ぶことができるというエリアになってこようかというふうに思っております。

そういう中で、村の振興にどう結びつけていくのかというのが、今の西村議員のお話かと思っておりますけども、特に五木分校につきましては、熊本県も行っておりますけども、高校生の未来留学というのがございます、これは全国から高校生を集めていろんなことを学んでもらうと。特に五木村につきましては、先ほどからありますように、自然豊かな、川もきれいなところがございますので、そういうところでしたらしっかり学んでもらうということがどうかなということで、今、高校とも打ち合わせを進めているところであります。

それと、先ほど教育課長が申しましたように、山村留学、これは小学校、中学校の生徒さん方を招き入れて、それは1年、2年、年数はあろうかと思っておりますけど、五木の中でしっかり学んでもらうということになろうかと思っております。そういうものについては、先ほどありましたように、寮的な機能が必要になってきます。泊まる場所と食事の提供と、しっかり管理をしてもらうと、そういうのがありますので、そういうものについても今検討を進めればというふうに思っているところであります。

それと、あと、名前は出ませんでしたけども、4つの村内関係、林業大学校も入れまして、使わせていただきたいという申し込みもございまして、そういうのも含めてですねしっかり五木の地で、これは先ほどからありますように、中学生がお見えですけども、小学校からですね保育園から、いろんな大学、二十歳を超えてもいろんな人たちが学舎として五木村に来てもらうと、そういう環境の中でしっかりいろんなものを学んでもらう。それがゆくゆくはですね五木村の振興につながっていくと、そういうふうにつなげていきたいというふうに思っておりますので、空き校舎の利活用については、これからもですねいろんな機会を設けまして、議員それぞれの御意見もいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 林業大学で2年制の課程をつくるということで、人員がたくさん寄っていただければ、これに越したことはないと思います。私が言うのはですね、もっと幅広く、34万人もおる不登校の子どもさんを育成するために、ここで、日本で初めての仕組みができないかとか、あるいは若者が集まるいろんな工場誘致とか、あるいはお年寄りが多いわけですから、福祉施設ができないか、そこに雇用が生まれる、活気が出る。林業学校というのは、高野に体育館もありますよ、温泉センターのこっちに食堂をしとるところもありますよ。やろうと思えば、どこでも、三浦の体育館でもいいし、小鶴の体育館でもいいし、間切りをすればできるわけです。あんなもったいないところを、見晴らしのいいところをですね有効活用していただきたいというのが私の気持ちでございます。それで幅広く、どのような形でしたほうが一番活性化になるかということを考えてくださいということですから、それで結構でございます。

次に、最後になりましたがですね、私は最近、世の中が非常に物騒になってまいりました。そこで、防犯カメラの設置についてということで質問をいたします。最近、各地ですすね窃盗とか、あるいは詐欺とか殺人とか、あるいは放火とか様々な犯罪が多発しております。五木のような田舎だからといって、油断も隙もないと思います。村民は、国民もですが、平和で安心して暮らせる防犯カメラ設置、そういった助成の措置は考えておられるのかどうか。熊本県の人吉防犯協会でも何箇所か設置してあると思いますが、家庭の防犯設置の補助制度はどう考えておるか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

どう考えているかということで、結論から申し上げます。まずですね、以前、田山議員さんが同じ質問をされました。そのときからちょっと時間が経ったんですが、ずっと考えておまして、素案も実はできております。あとは中身について、今、担当者と精査しておりますけども、例えば年齢制限を設けるとか、65歳以上です、犯罪に巻き込まれるのは65歳以上じゃないわけですよ、若い人も巻き込まれます、そういう問題。あとは上限は幾らにするか。私もホームセンターをいろいろ回りました。安いもので6,000円ぐらい、高いもので4万円。その上限と金額の上限ですね、あと設置台数の上限、お金を持っている方は、うちも10台付けたいとかなるかもしれませんが、1世帯に何個までですよというのを検討しております。

ちなみにですけど、調べの段階で、今年の3月時点ですけれども、熊本県内のそういう個人向けの設置補助があるかを調べました、3月末です、すみません、ちょっと前ですけど。山都町とか芦北町とか3つの町だけしかありません。現在はまだ

調べていませんが、3月時点ではそうでした。

繰り返しになりますけれども、あとは設置要項の素案とかもできておりますので、本当は9月にも上げたい気分ではおりましたけども、中身を精査する上で、さっき言った検討する事項がちょっと出てきてしまったので、12月も考えました、12月は年度途中であってですね、例えばドライブレコーダーも年度途中で令和元年の9月ぐらいだったと思うんですが、令和元年度の残りの月は利用がございました、宣伝不足です、正直言って。だから、年度初めにですね、遅くとも設置要項をつかって住民の皆さんにお知らせしたいと考えています。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 今、科学の発達でですね、外国からでも指示して、タイからでもインドからでもベトナムからでも。頭のいい人がおって自分は隠れておきながら電話で指示して（不明）をくらう子どもさんも学生さんも新聞に載るように受け子といます、そういう犯罪が多発してまいりますよ。ですから、それは十分ひとつ用心のために検討して、各町村でもそういう助成の措置はあるところもありますから、検討していただきたい。これについてはですね、あと黒木議員さんが質問が出てきております。詳しい話もされると思いますが、私はこの件については以上で終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、西村議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩を10分間いたします。11時半から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、2番、黒木議員の一般質問をお願いします。

○2番（黒木一秀君） 黒木でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、7月の村議会議員の選挙におきまして、村民の皆さまの御支援により議会議員として初当選をさせていただきました。そして、この場に立って一般質問をさせていただくことに深く感謝をいたしておるところでございます。これからの4年間、地域の方々の御意見を聞きながら、議員の皆様の御指導を賜り、そして村長をはじめ執行部の皆さん、そして職員の皆様と共に、ひかり輝く五木村、いつまでも住み続けられる五木村、これに向かって一緒になって努力し、取り組んでいき

たいと思っております。どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、初めての一般質問をさせていただきます。ただ、これまで勉強不足のこともあり、認識不足のこともあろうかと思ひますので、その点はお許しをいただき、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは、私は今回、大きな項目として4項目、質問をさせていただこうと思っております。

まず、1点目が、川辺川の流水型ダムについてでございます。これまで村長に流水型ダムについて、どういふお考えなのか、どういふ御認識をお持ちなのかお尋ねする機会がなかつたものですから、改めてこの場を借りて川辺川の流水型ダムについて、村長のお考えをお伺ひさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

まず、川辺川の流水型ダムについて、どのような認識、思いであるかという御質問かと思っております。先ほど西村議員のときにもありましたように、昭和41年です、貯留型のダムではありましたが、ダム計画が発表されておおよそ59年を迎えようとするところになってきております。その中で、一番、ダム全体のお話をしますと、平成8年に本体着工の同意をいたしまして、村としましては、そのときの表現が「苦渋の決断」というのがございました。これは、下流域の安全・安心を守るために、人命を守るためには仕方ないということで、ときの議会、執行部におかれましては苦渋の決断ということで本体着工に同意をされて、それに基づきまして五木村の振興をしていくということが決定されたと思っております。

しかしながらですね、平成20年に、ときの下流域の首長の皆様、また、9月には蒲島知事のダム白紙撤回の表明がございまして、それからいろんな紆余曲折があつて、今を迎えたということになってきております。特に令和2年の大災害においてはですね、それまで球磨川全体については河川整備計画等の策定ができておりませんでしたけれども、今回、流水型ダムというものを川辺川に造るということで、球磨川全体の河川整備計画が、令和4年度に策定をされております。それに基づいて流水型ダムの話と、今度は水系、例えば川辺川水系でいいますと竹の川の宅地のかさ上げとか梶原川の改良、また宮園地域の右岸・左岸は河川整備計画に則つて、今やっただいていふところでございます。ダム単体で見ますと、非常に五木村としたら苦渋の判断を強いられて、五木の振興も止まってきたという思いがありますけれども、やっとな河川整備計画ができたということで、これから五木村の安全・安心に向けてしっかり前に進めていただくというふうな認識をしているところでござい

ます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 五木村はダム問題ということで半世紀以上にわたって翻弄され続けてきております。何度も言い尽くされた言葉ではありますけども、ダムで栄えた村はないと、これは過去何回もいわれてきたことであります。そのような中であって流水型ダムを村長が受け入れた背景といたしますか、川辺川の流水型ダムは2020年7月の熊本豪雨による球磨川水害で大きな被害を受け、当時の蒲島知事が、当初、川辺川ダムは白紙撤回といったことを、この大災害において、それをまたひっくり返したといたしますか、考え直して流水型ダムを国に要請されたという経緯があります。それから2年後に、村長は住民集会において流水型ダムを前提とした村づくりをするということで表明をされました。この間、流水型ダムについて、村民と意見交換といたしますか、流水型ダムに限っての村民への説明とか、村民との意見交換、そういうものはなかったように思います。

そのような中で突然としてダムを前提とした村づくりをするということを表明され、そのとき、私個人としてですね、一住民として自分の考えも言う場所もなく、機会もなく、取り残されたような感じでその当時、受け止めておりました。流水型ダムを村長が受け入れられたことは、いろいろなことを考えられ、十分熟慮された上で決断されたこととは思いますが、もう少し、私は村民との話し合いといたしますか、説明とかそういう機会が必要ではなかったのかなと、個人的には思っております。村長は五木村のトップでありますので、いつかの時点ではダム問題についても決断をしなければならない機会は当然出てくるわけですがけれども、多くの村民の方の意見を聞く必要もあり、そのための丁寧な説明も必要であったのかなと。この決断は、ちょっと私的には時期尚早ではなかったのではと思っております。時間の問題とか、村民への説明とか、そういうものについて、今、村長、どう思われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今ありましたように、流水型ダムについて、昨年の4月にですね村民の皆さまに集まっていたいて、私の思いも伝え、また村民の方からいろんな意見も賜ってですね、そのスタートラインに立ったということで行政を進めております。その中で、今、議員御指摘のとおりですね、ちょっと説明が足りないんじゃないとか、住民の意見をよく聞くべきということでございますけれども、私からしますと時期尚早ではなかったというふうに判断しております。流水型ダムのお話が出たときに、国においてははっきり、例えば河川整備計画のときにも村の中で意見聴取もされて

おりますし、ことあるごとに各地区に行かれて流水型ダム公表と、五木全体の安全・安心については説明されておりますし、また、特にその後のもとの久領地区にですね60分の1の模型をつくっていただいて、特に私どもが懸念したところはダム上流域にありますので、そういうものについて環境影響、非常に悪化したらどうなるのかと、増水したときの残りの土砂とかいろんなものについてはしっかり環境が守られるのかというところが、一番住民の方も非常に関心が高く、私も関心がありましたので、それについては国土交通省のほうで久領の水没地で大きなモデルをつくっていただいて、これは村外からも見に来ていただいて、下流域の人も見ていただきましたけども、そこには村民の方も来ていただいて、これが流水型ダムの仕組みと、影響はこうやって解除されるのかなということ、見ていただきましたし、そういう中で各地区においてはそういう説明を、座談会等も、特に令和5年のときには二十四、五カ所ですね各区長係に回りましたね、村の話も当然やりませんが、地域振興もやりませんが、それについては大きな話とすればダムの話ですね住民の方から質問があったら、それに答えていったということでありまして、それについてはしっかり国のほうも県のほうも、いけば段階を踏みながら、それに基づいて知事とも、また国とも私はいろんなお話をしましたけども、それについては総合的な判断をしたということで、昨年の4月に至ったということございまして、これをですね早く前に進めるためにも、令和5年度には国・県・村の新たな五木村振興計画策定をいたしました。それには議会の皆様も同席して確認いただいたんですけども、そういうのは早くしないとですね、五木村の人口減少、少子高齢化というのが前に進まないという私の危機感がございまして、例えば平成20年に蒲島知事が白紙撤回をされて、それ以降についてはですね国のこれまでのダム事業等について4つのものしか振興に関わる、頭地の大橋とか4つのものについてはやりましょうということで進めてこられましたけども、私は先ほど申し上げましたような右岸側の道路とか平場の造成とかそういうものについてはすべて止まっておりまして、そういうハード的な整備は止まったままでは私どもは振興の足かせになるということで、しっかりそれを前に進めていただくということを踏まえながらですね、それを前に進めるためにはしっかりそういうものを環境影響評価等の話もございましたけども、これもしっかり国も県も管理をやっていくと。それについての財源の支援等についてもしっかり県のほうも明言していただきましたので、そういう総合的な判断をして私のほうは見切っていたということでございまして、これが例えば1年、2年遅れますと、今のような状況にはなっておりませんので、これが私は時期尚早というのは、時を得た判断だったというふうに思っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村長のお考えはよくわかりましたけれども、2022年の6月に、当時の蒲島知事が住民説明会ということで頭地と宮園2カ所で説明会をされました。そのときにですね、当時の蒲島知事は、村の振興はダムは関係ないというかですね、ダムを造る、造らないは関係なく、村の振興には不退転の決意で臨むということを確認言われたというような気が私はしております、そのように聞いたように記憶しております。そういうことを聞きましたので、ダムを前提としない村づくりというのを村長は考えられなかったのか、その当時ですね。あくまでもダムを前提とした村づくりとされましたけれども、そのときの蒲島知事のお話だと、ダムは関係ない、村の振興には一生懸命取り組むと言われたように記憶しております。

そもそも相良村が、建設予定地の相良村がダムについては表明をされておられません。相良村がダムについて受け入れを表明しなかった中で、五木村が先に受け入れを表明したと。一番、利益と言いますか、受けるのは人吉だったり、相良村だったり、下流域の人が本当は造ってくれというのが先じゃなかったのかなど。その上で、五木村は下流域の安全・安心を守るために、どうしてもダムは必要だという考えに至るのが普通かなと個人的にはそう思っておりましたので、相良村よりも先に五木村が表明されたのは、蒲島知事の御意向があったのかどうか、ちょっとそのへんをお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この判断に至った経緯の中で、相良村さんは賛成とも反対ともしていないところでございますけれども、その中で、どうして村のほう判断を先にとのお話ですけども、判断に至るまでにですね、これは球磨郡、例えば球磨川流域に12市町村ありますけれども、五木を入れまして12市町村ございます、その中のすべての首長さんが五木に2回来ておられます。その中で、ぜひ、流水型ダムの建設をお願いしたいと、それについては五木村の振興は流域もしっかり協力していきたいということ、2回来ておられますので、その要望を受けての判断も若干ございます。

それと、本質的な話は、やはり五木村としたらですねダム上流域の、例えば貯留型でありますと水がたまって多目的ダムということでいろんな話もありましたけれども、今回、流水型ダムというときになったときにはですね、基本的に相良村さんは受益地に入っていないと思います、ダム下流域がほとんどでございますので、藤田の一瞬がですね、四浦がちょっと入るぐらいの話で、受益町村であります。私どもはいえどもダム上流域についていろんなことが想定されまして、例えば水がたまって、先ほど言いましたような土砂の堆積とか流木の堆積、環境悪化、いろんなにおいが

するんじゃないかと、いろんな住民の不安が非常に盛り上がったときでありまして、それについてはしっかり国のほうが対応いただいて、先ほど言いましたようなモデルも60分の1、あんな大きいものをですねつくっていただいた。その中でしっかり住民の方にも丁寧に説明をいただいていると。

そして、あと、先ほど言いましたような財源的な支援も、村の振興等についても国・県上げてやりましょうということで、三者協議の中で約束しますということで文言をいただいておりますので、それをもとに最終的に踏み切ったということでございまして、下流域についてはダムの要望はあったということでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村長、重ねて恐縮なんですけれども、下流域の安全・安心を守るためには、ダムはどうしても必要だと、ほかには方法はないと。ダムでないと守られないというふうに思われているのかどうかですね。ほかの対策が何か、例えば、前、蒲島知事が緑の治水とかいろいろ言われた経緯もありますけれども、ダムでしか下流域は守れないと、村長とすればそういうふうにお考えに最終的になったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

下流域を守るためにですねダム以外考えられないのかというお話でありますけども、これは遡れば昭和41年のダム計画、それは当然、ダムがあつて下流域を守ると1つの答えが出ております。今回、また流水型ダムというお話でありますけども、そういうものについてはですねこれは専門的な見地が必要になってきますので、それは国においてしっかり数字も分析されて、かつ下流域の受益地の皆さんにもですねそれをお示しになられてですね、それで説明されておるということでありますので、私一個人がダム以外で洪水を防げると、そういう見地は持っておりませんで、特に、今、議員がおっしゃったような緑とか森林を保全、それは重要なところだと思っております、それをやって、じゃあ災害が防げるかといいますと、今のような異常気象でですね豪雨があつたりということが続いておりますけども、特に木村知事になられたときに討論集会がございまして、多分ですね、相良の体育館が第1回目だと思っております、私も行きましたけども、それは賛成、反対、いろんな思いの方があつて、最終的にはですね森林保水力で止まったというふうに思っております。山の保水力がどこまで計算できるかというのは、誰もできませんですね、私どもも山づくり、先ほど西村議員さんにお答えしたように、山村の振興としたら緑の流域治水の中で山をしっかり、例えば国土保全の観点から林業支援をしていただくという観点はありますけども、災害に直結したものについてですねダム以外の知

見というものは、私は今まで国土交通省のいろんな資料を見させていただいたり、いろんな説明の中で、それ以外はちょっと考えられないということでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村長が川辺川の流水型ダムの受け入れの表明をされる折にですね、議会の説明はどうされたのか。議会からの意見はどうだったのか、そのへんの経緯、あるいは庁内での職員への説明、これはどういうふうに説明されたのか、ちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

最初、判断をするときに、私には、今ありましたように庁内また議会の皆様がおられます、それとあと1つは、私のシンクタンク的な総合審議会というのがございまして、そこに諮問をして答申をいただくという、3つのあれがございまして。ここに説明をしっかりとやったという記憶はございますけれども、黒木議員、議員になりましたのでいつか議会の皆さんに尋ねていただければというふうに思っております。

庁内についてはしっかりと協議をしまして、これからの振興等についてはこういう方針でいこうということですのでお話をしたところでございました。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） それではですね、流水型ダムの自然環境への影響ということでお尋ねをさせていただきたいと思いますが、村長、よく清流日本一とか、水質日本一とか、そんなことで川辺川については19年連続、水質が最も良好な河川と、清流日本一になったということでよく報道されますけれども、清流という定義ですね、なかなかこれは個人的なあれもあるもので難しいかと思っておりますけれども、村長はどういうのが清流だというふうにお考えでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

清流の定義ということであろうかと思っております。清流の定義は人それぞれだと思っております、感性の話になってきますので、川辺川については、おかげで19年連続でございますね清流日本一ということで、あれもいろんなポイント、五木村、相良村にあってですね、その中のいろんな分析をされて、その中で清流ということで19年連続ということを公表されておりますけれども、清流というのはですね、私は五木に育って五木で生まれた人間でございます、小さいときから川に行って魚を捕ったり、今でも鮎の友釣りとかやっておりますけれども、そういうものができてきて、総体的な清流だと思っております。これは都市の真ん中に流れる川に清流を求めてもですね、両サイド山があって、木がいっぱいあってですね谷があって、いろんな総体的なイメー

ジの中で清流というイメージが膨らもうと思っておりますので、清流とは何かというのは非常に難しいかと思えます。それは人それぞれだと思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） そうですね、清流というのはそれぞれ思いが違うと思えます。

私も小さいときから川辺川で遊んだりして育ってきたものですから、私のイメージとすれば、透明度はもちろんのことですね、底に川虫がおったり、それを食べるいろんな種類の魚がおって、それを子どもたちは遊びながら捕まえて、そしてみんなでわいわい言いながら食べると、人と川が仲良くといいますかですね、そういう感じのことをイメージしております。これが、今後、川辺川の流水型ダムができたときに、どうなるのかなというのが一番の課題だと思います。そういうのを残してほしいと。ときの蒲島知事も、球磨川は日本の宝だと言われております。これは守っていかんといかんと言われたこともあります。その上流に位置する川辺川、これはもっと大事にしていかと、球磨川は守っていかれないような感じがします。どうか、五木のきれいな川辺川、これは私たちの子どもや孫や、あるいは先々の人たちにですね、できれば今の状態でずっと受け継いでいかれるようにですねしていくことが、今、生きている私たちの使命かなと、責任かなという気もします。どうか清流川辺川をですね、流水型ダムの問題もありますけれども、これをできるだけ今の状態でですね将来に残していけるような努力を村長にさせていただきたいと思えます。村長、どう思われますか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

この環境をですね、清流川辺川をですねしっかり未来に残していこうということは私も同感でありまして、特に、よく言われますように、上流域から水は流れきますので、五木村、この上の五家荘地域ですね、これが相まってきれいな水を下流域まで届けていくという役割がございますので、ダム本体ができたにしても、私も五木村の自然、また五家荘の皆さんと一緒にですね、この流域の自然をしっかりと守って、こういうものは唯一無二の自然でありますので、これは子々孫々残っていくように、これは国・県にもお願いしながら努めていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） どうかですね、流水型ダムの問題がありますけれども、村としてですね、本当に自然豊かな、透明度の高い、そして生き物がたくさんいるようなですね、本当に自然豊かで、子どもたち、それとか遊びに来られた人たちが「五木の川はきれいだな」と、そんな川をですね可能な限り目指して取り組んでいただけれ

ばというふうに思います。

私の知り合いが、過去に五木に来てですね谷のほうに一緒に行ったんですけども、きれいかと、これは飲んでもいいんだろうかというぐらいな感じのですねことで私のほうに言われた記憶がありますので、やっぱり都会から来てですね感動できるような水質、あるいは河川環境、魚、川虫とかですねそういうのが共存できるような川を目指すよう、尊重努力していただきたいと思います。よろしくお願ひします。これについて、村長、もう一回、残していただけるかどうか考えをお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

それは黒木議員と同感でございますので、しっかり残していきたい。また、それを国・県にもお願ひしていきたいというふうに思っております。最終的な環境レポートの際に、知事のほうから各首長に意見の指針がございまして、村としましたら、そういう環境は絶対残るよふにということ、いろいろ項目立てて知事にお返しをしまして、それについては五木村については全文、国のほうに届けていただいておりますので、しっかり、今回の流水型ダム等についてもですねそういうものはしっかり村の意見として酌んでいただいておりますので、残るよふに頑張っていきたいというふうに思っております。

それともう1点、国の1つの動きとしましたら、環境レポート調査の中でですね、川辺川流域に9,000種の生き物がいるということがわかってきてまして、そのうち500種が非常に重要な生き物であるということが調査の中でわかってきておまして、そういうもの全体を川辺川流域を生かしながら、1つの学舎として川辺川アカデミアということ、ですね国のほうで計画をされて、冊子もつくっておられます。そういう中で私どもその一端として五木の環境を未来永劫守っていくよふな活動もやっしていきたいと思っておりますし、これについては村だけではできませんので、国・県、またいろんな事業所、いろんな研修者も入れて、また村民の方も入っていただいで、一緒に環境を守っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（早田吉臣君） ここで暫時休憩いたします。13時5分から再開いたします。よろしくお願ひします。

-----○-----  
休憩 午後0時01分  
再開 午後1時05分  
-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問の続きです。

2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 引き続き、質問をさせていただきたいと思います。

先ほどから申し上げておりますように、川辺川の流水型ダムについては下流域住民の中にもかなりの方が反対の声を上げたりしております。先日、カルチャーパレスでダムに関する公聴会が行われましたけれども、その中でほとんどの人が流水型ダムについて、かなりの問題点を指摘をされておりました。村長におかれましては、流水型ダムについて、国交省にですねこういった住民への不安、あるいは環境への問題、こういうものについてですねしっかりと丁寧な説明をしていただくようにですね村長のほうからも国交省のほうにお願いを申し上げていただければというふうに思います。今のままですね、賛成、反対それぞれ考えがありますがけれども、こういった国の一大事業、これを進める上においてはやっぱり住民の方々の意思の統一といえますか、ある程度納得していただける必要があると思います。

前の川辺川の所長でありました斉藤所長さんも言うておられましたけれども、説明していくのは国の責務だというふうに言うておられます。反対だから話をせんとかいうんじゃないくてですねしっかりと丁寧な説明を続けていただければというふうに思っております。

それと、流水型ダムについて、全国各地にいろいろありますけれども、土砂の問題とかですねいろいろ言われております。そういったことについても国の責任においてですね、日本一の流水型ダムが仮にできるのであればですね未来永劫、川辺川が清流であり続けるようにですねきちんとした対応をしていただければ、これも併せて村長のほうから申し上げていただきたいと、強く申し上げていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

流水型ダムについては、以上で私の質問を終わって、次に、ひかり輝く新たな五木村振興計画についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。ひかり輝く新たな五木村づくりということで、1つは、住み続けられる五木村をどうやってつくるかということが一番肝心かなというふうに思ひます。

これまで村長に就任されて各地域を回っておられると思ひますけれども、この中で地域によっては、ここはちょっと何も変わっておらん、昔とちょっと変わっておらんという話を聞くことがあります。村は長年にわたりですね五木村振興計画という計画に基づいて、様々な事業を展開してまいりました、取り組んでまいりました。その中であつても、なかなかですねやっぱり地域によっては何の変化も感じないという方々がおられるのも事実であります。やっぱり今掲げてあるひかり輝く

新たな五木村、これについてはですねやっぱり地域の方々の意見を聞く、地域に入ってきめ細やかに聞いていくと。例えば座談会あたりについても、来られる人は来られますけれども、当然、移動手段を持たない高齢者の方々についてはなかなかこういうのに参加されない、できないことも多くあると思います。そういった方々の声を聞くのも、これは行政の努めかなど。その上でひかり輝く五木村をどうやってつくっていけばいいのかという、何らかのヒントが出てくると私は思っております。地域の人たちが何を求めているのか、何が必要なのか、そういうのを行政として、村長をはじめ職員の方々、地域に入ってですね、特にお年寄りの方、独り暮らしの方、多いわけですから、そういう人たちの声も聞いて、少しでも、ここも前よりよくなった、ここもしてくれた、村はようしてくれるな、これで安心できるなど、そういう村づくりを目指していただければというふうに思っております。そのためには我々議員としてもですね一緒にそういうのに努力していきたいというふうに思っております。

村長、このような考えで、今後ですね高齢化が進む中で、ひかり輝く五木村にするために、こういった方々の地域の声を拾い上げて、それを少しでもですね計画に取り入れていただいて、地域の人たちに幸せ感、安心感を持っていただくようにしていただけないか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今ありましたように、今回策定しておりますひかり輝く新たな五木村振興計画についてはですね、4つの大きな柱で構成しております、その中の1つに福祉行政というものもしっかりうたっております、今、議員おっしゃるように、各五木全体の地域を回っている御意見があることは承知をしております。その中で特に、社会福祉協議会とか、また民生委員さんとかいろいろな立場、また月に1回の区長会も開催しますけども、そういう中でなるべく地元の声を届けていただいたり、いろいろなことで役場のほうにですね御意見がくるようにということは努めておりますけども、その中で特段、私が就任しましてから6年目になりますけども、座談会等で意見をいただいたときにはですね水道関係が大変施設が老朽化していると、これは各地区の課題として伺ったところでもあります。

それと、あと買い物がしにくいとかそういうのがありまして、特に令和元年10月に私は就任しましたが、年が明けましてから令和2年にコロナが発生しまして、それまでは例えば親戚の方とか地域の方とかいろいろな人が里帰りをして、高齢者の独り暮らし、二人暮らしのですね家の掃除とか草むしりとかやっていたかと思っておりますけども、それがなかなか来れないということで、そのときからですね高齢者

については応援券ということでシルバーさんが行って草むしりをしたりですね家の中の掃除をしたり、そういうものは好評ということで、それについては今でも継続してやっているところであります。

それと、今年はですね高齢者の中でも特に燃油高騰が進んでおりまして、去年はですね人吉下球磨消防管内ではありますけども、夏は猛暑でですね、酷暑と言ってもいいかもしれませんけれども、その中で熱中症の搬送が1.3倍になったということで、また、今年はその輪をかけて1.5倍になったということでありますので、どうか、高齢者の方もですね暑いときには屋内においてエアコンを入れていただいて、それでしのいでいただければということで、75歳以上の方には高齢者笑顔応援給付金ということで1名2万円ですね燃油高騰に使っていただくようにというところの対策をとっているところであります。

そういうものを総合的にですね高齢者の方、独り暮らし、二人暮らしおられますけども、そういう方が不便なくですねいろんなところで生活ができるようにということで、行政は行政なりに、また、社会福祉協議会と色々な団体等から御意見もいただいて取り組んでいるところでありますので、足りない点もあろうかと思えますけれども、そういうものは改善していきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今お話にありましたように、地域の方々の、特にそういう座談会とか出られない方、そういった方の声もですねできるだけ拾い上げてひかり輝く村づくりに取り組んでいただければというふうに思っております。

その中で、先月からですかね、村で移動販売の事業をされております。これについてはどういった内容かということですね、どこの品物を移動販売が仕入れて、これについては将来、どのように展開されていくのかというのがですね、2年間の事業だというふうに聞いておりますけれども、今の取組の状況、どこから仕入れて、どのように今後展開していくのか、将来、これは村の事業としてずっと続けていかれるのか、ちょっとお尋ねします、担当課長に。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

現在行われております買い物支援実証事業ということでですね、これはあくまでも移動販売が今後どういうふうに運営できるものなのかをですね商業的な分野から実証実験をするということで行っております。

買い物支援につきまして、以前にもアンケートであったり、社協を使って高齢者の対応を行うなどはしておりますけども、実際にどこというのは既存の事業者の、今、運営事業体を実際行っておりますので、そちらだけでしたけども、いろいろお

伺いする中で、今後、心配されるということでしたので、今回、実証事業を行うところでございます。

こちらにつきましては、まずは村内の事業者ということで商工会を通じまして募集しましたところ、1事業体が応募がありました。その事業体につきましては協力事業体としまして道の駅第三セクターの商品を持って販売していくと。また、帰ってきて仕入れ、売れなかったものについて道の駅で販売できるものは販売するといったような流れを、商店を利用して実証実験をしたいということで、今、道の駅が協力事業体として運営をしているところでございます。

今後につきましては、2年と言いましたけど複数年、これは1年でしましても利用者のほうでもですね利用頻度とかが変わりますので、複数年かけて調査しまして、その後、実際、これが業としてなれるのか、行政がどのようにお手伝いをすれば継続できるのか、そういったものを実証したいということで現在行っているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 移動販売というのがですね、今、高齢化率も高い中で、非常に地域には喜ばれる事業だとは思いますが。現在も村外から移動販売が来られてですね、なかなかお店に買い物に行けない人にとってはですね非常にこれは大切な事業だというふうに思っております。

しかしですね、一方で宮園地区においてはMショップという商店がございます、ここをですね、宮園周辺地域振興協議会の中でMショップを憩いの場とか地域の拠点として盛り上げていこうという中で、Mショップを取り上げてですね地域づくりに振興協議会のほうで取り組んでいるところでです。

そういった中でですね移動販売というのがMショップにどういう影響が出るのかというのがちょっと危惧されるわけですが、今後ですね移動販売を展開するに当たってはですね、例えば地域の商店を活用した移動販売とかですね、やっぱり地域の商店がなくなるというのは地域の衰退というかですね、その見た目もですが、実際そういうふうな印象がありますので、Mショップは過去にも地域でですね存続してくれとお願いをした経緯もございますので、移動販売が、もし本格的に村の事業として始まったときに、Mショップが困らないようなですね取組というかですね、Mショップを活用したような取組とかそういうのを今後考える上では検討していただきたいと思っておりますけれども、そのへんいかがでしょうか。担当課長お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほども少し御説明しましたが、まずは村内の事業者の方がですねこういった事業に関わってほしいということがありまして、村内向けにまずは募集をさせていただきました。できれば、そういった商店がですね、現在行っているところが自分のところのものを売るというのが一番スムーズに進むかと思ひまして、こういった事業を計画しましたけども、今回は違った形になったということで、宮園はもちろんですけども、宮園以外もですね商店があるところにつきましては事前に調査などもして、お話もさせていただいて、そういった中でこういった事業のやり方をしますということで、いろいろ相談は事前にさせていただいておりますので、今後もさせていただきたいと思ひます。

始まってもう2か月目に入りましたが、やっぱり地域の中からですねいろんな要望であったり、そういったものも来ております。そういったものを踏まえて実証実験ととしていろいろ変更しながら、村民の皆さんが利用しやすいようにしていきたいというふうに現在進めているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ぜひですね、これを本格的に村としてですね取り組んでいく場合においては、地域に商店がある場合においてはですね人的支援、金銭的支援、何らかの方向でですね商店が存続できるような取組をぜひ検討していただきたいというふうに思っております。今後、この事業については私も注目していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、今、診療所への通院タクシーの助成がありますけども、地域によってはかなりの距離があつて、助成が2分の1だったですかね、タクシーを利用しようと思つても金額が高くてなかなか利用できないという地域もあるかと思ひます。そういったところの助成、もう少し拡充できないかなと。できるだけ診療所への通院も気楽にできるような体制ができないかなと。こういった高齢化社会の中で、そして地域は広範囲に集落があり、診療所まで来るのにかなりの時間とお金を要するところもございまして、そういうところの助成の拡充。あと、村外へ、例えば人吉球磨管内へ通院される方もおると思ひますので、そういった方々へのタクシーの助成とかですね。通院タクシーの助成について、今後、金銭的な助成の拡充といひますか、そういうのを今後考えていただければなど。そうすることによって、安心して住み続けられる五木村、こういったものにつながるのかなというふうに思っておりますので、そのへんのところ、いかが考えますか。担当課長、お願ひします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

村外の通院タクシー、それと診療所までの通院タクシーの助成の拡充のお尋ねで

ございます。まず、現在、通院タクシーの助成制度につきましては、五木村診療所までの料金の2分の1を助成しておるところでございます。

実績につきまして申し上げますと、令和5年度が41名の方が利用いただいております。令和6年度が31名の方が実人員ということで利用をいただいております。利用者数につきましては、人口の減少とともにですね年々減少してきているという状況ではございます。

利用の実態につきましてでございますけれども、先ほど議員おっしゃいましたとおり、距離が長い地区につきましては、どちらかと申しますと利用実績のほうですね少ないような状況ではございます。このような状況ではございますけれども、村外への通院タクシーの助成ということでございますけれども、代表的な事例を申し上げますと、頭地から人吉市の医療センターまでですねタクシーを利用しますと9,000円を超えてしまうような状況でございます。少し奥に入った集落からになりますと、優に1万円を超すというような状況でございます。

このような高額な料金になってまいりますと、利用者の方々もなかなか利用しづらいというそのような状況でございます。基本的にはですね路線バスも存在しますことから、頭地人吉間についてはですね路線バスを御利用いただいているというような状況ではございますけれども、いろいろと今後ですね利用者の利便性とかそういうものを考えるところにおきましては、今後、路線バス等の廃止とかそのような問題も出てくるかと思っておりますけれども、路線バスの代替案としましてですね乗合タクシーでありますとかコミュニティバスの延長になりますとかですね、高齢者の経済的負担の軽減も含めまして、高齢者が利用しやすい交通体系ができるよう、現在、通院タクシーも含めまして庁内で検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ぜひですね、やっぱり高齢者の方々、あるいは移動手段を持たない方々のためにですね安心して住み続けられる五木村、基本的な考えとしてですね、ぜひ、通院、特に命に関わる場合もございますので、タクシー助成等についてですね困っておられる方の気持ちを十分踏まえた上でですね今後の事業展開をしていただければというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、五木村はですね半世紀以上にわたってダム問題に翻弄され続けております。この間、申すまでもなく人口減少、少子高齢化、限界集落、地域社会の崩壊、本当に今、五木村は危機的な状況を迎えております。村長も、五木村の振興は待ったなしだといわれております。五木村の将来推計人口が2045年、あと20年後には384人という数字も出ております。こうならないために、今、村は一生懸命、新たな五木

村振興計画に基づいて振興事業に取り組んでおるわけですが、この中に県からの支援が100億円という数字、あるいはこれが20年間という年月、これについて、いまいち、私はちょっと勉強不足なところがあるものですから、100億円20年間という数字について、この100億円の使い方、20年間平均して使っていくのか、それとも集中して使えるのか、あるいは村がどのくらい使えるのか、100億すべて使えるのか、そのへんのところを簡単に御説明いただければと思います。担当課長、お願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありました、今後、ひかり輝く新たな五木村振興を行う上での財政の支援についてという御質問でございました。

こちらにつきましてははですねひかり輝く新たな五木村振興計画の基本計画の中にも財政上の措置ということで、国・県において本計画に掲げる取組の推進に必要な財政上の措置を最大限講ずることとするというようなことでさせていただいているところでございます。

財政支援につきましては、令和6年2月に村議会の皆様と共に九州地方整備局あるいは熊本県へ、ひかり輝く五木村の実現に向けた地域振興に関する要望ということで要望活動を行わせていただいております。その中で、財政・人的支援についても要望をさせていただいたところでございます。この要望に対しまして、翌月3月には、国・県からそれぞれ要望に対する回答をいただいております。

国においては、水源地域整備計画の変更や地域振興を進めるための人的支援等を行うとともに、ダム工事中及び供用後も、地域資源の積極的活用により村のさらなる観光振興の取組について県・村と連携して推進し、村の発展のため取り組むという御回答をいただいております。

また、県においては、令和5年度に100億円規模の、おおむね20年間の中長期的な財政支援の枠組みと方向性を示されたところでございます。事業に伴う県の負担金50億円と、村独自の事業に活用する50億円、合わせて100億円でございます。後者のほうのですね50億円が、こちらの新たな振興計画に掲げられた事業に使える50億円ということになっております。村独自の事業に活用する50億円については、既に10億円を交付していただいております。残る40億円においても、10億円については令和6年に補正予算において、県のほうでは五木村振興基金に積み立てられて準備をされているところでございます。

今後、残りの財源についてもですね基本計画改定に係る巻頭言において、村が中長期的にわたり、安心して振興事業に取り組めるよう、村の交付金をしっかり確保し交付するとともに、県事業についても必要な予算を確認しスピード感をもって取

り組むとされておりませう。

また、将来の状況変化に伴う新たな支援についてもですね村を取り巻く状況を踏まえ、計画の進捗を見ながら、必要に応じて検討していくという回答をいただいております。ちなみに、今年の5月においても、議会の皆様と共に国・県に対して、流水型ダムを前提とした新たな村づくりに必要な財源の確保と振興基金の早期交付について要望させていただいたところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 100億円のうち、50億、50億と、県と村とで半分ずつ使うという振興計画で使って事業に取り組んでいくということですよ。私は最初、100億円というのが村が全体的に使えるお金かなと、一番最初のときに100億円で将来的に村の財源として足りるのかどうかという話もあったように思います。そのうち、今度は50億、50億ということで、半分しか使えない。残りの半分は県が村の振興のために使う負担金か何かで財源に充てるという話のようですけども、村長もおわかりかと思ひますが、将来的な村の財政ですね、ダムが終わるまでは国・県が様々な面で御支援いただくものとは思ひますが、例えばダムが終わったあと、例えば20年後、ダムはできたよ、終わったよといったときに、じゃあ、その後、村はどういう状況になるのか。人口は減る、税収が減る、そういった中で村が本当に危機的な状況になるのは、村長をはじめ、執行部の方々は十分おわかりかと思ひますが、財源について、今、担当課長さんが話されたようにですね将来的な、ダムが終わっても村のためには一生懸命支援しますよと。川辺川の流水型ダムというのは、国の一大事業であります。県の方針転換等で様々なことで村が翻弄されて、非常に危機的な状況になっております。これが、ダムが終わったからといって国・県の責任が終わったとは全然考えられません。これは将来的にもずっと、国・県が五木村を支えていく必要がある、責任があるものと思ひております。この点についてですね、村長、将来的な財政支援、これについて、国・県においてですね粘り強く、強くですね求めていただきたいと思います。もちろん議会としてもですねそういうことで一緒に取り組んでいく必要があると思ひますが、まず、村としてですね、これはぜひとも、こういった危機的な状況にならないようにですね将来を見据えて強く対応していただけるように求めていただきたいと思いますと思ひますが、村長、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、土肥課長のほうからおおむねお話があったとおりでありまして、まず、当初、県においてはですね流水型ダム等のダム事業を計画するにおいて、財政的な支援に

については、これは蒲島前知事の時でありましたけども、おおむね100億円規模を確保したいと。それについては、20年間にわたって中長期的な財政支援というお話がございました。

私どもからしますと、例えば、これから10年後にダム本体ができあがる、また、その後の10年間で村の振興をみようという多分思いがあって20年というふうに理解しておりましたけども、そういうことでは村の振興は前に進みませんので、令和5年度のときには、これから令和9年度までの5年間に集中的にやりたいと、村の振興を。前半もありましたようないろんな教育施設についても、村営住宅にしても、水道施設にしても、そういうものは非常に村単独の予算が必要になってきますので、それについてはしっかり財政的な支援をお願いしたいということで、まず10億はいただいております。

今ありましたように、令和6年度の県の議会においては、五木振興条例のほうに五木振興基金として10億円積んでいただいております。そうやってですね、私どもは、まずひとくくりは5年として、そこでしっかりそこまでハード整備をやっていくと、これは1つの目標値として据えているところであります。

そこで、営々と国・県にお世話になることは当然でありますけども、これはダム事業等に起因する話であれば国・県の責任を問うていきますけれども、それ以外に、先ほど西村議員さんとやったように、五木村の豊かな自然を生かして、いけば恒久財源として五木村が生み出す財源を確保するべきというふうに思っております。これは交付金が終わったのを機に住民サービスが停滞してはいけませんので、それに一番力があるのは林業の益だと思っておりますので、森林環境譲与税も含めて、あと村有林の伐採を積み立てておまして、それと、この間の文京区さんとのJ-クレジットも認定をされまして、いろんな森林資源をですねしっかり私どもは五木の財産として恒久財源、未来永劫と続く財源としっかり確保して育成していきたいということを思っておりますので、ダムで起因するところの話はですね国・県にしっかりまた御支援をいただくと。それとは別に、村でしっかり独自の財源を確保して、それを教育とか福祉に充てていくという恒久財源の確保も必要になってきますので、2つの大きな柱をもとに、将来の財政を運営できればというふうに思っております、特にポイントになるのはやはり林業が大事ななというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） どうかですね、村長、やっぱり将来的にですね村が本当に危機的な状況にならないようにですね、やっぱりいつまでも五木はいいところだなと、

住み続けてもいいなとか、五木におったら楽しいなとかですねそういった村にですねぜひしていただくようにですね、当然、おわかりのように村だけではなかなか力に限りがあります。これについてはやっぱり国・県の実任が大部分あると思いますので、そのへんのところを国・県にですね強く申し上げてですね、ぜひとも将来的にも五木村が存続できるようなですね体制というか支援とかそういったところを目指して今後とも取り組んでいただきたいと思います、特に国・県にはですね強くそのへんのところは申し上げていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね安心・安全な地域づくりについてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目が生活道路の改良ということで、先ほどもちょっと前半、道路改良の話があったと思うんですけども、五木宮原線の改良とかですね。その中で、村長も地域をあちこち回られたときに感じたと思ひますけれども、まだまだやっぱり県道、村道で道路幅が狭いとかですね危険な道路だということはかなり何箇所かあると思ひます。

その中で、ひとつ県道の久連子落合線、これについてですね、あそこも集落があるんですけども、あの間にですね、地域の人たちの貴重な生活道路になっております。過去、何度も改良の話をされているようなんですけども、なかなか長い年数ですね改良が全然進んでおらんと、ここの道をよくしてほしいなというふうな地域の方々の話を聞きます。本当に通ってみるとですね道路幅が狭いのはもちろんなんですけれども、やっぱり木々が立っているところを通るものですから、道路が全体的に暗いと、あるいは上からの落石等の危険もあると。特に大雨とかですね台風とかそういう緊急時においては、ここを通るのは非常にちゅうちょされます。そういったところも含めてですね道路の改良というのは地域の切なる願ひでもあります。ここのところを村長として、県のほうに改めてですね強く改良を求めていただければというふうに思ひます。

今年度の県道の改良についても五木湯前線の一部改良だったり、小鶴原女木線の改良のことが載っておりますけれども、久連子落合線のことが全然載っていませんので、この改良についてもぜひ早急にですね少しでも取りかかっていたらいいように県のほうに強く要望をしていただきたいと思いますと思ひますけど、よろしくお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

県道の久連子落合線についてはですね今、議員おっしゃるように、私も村長職に就いてからですね最初の座談会の折に、久連子落合線については全然手が入ってい

ないと、どうしたことかというお叱りをいただいたところでありまして、それから県の土木のほうにもお願いをしながらということで、特に椎葉の上のですね、ちょっと地盤が下がったところについてはすぐ改良をやっていただきましたし、先だっ  
ての座談会にもですね球磨の振興局の土木からも同伴いただいて、いろいろ住民の方と話を伺ったところでありまして、今のところですね、まず、地元から要望が  
あっておりますのは、全線改良は望んでいないと、特に離合箇所をしっかりと整備して  
くださいということで地元からの要望もそのときもございましたので、球磨局にお  
いてはですね、今、4カ所の整備を計画されているというふうに情報を聞いており  
ます。それについては、やはり土地の関係等がございますので、地元の協力をいた  
だきながら、随時整備を進めていきたいというのは確認しておりますので、それを  
もとに、地元のほうにもですねいろんな説明があらうかと思っております。

そういうのもありましたので、私の行政報告の中でもしましたように、今年8月  
14日に平沢津で夏祭りがございまして、そのときには県の振興局の局長と次長まで  
同伴いただいて久連子落合線を登っていただきまして、子別峠に上がってから西の  
ほうに下りて行って、現状の道路をですねしっかり見ていただきました。その中で、  
やはり久連子落合線という線はですね、県道ではあるけれども、非常に悪いなとい  
うのは認識していただいておりますので、そういうのを通じてですね県の土木のほ  
うの認識をいただいているということでもありますので、先ほど申しましたように、  
4つの県道がありますけれども、その箇所等について住民の要望をしっかりと伝え  
をしながら、早期にやっていただくという取組をやっているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 本当、大切な生活道路、重要な生活道路ですので、離合箇所と  
いわず、できるところは改良していただいて、少しでも通行にですね問題がないよ  
うな道路に少しでも近づくように、そして地域の人たちが喜んでもらえるような対  
策を県のほうに強く求めていただければというふうに思いますのでよろしく願い  
したいと思います。

次に、村道の改良についてお尋ねをしたいと思います。まず、1点目が村道平野  
線の改良ですけれども、今回、地籍調査も終わったということで今後の計画について  
どうなっているのが1点と、あと1点、穂楊枝線ですね村道の、松尾野から先、  
あそこは通行止めとか書いてあったと思うんですけども、あそこは今、通行でき  
ないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

まず、村道平野線でございます。平野線につきましては、改良事業をするという

ことで計画を立ててやっておるところですけど、一番の問題がですね御承知とは思いますが、所有者不明の土地がございます。そちらの解消のため、地籍調査の完了等を含めて人吉の法務局のほうに相談ということクリアしなければ着手できないというところでした。

このめどにつきましては、ようやく地籍調査のですね成果が上がりましたことと、今年度、法務局から登記の完了の連絡もございまして、今現在、司法書士と相談してですね裁判所の手続をしているところでもございまして、見通しとして来年度の当初予算で詳細の測量設計ができると見通しを立てているところでもございます。

穂楊枝線でございますけども、穂楊枝線は、今現在、2トン車以下が通行可というふうになっているところでもございます。こちらにつきましては、一昨年からですね山が動いているのではないかとということで、令和6年度に動態観測を含めたところで調査、観測をしていたところです。その間、穂楊枝地区に移住者の方がいらっしまったんですけど、こういう状況だからいつ崩れるかもしれないので、ほかの場所を検討願えないかということで移動していただいたところでもございますけども、経済道路として使う森林組合等と林業従事者の方からは大型車が通れないかなということでもございましたけども、道路管理者として危険であるということで2トン車以下の状況でもございます。

今後どうするかのことでもございますけども、道路そのものの路体については動きが落ち着いたというところでもよかったなということでもございますけども、路肩の部分ですね、川側、こちらのほうが観測の結果、四、五十センチ沈下している。また、大きなクラックもありまして、これは降雨とか雨が入ると崩れますよと、災害になるでしょうと予測しているところでもございますけども、今現在、40センチほどの路肩の沈下で終わっているところですが、じゃあそのままでもいいのかということでもございますけども、この状況が続けばですね山の仕事等々使われる方に支障がございますので、思い切って地質調査をかけるのか、測量設計をするかと考えるところです。ただ、状況としまして白蔵線と同じような、感覚的な問題ですけども、同じような山が動くという自体になりますと、長期の通行規制、工事となるのではないかとということです。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村道平野線については地域も非常に期待をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、地区の給水施設の維持管理等についてお尋ねをしたいと思えます。まず、各地域、高齢化が進んでですね地域の給水施設の維持管理に苦慮する場

合もあります。場所によっては村のほうで管理してくれとかいう話もありますので、そのへんのところは今後、例えば人数が減ったり、件数が減ったりすると非常に維持管理が難しくなる場合もありますので、このへんのところを将来どうしていくのか。あと、平野のですね給水施設、これについて写真のコピーをお見せしたと思いますけども、ああいった状況でですね座談会のときも申し上げましたけれども、水道水の中にマンガン及びその化合物というのが入っておったと、だから真っ黒な水が出てくる。これが非常に心配するのが健康への被害、人体への被害です。座談会の回答においてはマンガンは人体に必要な物質とか書いてありまして、あと、使うなら水を流しっぱなしにして透明にして飲めば安全なようなことを書いてあったんですけど、実際、飲む側からすると、御覧になったようにああいう水が出てきて、完全にそれが取り除かれるということはないと思いますけれども、これをずっと飲み続けた場合にですね健康被害というのはないのかどうか、そこを簡単にお答えいただければと思います。担当課長、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

給水施設の維持管理対策ということで、高齢化に伴う維持管理を今後どうするかということですが、御指摘のとおり、以前から各地区の管理するところから維持管理が大変だという声がありまして、老朽化も含め、高齢化、いわゆる人口減少で維持管理が、とにかく維持管理が簡単になるようできないかという要望も最近いっぱいございます。それを踏まえてですね、まず、要望が強かった令和5年度にはですね4地区の水源調査というのをしたところでございます。要望としましては、一番管理しやすい湧水、きれいな湧水をそのまま飲めないかと、そういう水源はないかというようなことと、あと、維持管理で一番堪える砂洗いと、砂洗いができないような施設が、急速ろ過器といいますけども、自動で洗浄できる装置にできないかというような御相談も受けたところで、今、4地区のところの工事をしているところでございます。完了したところにつきましては、よかったと、これで結構、高齢化でも維持管理できるようになったよというような声をいただいておりますので、また、今年度も2地区ですね、椎葉地区、梶原地区、改修工事をそのように実施しております。また、同じような相談もほかの地区から受けております。

今後、施設の老朽化も併せて、高齢化でも管理しやすいような施設に改良・改修してほしいという声が出てくると思いますので、それに応えていきたいと思っております。

平野地区のマンガンの件でございます。まだ、いろいろ私も文献等々調べたところでございますけれども、いわゆる黒水障害ということでございまして、地区から

の依頼を受けて水質検査をしたところでございます。数値的には基準よりちょっと多いということで、それは健康被害はどうかという、ほかの地区でもそういう事例があったということで数値を比べてみても遜色なくございましたけども、最終的には人吉保健所にこういう状況を、数値を含めて、大変心配しております、どうでしょうかとこの相談をしたところ、数値的に周辺環境調査を実施する数値ではないですね、人体に影響することはないでしょうということを回答いただきました。

昨日写真を見せていただいたように、一時的なのか、継続的にそれがなるのか、今後の動向も含めてなんですけれども、コップでは透明に見えるけれども、お風呂とかおけに水をためると黒水になるということで、健康被害はないと言いますけれども、やはり気持ちのいいものではございませんので、今度、平野地区の施設の前処理でマンガンを除去できるのか、また、配水管に付着しているかもしれないというマンガンを洗浄するとかですね、そういう対策を考えていくということになります。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。持ち時間はあと3分です。

○2番（黒木一秀君） やっぱりですね、基準というのが、真っ黒い水が透明になる、その基準がマンガンの基準だというふうに書いてある、人体に影響がないというのは基準ではないようなことも書いてありますので、今後、地区の人たちはそういう水を飲んでいくと、健康被害になるのかどうか、そういうところを今後ですね担当課として調べていただきたい。もし、何らかの被害が出るようであればですねいけませんので、そのへんのところは担当課として調べていただきたいと思います。全国でも有機フッ素とかいろんな水質検査で問題が出てきているところもありますので、特に給水施設は村の管理じゃないもので、水質検査とかなかなかできないところもありますので、そういったところの対応もですね今後していただければというふうに思っております。

時間がありませんので、最後に小中一貫教育についてお尋ねをさせていただきたいと思います。午前中も3番議員さんからお話がありましたけれども、この中で小中一貫教育の中で山村留学の話も出たと思います。うちの孫娘も一時期、五木のほうに何ヶ月もお世話になってですね非常にいい経験をさせていただきました。本人も刺激になったし、地域の子どもたちとも仲良くなって、地域の子どもたちもよかったのかなと、個人的には思っております。山村留学はですね、やっぱりそういった意味で少ない児童の中に山村留学を受け入れると、地元の子どもたちが刺激を受けたり、本人も当然刺激を受けたり、あるいは親子でですね山村留学ということで、こちらに住み着くことで住宅問題であったり、人口減少の問題にも少しでも寄与できる部分もあるのかなというふうに思っております。これについて、教育委員会、山村留学、午前中の話でなかなか受け入れの体制が難しいという話もありましたけ

れども、このへんをどうお考えなのか、今後の対応についてお願いをしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

山村留学につきましては、午前中の西村議員の質問のほうで回答させていただきましたけども、山村留学のメリットということにつきましては、子どもにとっては自然体験とか、あと主体性・協調性が育まれるというメリットもあります。また、保護者にとっては子どもの成長を見守りながら、都市と異なる教育環境が得られると。

また、地域としましては、学校の存続、地域活性化につながっていくということもございまして、山村留学につきましては、事業を進めるということにつきましてはメリットが大きいのではないかと考えております。ですので、今後、東小学校の利活用も含めてですね、そういった施設を活用しながら検討していければなというところで教育委員会としても考えているというところでございます。

○議長（早田吉臣君） 最後になります。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ぜひですね、私は山村留学というのは非常にいい取組だと思います。全国的にもあちこちですね取り組んでいる自治体もございまして。それによって子どもたちが刺激を受けて心だったり知識だったりいい影響を与えたり、そういった感じですねいい取組だと思いますので、今後、今の東小学校の利活用、あるいは住宅問題、空き家問題とかですね、そういうところの解消もですねできるのかなと、親子で留学したいということで、人口問題、あるいはそういった働く人ですね、若い人、お母さん、お父さんが来ることで、村にとってもいいことだなというふうに思いますので、ぜひ、これは取り組んでいただければというふうに思っております。

時間をオーバーしましたけども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（早田吉臣君） ここで暫時休憩をいたします。これで黒木議員の一般質問を終わります。2時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで、2番、黒木議員の一般質問を終わります。

次に、5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 5番、園田です。よろしくお願いします。

まず、通告書により、ひかり輝く新たな五木村振興計画について質問いたします。五木村東地区まちづくりグランドデザイン策定に向けた提案を受け、今年5月下旬から、村内5カ所、西地区、南地区、三浦地区、東地区、北地区において行政座談会を実施されたと伺っております。

座談会に出席された方から、最大20ヘクタールの候補地について、平場の利活用についての申出はございましたか。よろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、5番議員おっしゃいますように、5地区に分けて座談会をやっておりまして、そのときは特に東区の座談会においてですね私の記憶も、メモは取っておりますけれども、その中で、今、計画の面積で足りるのかという御質問はあったかというふうに思っております。

あと、利活用について、座談会等では平場が最大限確保しろとかですね、それで足りるのかという面積の話はありましたけれども、利活用についてはですねなかったような記憶はございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 例えばですね平場で畑にくねぶをつくってみたい、山菜加工場をつくってみたい、こういう具体的な要望、問い合わせがないとすれば、平場はそういう要望がないとつくらなくてもいいのではないかと考えますが、この点はどうですか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

平場の造成についてはですね、振興計画の冊子の中にも1つの絵として出しておりますけれども、あれは最大盛ったときの絵として出しております。それについてはやっぱりそういう利活用がないからつくらないということではありませんで、これからいろんな企業の誘致も含めてですね、そこを畑として使いたい方、例えば住宅の用地とかですねいろんな使い方があろうかと思っております。そういうのも含めてですね今年3月に、東地区のグランドデザイン協議会のほうから提案をいただいておりますので、それを基にしっかり今月中にでもその方針に添ったところで計画書なりをまとめていきたいというふうに思っております。その中からですね、今回、具体的な、今ありましたような利活用についてもですね絞り込んでいきたいというふうに思っておりますので、そういうときにはいろんな関係事業所、またい

ろんな皆様からですねいろんな意見をいただいて、それを現実にしていくということかと思っております。

特に、平場の造成については優先順位を付けてですね一緒にやるわけではありませんで、この地区をやって、この地区をやっていこうということで今計画はされておりますので、まず、早いところにつきましたら坊主山周辺をですね早くやっていければというふうに国のほうで考えておられますので、当然、東小学校の前の広場は今着手しておられます。そういうのを含めてですねしっかり利活用も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） グランドデザイン策定に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今御質問がありましたグランドデザインの策定に向けた今後の取組についてということでありましたけども、先ほど村長のほうからも話がありましたけども、今年3月にですね五木村東地区まちづくりグランドデザイン協議会の提案をいただいたところでございます。その提案をもとにですね、今、役場庁舎内、あるいは関係者の方々にも御意見をいただきながら、また、先日にはですね村内の若い方々、女性の方々、そういった方々の御意見も伺ったところでございます。

そういった意見をもとにですね今月中をめどに、グランドデザインの取りまとめを行いですね、提案いただいたグランドデザインの基本方針として3つの柱、人口減少対策、移住・定住の推進、産業振興、にぎわいづくり、生活環境の改善、これを位置づけまして、具体的な取組について着手していきたいというふうに考えております。

今後、国において造成工事が行われる平場の位置や水没予定地の利活用、また右岸の付替村道などですね線形検討、あるいは将来のニーズを踏まえた機能や活用策等について、関係機関あるいは村民の皆さまと協議を行いながら、協議が整ったものから適宜、毎年度策定する振興計画ですね、こちらのほうに追加した上で取組を推進していきたいというふうに思っております。

今後、それぞれの事業についてはですね関係機関、村民の方々と協議しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 一応、今後策定するに当たり、実際そこで、今後10年間かけて造成される中で、こういうことで使いたい、ここに何をつくりたい、1次産業、2

次産業、3次産業、考えておられると思うので、そういうのを頭地の久領側につくるのか、溝ノ口側につくるのか、下手側につくるのか、高野側につくるのか、いろいろな場所も、その利用の仕方で農地であったりですね、日照が関係あります、高野のほうは風が強い、いろんな使い勝手がいろいろありますから、そこには実際要望される方が入って、ここで何をしたい、ここについては、でも、それをするならなかなか厳しい、住宅地も横にあるからどうか、いろんな調整をしながらつくっていく、そういう委員会をですね立ち上げていただいて、そこでそれぞれがこの地区についての要望されておるところ、ここについて要望されているところ、それぞれの場所での使い勝手を調整しながらされたほうがいいと思います。

それで、平場に、先ほどは村長の話では今のところはいらっしゃらなかったようですが、今後はそれをしっかり取って、そういう10年後を目指す方、今後どうしていこうという方を申し込みをいただいて、その方々が一緒にそこに加わって、今後それを進めていったほうがいいんじゃないかと私は考えますので、そのところをですね今後、このあとまた、そういう委員会なり、何かチームをつくられると思いますので、それを早急に立ち上げていただいて、また、ダムの完成までにはですね、これは平場はできていないと試験湛水というのが入ると思いますので、それまでにはできるように、また、それまでできなかったからといって、じゃあダムをちょっと後延ばしにしてくれということとはできないと思いますので、早急にそういうチームをつくりあげて協議のほうに入っていたきたいというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、土肥課長のほうからですねこれからの取組、国・県との協力の在り方等についてはお話があったと思っております。今の話にありましたように、今年3月にランドデザイン協議会のほうから提案をいただきました。これについては、今、園田議員おっしゃいますように、大きな村の政策等を進めるに当たってはですね大きな基本的な考え方、これは基本的な方針になろうかと思えます。そういった具体的な柱は何にするかということで、今回、基本的な方針、3つの柱についてはですね、今、土肥課長のほうから話がありましたようにつくっていただきましたので、それをしっかり担保しながらですね、それから具体的なものに入っていくという形になっていこうかと思っております。

今、提案がありましたようないろんな業種の方、土地を求める方についてはですね、そういうものの会を開きながらですねしっかり意見の聴取をやっていって、具体的なものに速やかに入っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それではですね、そういう計画を早めに始めていただいて、それなりの事業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

次は、住宅地内のシカによる食害防止についてということであります。村内では鳥獣被害対策実施隊の皆さんの御協力を得て、銃猟・ワナ猟によりシカの捕獲がなされてきております。五木村全域、国有林を除く実績は、令和3年度1,371頭、令和4年度1,410頭、令和5年度1,509頭、令和6年度1,475頭の実績がございました。

しかしながら、頭地の住宅街には、夜になるとシカが群をつくり出没しております。各家庭の庭の植え込み、菜園等で被害が出ております。住宅地では銃の発砲の制限がございます。猟犬を使ってのシカの追い払いは、行き場を失って、逆に住宅地に逃げ込むこともあります。追われたシカによる住宅の破損、人に危害を及ぼす危険性がありますので容易ではございません。

また、ワナで捕獲するにしても、無数にあるシカの通り道にわなをかけても、効果はなかなか上がりません。住民は困惑されております。もちろん、これは頭地集落に限ったことではなく、村内全域に生息しておりますので、村内の集落のどの地域についても同様のシカの害に苦慮されております。

このような中、どのような対策を御検討されておられるのかお伺いいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

住宅地内でのシカを含めてですけれども、鳥獣被害についての対策ということですが、こちらにつきましては、先ほど議員おっしゃるように、銃猟では住宅地内では駆除ができません。ですので、駆除を行おうとすると、今の現状ではワナということになろうかと思っております。

ワナにつきましては、そこの所有者、住宅、五木の場合は住宅が密集しているのは代替地になると思いますけれども、それ以外の地域ではですね所有者の方の範囲内で隊員さんがワナをかけて捕獲をすると、また、これは農地も含めてですけども、免許を持たない方が駆除をお願いするというので、先月もですけれども、区長会の中でですね班長の皆さんの連絡先を周知させていただいて、そういった対応をしていただくということをしております。

ただ、頭地、代替地、こういったところはなかなか厳しい面もありますけれども、可能な場所でありましたらそういったものも可能かと思えます。

もう1点ですけども、駆除が難しいということであった場合ですけれども、これ

は役場のほうに電動銃を保管しております。これで追い払いをですね、これはサルが多かったんですけども、していただくというような対応をした経緯もございますけども、現状のところ、敷地内での隊員の皆さんにお願いするワナが唯一の対応策となっているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今、話では効果が上がるような成果は、今のところでは望めないということではよろしいですかね。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

成果がないと、先ほど言いましたように、他の地域ではですね成果があっている場合もあります。成果が高いか、低いか、これにつきましてはですね必ず100%駆除できているとはいえませんが、成果があっている地域等もございますので、そういった場所にもよるかとは思いますが。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 場所によっては成果が上がっているところもある。頭地地区については、今、私が話したような状況が今も続いております。

そこで、今後は鳥獣被害対策実施隊の方と、また認定鳥獣捕獲事業者もおられます、村内には、その方で一応これについて、この状況について話し合いを持たれて、今後、今の状況と、あとはどういう手立てがあるか、そこを検討いただければ、私の考えですけども、住宅街の回りの周辺を網で囲むしかないんじゃないかなろうかというふうに私は考えております。そうなれば、またそれなりに経費も網設置費も要りますので、それは今後のことではありますけども、まずはそういう実施隊の皆さんと認定鳥獣捕獲事業者の方で対策をとっていただければ、考えていただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

五木村では、今言われたとおりですね、いろんな鳥獣被害対策、また、その対策をどうするかという計画をつくっております。被害防止計画、これは熊本県のほうに出しまして、これをもとに、今、鳥獣被害対策を行っているところでございます。年に一、二回ですね鳥獣被害対策協議会を実施して、その被害計画をつくって、その内容も確認いただいて、現在、毎年県のほうには出しております。そういったいただいたような内容も含めてですね、今後、検討をしていきたいと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、即効的な対策は、今の話ではまだ難しいようなこと

でしたので、私から、また今後調査をするなどして、また担当課のほうにどれぐらいかかるか、費用とか網とか設置を、またそういうのを提案していきたいと思います。早急にこれはやらなければならない問題だと考えておりますので、よろしくお願い致します。

次に、ダム対策課の名称についてということで質問いたします。ダム対策課の業務内容に地域振興や統計などが含まれるが、村民が役場に相談に行く際に、業務分担がわかりにくいとの声を聞く。課の名称変更などを行い、住民にわかりやすくできないか。村民の声を聞きまして、ダム対策課の事務分掌一覧を確認してみました。業務内容は11の見出しがあり、36項目に分類されております。その見出しに、ダム対策の文言は2つありました。そのほかは地域振興に係る内容の見出しが多いようです。36項目の中では、ダム対策と4項目あります。大半、ほとんどが地域振興に関することから、村民の業務分担がわかりにくいとの要望に、私は理解しております。

今後、名称の変更等も含めて御検討いただけないでしょうか。よろしくお願い致します。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

前段になるんですが、まず、課の構成、課の名前というのはですね総務課で決めるわけではございません。最終的には村長の裁量によって、全庁的にこうしたいんじゃないだろうかと話合います。

それで、私のほうからですね球磨郡の町村の地域振興とかまちづくり、例えば結婚対策、地方創生、どういう名前を、課の名前ですね、ちょっと調べてみました。全部は言いませんが、大きな町、錦町とかあさぎり町、多良木町とかはですね企画観光課とかですね企画政策課、その中でやっぱり地域振興係、企画調整係、企画係と。本村が一番小さい村ではございますが、水上村とはですね地方創生推進課の中にそういうまちづくりがあります。球磨村においてはですね令和2年に大きな災害があつてからですね復興推進課という名前です、球磨村はですね。その中にやっぱり企画調整係というのがありまして、うちはダムを持っていますのでダム対策係となっておりますけども、名称はですね私のほうでこうしたいとかはちょっと今言えませんけども、とりあえず球磨郡の町村の課の名前はそういった名前なんです。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 五木のダム対策課の名前について、球磨郡の町村ではどうかという話ではなくて、ダム対策課としての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

今、質問にありますように、ダム対策課という業務内容等についてですね住民の方が何かわかりにくいというお話かと思っております。ダム事業等が、先ほど来からありますように、流水型ダムを含む河川整備計画等が出たところからスタートしますけども、もとはふるさと振興課ということで振興に特化してですね企画部門と振興を引っ付けた課の名称でありましたけども、その中にダムの計画が出てまいりましたのでしっかり国・県にアピールできるように、またダムというものをですねしっかり五木の場合は特に振興に密接に関係しておりますので、ダム対策課という名称に変えましてですね、すべてそこで国・県の企画部門については一手に受けているというところで、今、編成をして、この名前にしているところであります。早くですねこういうダム対策課がですね、先ほど総務課長のほうからありましたように、企画振興課とかですね企画観光課とか何でもやる課とかいろんな活動はあろうかと思えますけども、まだまだ、私どもとダムと地域振興は密接に関連しておりますので、当分の間はこの名称を使わせていただきたいと思っております。

それと、あと、業務内容等がわかりにくいということでございますので、各課の前に看板の下にいろんな業務が書いてありますけども、そういうものをしっかりですね住民の方にわかるようにお伝えをして、今の名称は残していきたいというふうに思っております。

それと、あと、業務の分担ですけれども、人数が多い大きな庁舎、役場職員等が多いところはですね細部にわたって分担はできますけども、うちの場合は限られた人数の中でやっております。今一番業務的に持っておりますのは産業振興課が林業、農業、観光、3つの係を持っております。土肥課長のもとで采配していただいているところでございまして、そういうのを踏まえてですね、ひとつはダム対策課の諸般の業務等については今のまま、どうかやらせていただいて、住民の方にはわかりやすくですねお伝えしていきたいというふうに思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 他の町村ではですね案内係とか総合案内とかああいうのがあればですね高齢者の方とか初めて入られる方には、こういうことで来たがどこに行けばよいかという話はできると思っておりますので、もし、それが思い入れのあるダム対策課、今後ウエイトが大きいということでどうしても残したいということであれば、そういうようなことも対応としてできないかと考えておりますので御検討のほうよろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

ダム対策課自体がですねずっと将来にわたってという名前ではございませんで、そういうものは一区切り付けばですね、また新しい課の名前になろうかと思っております。そのときには課の編成も多分あるかと思っております。一時期はですねダムの話が令和元年、2年、出てこないときにはですね3課統合したときもありまして、建設課と農林を一緒に産業課とかですね、福祉と税を一緒にして住民課とか、そういうときもありましたので、それはそのときに考えていきたいというふうに思っております。

それと、今ありました総合案内所的なですね住民の方を案内するようなところ、これはよそでもやっているところはありますけども、そのうちの半分ぐらいはすべてボランティアの方が来ていただいて案内するということになっておりまして、もし、そういう方がおられたらですねあそこにちょっとブースでもつくって御案内できるようなボランティアの方がおられたらですねそういうふうな対応をやっていきたいと思っておりますし、今の現状ではなかなか人手がですね足りておりませんので、そこまでなかなかサービスは回りませんが、そういうのも視野に入れてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） わかりました。

それではですねそういうふうな方向で対応のほうをよろしく願いいたします。

次の質問です。青年団の復活について。まず、人吉球磨の青年団の活動状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） それでは、お答えいたします。

議員の皆様の方にですね教育委員会の資料としてお配りしております資料を御覧いただきたいと思っております。3ページになります。人吉球磨管内の青年団の状況ということでまとめた資料を付けさせていただいております。人吉球磨管内10市町村ございますけども、今現在、青年団の活動されている市町村につきましては7町村となっております。こちらに書いてある町村、丸を付けてある町村が活動を行っているというところでございます。

また、団員数につきましては、それぞれこちらに表に書いてあるような団員数となっております。その横に加入者年齢ということで大体20代から35歳までの方が加入されているという状況でございます。その右のほうに活動状況という形で出していただいておりますけども、主に地域内の交流とか、あとスポーツ行事、地域清

掃活動、各種イベント、ボランティア活動、また郡の青年団の協議会がございますので、そちらが主催する行事なんかに参加されているという状況でございます。

また、その横に備考で課題というところを出していただいておりますけども、この7町村におきましても、各団の活動の低下はあっているということで、行事参加率の減少とか、あと団員の減少傾向があるということで団の存続も困難な団もあるというところがございます。

それと、また右のほうに書いておりますけども、郡の青年団協議会のほうの内容でございますけども、他の町村につきましては、先ほど青年団がある町村が7町村加入されております。ただ、本年度、令和7年度からあさぎり町のほうが青年団協議会を脱退するというような形でされているということでございます。郡の青年団の協議会の活動につきましては、文化祭とか体育祭、あと青年団の駅伝大会などを主催して実施されているという状況でございます。

また、青年団とは別でございますけども、水上村につきましては、青年団に代わる会をつくられているということで、こちらは村内20代の方が集まって会を結成されているということで、さくらまつりの活動ですね、イベントとかに活動されているということでございましたけども、近年ですねこちらも活動が低下しているということで、今、役場職員の若者だけということになっているという状況でございます。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） それでは、村長にお伺いします。村長は以前ですね、私も30年ぐらい前には団長として頑張っておられて、あのときの活動が私は今のこの年になってもためになったなというふうに考えておまして、多分、村長もそのときからのことはいきさつもわかるし、経験もそれがあって生かされて、それもひとつはあるんじゃないかと思っております、今の五木の若い者もそういう若者同士で交流する場もなかなか少ないし、しようと思わないかもしれませんが、団として五木村にあるのは消防団とかですねそれぐらいのことしかありませんので、今後、皆さん、若者がみんなによってたかって何かをやるような場をですね提供していただければ、少しは若者が盛り上がってくれるんじゃないかというふうな期待を込めて、この活動を再開すればということで考えております。村長、そのへんのところよろしくお願ひします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

青年団活動の復活ということで、今、園田議員のほうから御紹介がありましたように、私もですね22で帰ってまいりましてからすぐ青年団のほうに入れていただき

ました。数えますと40年ぐらい前になろうかと思っております。そのときにはですねやはり若い人も多くおられましてですねいろんな活動を毎日やったり、土日、青年の山というのもございまして、クヌギの造成とかみんなで行ったりですねいろんなことが自分のためにもなりましたけども、やっぱり地域の活性にも大分寄与したなと思っております。特に盆踊りとかもですね、そのときは、地区、地区でやっております、青年団が主体となって、また商工会の皆さんと一緒にやっておった記憶もありましてですね、やはりすべての人がそういう若い人たちのエネルギーをですね、子どもが見たり、また高齢者の方が見れば非常に活気が出ているなというふうに捉えた自体だったというふうに思っております。

そこで、この復活をどうかということで、先ほど紹介がありましたように球磨郡では7つの町村がですねやっておられて、今回、あさぎりが何かの事情があったのかもしれないけど脱退されて、自分たちで活動するということだというふうに思っております。五木に目を通してみますと、今の若い経営者の皆さんが集まって「こくる会」というのを結成いただいて、いろんな活動に取り組んでいただいております。その中には村外のいろんな企業の方もたまには来てですね一緒にいろいろな検討課題解決の会議を開いておられますので、そういうものを軸にですね、やはり今度の週末の14日は村では敬老式典をやっておりますけども、やはり若者を対象としたお祭りとかイベントをですね五木の村内の若い人がみんな集まって何か催し物をして交流を深めるそんな場も1日つくったらどうかというふうに思うところもございまして。そういうのをやりながらですね若い人たちがしっかり五木に根を生やしていただいて、五木のことをみんなで考えて、課題を解決する。青年団という名前がどうか分かりませんが、そういう活動は非常に大事な活動というふうに思っておりますので、議員提案のこういう若い人たちが活躍する場をどうやってつくっていくかと、私も賛同しますので、名称はですね青年団か何か分かりませんが、そういうものの復活は必要かというふうに思っているところでございまして。

よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君） 5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 今、おっしゃられた青年団という名称はさておいて、何か青年が集うような場所、また継続的に年間を通じて行えるような何かの組織づくりを考えていただいて、みんなでわいわいやって交流をする、そういう場を実現させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（早田吉臣君） これで、園田議員の一般質問は終わります。

ここで、暫時休憩いたします。3時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時50分

再開 午後3時04分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

-----○-----

## 日程第2 質疑

○議長（早田吉臣君） 日程第2 議案の質疑を行います。議案第46号の質疑を行います。昨日、14ページまで終わっておりますので、歳出の15ページから再開いたします。15ページ、質疑ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私は高齢者のバリアフリー化の補助金ということですが、これは1件に50万ですか、それとも1件で済むんですか、どうですか。今までどのくらいの利用者があったかですね。これから高齢化になっていくわけですから、これ1件で50万ですか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、すみません、保健福祉課の一般会計補正予算（第2号）の資料を御覧いただければと思っております。こちらの2ページに高齢者住宅バリアフリー化リフォーム支援事業というチラシのほうを付けさせていただいております、資料を付けさせていただいております。

まず、バリアフリー化リフォーム支援事業でございますけれども、令和元年度から6年度まで実施をいたしておるところでございます。事業名については、自立高齢者住宅リフォーム支援事業ということで実施をしております。令和7年度からですね事業名と補助金額を先のとおり変更させていただいたところがございます。事業名についてはですね自立高齢者とは何かとわかりづらいということもございましたから、名称のほうは高齢者住宅バリアフリー化リフォーム支援事業ということで改定をさせていただいたところがございます。

対象者についてはですね、今現在も変わりませず65歳以上の方ということで対象者としております。補助率についても3分の2ということで行っております。

補助金についてということで、令和元年度から6年度まではですね15万円を上限にしていたところがございます。ところがですね、この15万円という事業費につきましても、なかなか最近の物価の高騰とかですね工事費とか、そういうものの高騰もございましてですね住民の方や、あと市内からもですねちょっと使いづらいんじ

やないかということで、検討させていただいて、令和7年度につきましてはですね50万円を上限に改定をさせていただいたところでございます。対象工事についてはですね自立高齢者住宅リフォーム支援事業と変わらない内容というふうになっているところでございます。

また、高齢者住宅リフォーム支援の実績でございますけれども、元年度から始まっておりまして、元年度は5件、2年度は3件、3年度はございませんでした。4年度が3件、5年度が2件、そして6年度が3件ということにしております。

今回、予算につきましては、高齢者住宅バリアフリー化リフォーム補助金ということで50万円を計上させていただいておりますが、当初予算にですね2件分100万円を計上させていただいております。2件の部分についてはですね申請済みのところがございまして、今後利用したいという方がいらっしゃったものですから、その部分について1件分ということで50万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 去年はなかったということですが、去年はなかったということでしょう。高齢化になってですねやはりお年寄りには転ばぬ先のつえといいますか、こういうのを望んでおりますので、希望者があれば追加はできますか、お尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者の方が住みよい環境を整えていただきたいということで、村としてもですね事業費のほうも増額をさせていただいたところでございますし、今のところは1件の方が要望されておりますので、今後、また要望がございましたらですね補正予算として計上させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私も同じところですけども、年度途中の上限の変更ですけども、以前には2件ほどあって、また今回、そういうことが必要な方がおられるということで今の答弁で聞いたんですけども、年度途中で、年度当初の計画された人と、今回計画された人の上限の格差があると思いますが、これはどういうふうに私も捉えればいいのか。それが前は15万円上限だった、でも、これから、まだ予算は通過してませんけども、50万円上限になったということで、その付近は格差、また不平不満というか、が出てくるんじゃないかと思っておりますので、もう一回、ちょっとそ

のあたりを詳しく教えてください。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

まず、令和元年度から6年度までの事業ということで、こちらのほうは自立高齢者住宅リフォーム支援事業ということでございまして、そもそも出発点ではですね大規模な工事とかそういうものは予定はしておりませんでして、手すりの取り付けでありますとか、段差の解消でありますとか、滑り止めですね、そのようなところでスタートさせていただいたところで、工事費等についても少額なところがございまして、手すりの取り付け、段差の解消、滑り止めというところで、どちらかというところと小規模な工事が主でございまして、事業費的にもですね20万円とか少額な事業費というところではございました。

今回、昨年度とも要望等ございまして、いろいろと工事費とかが高騰しているということもございまして、あるいはスロープの設置というところがありまして、屋外のスロープとかこういうものを工事する折には、どうしても15万円ではちょっと少なすぎるというそういうような話もありましたものですから、ある程度ですね工事費を確保するという上ではですね、今回、上限額を変更させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、詳しく説明というか、私が聞きたいのはそのポイントではなく、当初予算では100万円を組んでいたということで、今回、3月、6月、9月定例会で、なぜ費用の3分の2の上限を50万円にしたのか。この説明の中では補助金の変更前というその説明は要らないんじゃないかなと思うんですけども。それはどういうふうに捉えているか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時16分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

こちらの説明資料がちょっとわかりづらくて大変申し訳ございませんでした。変更前が15万円ということで、こちらのほう、大変申し訳ございません、15万円とい

うのは6年度の補助金の上限額を書いているところでございます。7年度においてはですね当初予算から50万円ということで、2件分を計上させていただいているところでございます。今回の補正で1件分、50万円を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに、15ページございませんか。7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） 1点だけ御質問させていただきます。民生費の児童福祉費です。すね保育施設物価高騰対策事業補助金、この補助金はどこに補助金をやられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

保育施設物価高騰対策事業補助金11万3,000円でございますけれども、こちらの補助金につきましては、県のほうから物価高騰対策ということでいただいている補助金ということでございます。こちらは物価高騰の影響を受けている保育所に対して、光熱費、燃料費等の物価上昇分の一部を支援するものでございます。

補助の方法でございますけれども、定額になっておりまして、利用定数の基準により補助されるものでございます。五木保育園につきましては、定員が30名ということでございます。当保育所につきましては、県の交付基準によりまして、30名の定員につきましては定額の11万3,000円が交付されるものとなっております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 15ページなければ、次の16ページ、お願いします。衛生費です。ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、次、17ページ、5款の農林水産業費になります、商工費まで。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 農林水産業費の農業費で特産品加工施設の体制整備調査業務委託とありますけれども、具体的にどういう調査をされるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

特産品加工施設につきましては、令和5年度にですね元のみそ加工施設を特産品加工施設としてくねぶの加工施設として整備をしております。5・6年度としてですね村のほうで実証実験をして、経費また販売額等の検討をさせていただきましたけれども、2年間で令和5・6と、かなり生産量にですね表・裏年があつて、この2

年の実績でなかなか調査ができませんでした。今回、本来であれば当初予算でこの施設をどういった貸し方をするというのを決めなければいけなかったんですけど、なかなか、そこが判明できませんでしたので、今回までいろいろ設定をしまして、新たに必要な経費を定めて、もう1年です。ね調査を見て、ちょっと余りにも2年間の数字が異常でしたので、今回までは調査したいというふうに考えております。

その積算単価につきましては、産業振興課資料の3ページに記載させていただいております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 重ねてお尋ねしますけれども、今のところ売上げが伸びなかったという話になるんですか。今後、この調査をするに当たり、こうしたほうがいいという改善点があると思うんですけれども、そういうのも含めて調査なのか、ある程度目標値を持って、この調査を委託されるのか。単純に調査するだけじゃ、なかなか目的を達成しない部分もあるものですから、ちょっと高い目標値を持って、こうすれば今後、あの施設が運営できると。こういった構想といいますか、そういうところがあるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今、議員おっしゃったとおり、この2年間の実績を基にですねどういったものを削減できるのか、どういったものを節約できるのか、この2年間の数字を基に、これ以内に抑えたいという調査をさせていただいて、それが、もし、うまくいかなければ販売額を上げるのか、そういったものまでも将来は検討する必要がありますので、そこまで含めた数字の把握をしたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） ちょっとお尋ねしますが、それは加工の量の話なのか、それとも販売の方法の問題なのか、何で改善する必要があるのかなというのが。持ち込みの量が少ないから売上げが伸びなかったというのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

先ほどちょっと言いましたけど、表、裏です。ねある程度、村内で収穫されたものは集めていただいております。ただ、その量の差がありすぎたので、加工に差が生じる。加工品を4トンのときと2トンのときで、やっぱり内容が変わってきますので、あくまでも、ここは加工施設の加工について検討させていただきたいと思っております。

○議長（早田吉臣君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 次、18ページにいきます。18ページ、土木費、消防費、教育費となります。質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 18ページでよろしいんですね。消防費ですけども、説明も議運のときにもお伺いしておりますが、工事請負費で蓄電池更新工事で約1,000万ほど計上をしてございます。これは蓄電池の耐用年数が5年を迎えたから、また、現在は動いているが、機能はしているが、緊急時に蓄電池が機能しないようであればという問題で、今回蓄電池を交換する。大きな施設で6カ所と書いてあります。また、拡声子局、いわゆるラップが付いている電柱が35カ所というふうに書いてございます。これを単純に受け止めた場合に、6カ所分で約1,000万ぐらい、ということは、残りの29カ所もこれぐらいの単価で将来蓄電池を交換するのか。または子局、また、先ほどの6カ所は大きな施設と書いてございます、このあたりのすみ分け。また、子局の場合の蓄電池も必要なのか、将来。ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

すみ分けの話なんですけど、資料にも書いてありますとおり、役場と頭地、平沢津から、ずっと白髪山までありますけども、写真を付ければよかったですけど、ラップが付いているのは電柱ですよ、じゃなくて鉄塔みたいなのが立っておりますので、それが大きな施設。拡声子局が、さっき言ったラップが付いているところになります。

1つ1つは紹介しませんけども、まず、役場にある施設がですね、これが直接工事費という諸経費含まれておりませんけれども、37万円ほどかかります、大きな施設。それは差がありますけども、例えば平沢津が諸経費含まず23万円ほど。拡声子局が、全箇所になってしまいますが35カ所の350万ぐらいになります。議員おっしゃるとおりですね、これにも書いておりますけども、耐用年数は5年ということで、いつ壊れても、消耗してもおかしくないよという基準でございまして、実際、やっぱりあと5年後もこういうことが出てくるんじゃないかなと考えております。必要な不可欠なものなものですから、その大きなもの、小さなものを比較すると、やっぱりこれぐらいかかると、900万以上かかるということでございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今の説明では、いわゆる35カ所はちょっと単価が安いということで理解をしてよろしいんですかね。

また、この大きな施設というののがかなり、1カ所当たり37万とかそれぐらい、二

十何万かということで、その場所、場所でまた若干金額が変わると思いますが、これが公共施設基金で財源のほうを充ててございますので、将来を見据えた場合にこういう経費がどんどん、5年後、10年後、すぐすぐ必要になってくるということですよ。かなり、やっぱりこういう災害時の情報の伝達とか、いろんな情報の仕組みからすれば、これは結構高く付くと思いますので、メンテナンスとか、もしできれば機械の延長というか、そういうことが可能であれば、そういうのもメンテナンス等々をやられたほうがいかがではないかと考えますが、どうですか。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

メンテナンス費用は数字的に覚えていませんが、毎年委託料を組んでおります。2か月に1回、あるいは3か月に1回ぐらい業者さんが来られてメンテナンスはやっております。時々ですね不具合が出ますけど、最近は聞いておりません。たまに、やっぱり電波が飛んでないよとかいう御指摘の電話はいただいておりますので、そのたびに業者さんに電話して直してもらっているところです。

○議長（早田吉臣君） 18ページ。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 災害対策費で地域衛星通信ネットワークの整備負担金657万ということで、この説明資料にも書いてありますけれども、新しいシステムに変わることからということで、今年度、災害通信用の衛星ファックスや電話を設置しているが、その更新工事の負担金と。これは何年かに一回は更新が係ってくるものかどうか。実際どういう内容なのか、わかれば教えていただければ。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

まず、更新の期間は大体こういう電子機器というのは、まず5年でございます。ただ、その部分、部分です。やっぱり耐用年数変わりますので、まるきり5年ということではありませんけども、今回の資料の4ページに写真を付けておりますけども、私の席の右側にあります。写真2つあって、実際の衛星通信は下1つの写真です。これが衛星通信。衛星通信はかなりお金がかかりますので、また、たびたびじゃないですけども、多分更新がある。説明にも書いてありますけれども、これは熊本県が実際は付けているものです。ただ、市町村も負担しなさいということで合計すると1,300万かかるんですが、市町村も半分出してくださいという、これは多分、今始まった問題じゃなくて、前からあるというものでございます。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） これはいざというときに大事な通信機器となるとは思いますけども、この負担金というのがやっぱり折半という話、当然緊急時には必要な話では

あるんですけど、例えば3分の1とか、3分の2は県が負担してくださいとかそういう割合の協議とかはできないものなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

五木村ばかりが3分の1にしてくれとか、3分の2にしてくれということは言えませんので、これは熊本県内全部統一ですので、それは不可能だと思います。熊本県が言ってきたものを私たちが予算化して、緊防債と私たちは言っていますが、過疎債に似ていて、70%が交付税で返ってくる。ざっくり言うと30%の、その中でも手出しでいいという話で、繰り返しになりますが、五木ばかり安くしてくれという交渉はできません。

○議長（早田吉臣君） 18ページ、ほかにございませぬか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 次にいきます。19ページ、教育費、災害復旧費になります。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） この委託料ですら災害復旧工事の設計業務委託です。これは何箇所ぐらいですかね、箇所だけ教えてください。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

19ページ、10款の災害復旧費でございます。今回の予算計上しております災害でございますけれども、簡単に言いますと、林道2件、村道2件分でございます。

場所につきましては、建設課の資料の2ページ、まずは2ページは林道のほうでございます、この2カ所でございます。林道八重線と林道アザミ谷線でございます。

それと3ページ、こちらが村道でございますが、村道葛の八重線と村道白蔵線でございます。合計、今回は林道、村道合わせまして4カ所の災害復旧工事でございます。

○議長（早田吉臣君） ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 20ページ、給与明細。歳出について、特にございませぬか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 次に入ります。歳入のページ、8ページ。質疑ございませぬか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 次、9ページ。ございませぬか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 10ページ、次にいきます。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 次、11ページ。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） すみません、10ページよろしいですか。10ページの下手公会堂の建物補償金400万円ですけれども、この資料によりますと615分の599がこの400万。この615分の、残りの16については、要は協議により地区から寄附をしていただいたと、100%寄附をしていただいたのか、それとも615分の16というのは何なのか、ちょっと教えてください。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） ただいま、歳入の財産収入のところでは下手公会堂の補償金について御質問がありました。

こちらはダム対策課の一般会計補正予算の説明資料の2ページのほうを御覧いただければと思います。こちらについては、昨日も御紹介させていただきましたけども、水没予定地内にある下手公会堂、こちらのほうに移転補償という形で、建物分につきましては村に寄附していただくということで所有権のほうを村にしているところがございます。そのうち、現在、権利のほうがですね615分の599、これが村の所有になっているところがございます。その分について、これは今年7月20日現在の所有分になりますけども、こちらについて国と615分の599分について補償いただいたというところがございます。

残り16件については、現在交渉中で、なかなか連絡が取れないとか、協議をさせている段階ですけれども、これが整い次第、また、その分についてはですね国のほうに売り払いをして補償していただくというところで考えているところがございます。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。10ページ。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 10ページでですね物品売払収入がございまして。これはみそ加工場の製造機器を売り払ったということで、この内訳も書いてございまして、大体何年ぐらい使われて、機械の状態といいますか、それは多分よかったからこれだけで売れたかもわかりませんが、最初購入した、わかれば金額をおおよそと、何年ぐらい使ったやつが9万2,000円なのか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業振興課の資料の1ページのほうに予定額と販売額と記載させていただいております。申し訳ございません、何年使って、当時が幾らだったか、今ここには持っておりません。ただ、予定価格をですね作成するに当たっては、1つ1つの機械の減価償却と元の金額から合わせて、それ以上という値を付けさせて、また、それ以

上で購入いただいたということになっております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 10ページの生産物売払収入のJ-クレジットの販売収入500万、J-クレジットというのは個人でも村のほうで書類を書いた、あのJ-クレジット。これは村有林のJ-クレジット。個人所有の持ち分の山について、村とJ-クレジットの契約をしたですよね、あの部分についてはこれに入っていない。これは村全体の話になるんですかね、どの部分の金額なのか、ちょっと教えていただければ。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

J-クレジットの取得につきましては、村有林を対象としたものでございます。こちらにつきましては、村には純村有林と分収林がございます。分収林の地主さんに対してですね、今回、J-クレジットを取得するための同意をいただいたもののお話だと思います。それも含めて、この中に入っております。

○議長（早田吉臣君） 10ページなければ、次、11ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、12ページ。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、全款にわたってありませんか。2番、黒木議員。ページ数をお願いします。

○2番（黒木一秀君） 12ページの貸付金の元利収入ということで第三セクターの経営改善資金の償還金、これは毎年125万というのは入ってくるのかどうか。これは何年で償還するのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

産業課の資料の6ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。こちらは決算書にも計上されておりますけども、平成27年度に1,250万円をお借りしております、村から。平成27年度に村から1,250万円をお借りしております。5年間据え置きで、令和2年度から返済をしております。10年間の返済で、令和11年度に終わる予定でございます。令和6年度までの現在、5年間は支払いを終わっております、現在625万支払って、625万が残っているという状況でございます。

大変申し訳ございません。今回、この補正に計上したものにつきましては、当初に本来かけるべきものであったものが、計上漏れしていたものでございます。

○議長（早田吉臣君） 決算書の217ページだそうです。ほか、ございませんか。全款にわたってございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第46号の質疑を終わります。

4時前になりますので、ここで散会したいと思いますがお諮りいたします。本日はこれで散会とします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） では、異議なしと認め、これで散会とします。  
お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時49分

# 第3回五木村議会定例会会議録

令和7年9月12日（金）開会

（第3日）

五木村議会

## 令和7年第3回五木村議会定例会（第3号）

令和7年9月12日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 質疑
- 日程第2 討論
- 日程第3 採決
- 日程第4 要望について
- 日程第5 議員派遣について
- 日程第6 閉会中の継続審査・調査について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（8名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 4番 中 村 弘 信 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君 (兼務)

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (1名)

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 質疑

○議長（早田吉臣君） 日程第1 議案の質疑を行います。

昨日までに議案第46号までの質疑は終了しております。議案第47号の質疑を行います。ダム対策事業特別会計であります。歳入歳出合わせて行います。

歳入歳出6ページ、7ページ、質疑ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） おはようございます。今回繰越で400万、下手の分ということで、これを基金に積み立てるということで、今、基金の残高が3億3,000万ぐらいだったと思います。また、その中で国債も運用されておりますが、基金利子の2万3,000円は多分、普通の預金といいですか、の利子だと思っておりますが、国債の運用の利子は年2回多分入ってくるということで、今、その状況というか増減というのはどのくらいになっているのか。私も前はわかっていたのですが、現在どのような動きになっているのかちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 大岩会計管理者。

○会計管理者（大岩留美君） おはようございます。

国債の利息ということでよろしかったですか。国債の利息につきましては、1年間に30万というふうになっております。年に2回ですので、15万ずつ。今回補正しているのは定期預金の利息になります。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに質疑ございませんか。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） ダム対策費のですね400万円のことですが、615分の599ということですが、残りの16人はどうなっているのかですね、その見通しがどれぐらい立っているのか。というのは、上のものだけでなく下の土地の問題もありますし、もともとあそこは利用計画があったわけですが、このためにできなかったわけですよ。今後のこともあるものですから、強制収容するのか、あるいはそういった手続が実際できるのかどうかですね、それと今後の見通しはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、今、1番議員より御質問がありました下手公会堂の権利所有権の分についてお答えをさせていただきます。

昨日も御説明をさせていただきましたが、今回予算に計上させていただいている分は建物分になります。権利のほうが615分の599、約97%が村の所有となっております。残り16件の分についてが、まだ村のほうに寄附いただいていないというところになります。

この件につきましては、今現在、手続及び交渉をしていただいております。これが交渉が整い次第ですね、また村のほうに寄附をしていただくというところがございますけれども、なかなか連絡が取れないとか、遠方にいらっしゃるとかですねそういった理由で、なかなかちょっと進んでいないところもありますけれども、現在、国においてはですね事業認定、強制収容の手続はされているところですが、任意で交渉を続けるというところで進められております。現在のところは、土地についても同じ状況だと聞いておりますので、残りについては鋭意交渉をこれからはしていくというところで聞いております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） この残りの方も今からしていくということですが、連絡が付かないとかそういうことじゃないんですか、ひょっとしたら。全部連絡は付くわけですか。連絡が付かないから、行政上、進められないということじゃないかなと私は思っているんですが。そこらへんはどうなんですか、行方不明で、数が多いですからね当然そうなるわけですが、このためにできないのか。これを後で寄附していただくといっても、どこにおるかも誰かもわからないのに、やりようがないわけでしょう。ですから、そこらへんを聞いているわけですが、今後の見通しというのは。それだったら強制収容できるであればやるんでしょうけど、これもできるかできないかということをもう一回お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 下手公会堂の所有権の残りの分についてということで、所有の方についてはですねわかっているところですが、やはり遠方にいらっしゃる、海外にいらっしゃるとかですねそういった形でなかなか連絡が取れないというところもありますけれども、国のほうで交渉いただいておりますけれども、そういった事業認定の手続はしておりますけれども、できるだけ任意で交渉は続けていって、どうしても間に合わない場合は強制収容になることもあろうかとは思いますが、そうならないように、国としては交渉のほうを連絡を取って進めていきたいというふうに前回聞いているところでございます。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩。

-----○-----

休憩 午前10時08分

再開 午前10時12分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは質疑なしと認め、これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号の質疑を行います。歳入歳出に分けて行います。歳出9ページをお願いします。ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 10ページございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、次に、歳入に移ります。6ページをお願いします。7ページ、8ページ、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 質疑なしと認め、これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号の質疑を行います。歳入歳出合わせて質疑を行います。歳入6ページ、歳出の7ページ、ございませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 7ページで自営柱番号看板設置というのがありますが、これは今まではなかったのを今回設置するということですか。ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

説明のところに、ちょっとわかりにくかったと思いますが、小鶴トンネルがあります。その脇に、村道白滝線にNTTの電柱が何本かあってですね、そこに共架といっしょに、NTTがトンネルの中に入れるので電柱は要りませんということで無償譲渡で村がもらいました。見たことあると思いますが、自営柱何番とかそういう看板を付けないといけないものですから、その費用です。20本以上はあったと思います。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号の質疑を行います。補正予算書の2ページ、質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） なければ、質疑なしと認め、これで議案第50号の質疑を終わります。

議案に対する質疑が終了しましたので、質疑の終結を宣告します。

-----○-----

## 日程第2 討論

○議長（早田吉臣君） 日程第2 討論を行います。

議案第44号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第44号の討論を終わります。

次に、議案第45号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第45号の討論を終わります。

次に、議案第46号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第46号の討論を終わります。

次に、議案第47号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第47号の討論を終わります。

次に、議案第48号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第49号の討論を終わります。

次に、議案第50号の討論を行います。討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 討論なしと認め、これで議案第50号の討論を終わります。

議案に対する討論が終了しましたので、ここで討論の終結を宣告します。

-----○-----

## 日程第3 採決

○議長（早田吉臣君） 日程第3 議案の採決を行います。

議案第44号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号の採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（早田吉臣君） 全員賛成であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 要望について

- 議長（早田吉臣君） 日程第4 住民投票条例の設置の要望について、議会運営委員長  
の報告にありましたとおり、川辺川ダム対策再建特別委員会に付託することに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、住民投票条例の設置の要望は、川辺川ダム対  
策再建特別委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 議員派遣について

- 議長（早田吉臣君） 日程第5 議員派遣について、議題とします。

お手元に配付しております議員派遣については、このように決定したいと思いま  
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付  
してあるとおり決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 閉会中の継続審査・調査について

- 議長（早田吉臣君） 日程第6 閉会中の継続審査・調査について、議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の継続審査・調査につい  
て申出がっておりますので、一括してお諮りします。申出のとおり、閉会中にお  
いて審査・調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中におい  
て審査及び調査をすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって、本  
日閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しまし  
た。

令和7年第3回五木村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時28分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを認めるためここに署名します。

令和 年 月 日

五木村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

五木村議会会議録  
令和7年第3回定例会

令和7年9月発行

発行人 五木村議会議長 早田吉臣

編集人 五木村議会事務局長 木野徹也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
五木村議会事務局

〒868-0201 球磨郡五木村甲2672-7

電話(0966)37-2211

# 資 料